



神奈川県
環境農政局環境部環境課

令和7年度版 かながわの 化学物質対策

神奈川県化学物質対策レポート
～各法令に基づく取組とデータ～



令和8年3月

はじめに

現在、国内で原材料や製品などとして流通している化学物質は数万種類に上ると言われており、製造業をはじめ農業、建設業など、あらゆる事業活動において広く使用されています。

化学物質は、私たちの日常生活で便利に使われていますが、化学物質と言われるものの中には、大気、水などの環境中に排出され、人の健康や生態系に影響を及ぼす有害な物質も知られています。

国、県では、化学物質によるこうした影響を防ぐため、法律や条例により、事業所からの排出を規制したり、事業者による自主的な排出削減対策を促進するなどの化学物質対策を進めています。

この冊子は、事業者の方々や県民の皆様に化学物質対策について理解を深めていただき、事業活動や暮らしを見直し、化学物質による環境リスク低減の参考にしていただくことを目的として、化学物質に関する制度の概要や排出状況、ダイオキシン類測定データなどをとりまとめたものです。

この冊子を事業者、県民、県や市町村などがそれぞれの立場で活用していただき、化学物質対策を社会全体で協力して進めていくことができれば幸いです。

令和8年3月

神奈川県環境農政局環境部環境課

— 目 次 —



【第一編 化学物質対策のあらまし】

- 1 化学物質とは 1
- 2 化学物質の環境リスク 3
- 3 化学物質の環境リスクを減らすために 4

【第二編 環境リスクを減らすための取組とデータ】

第一章 事業者の自主的な取組の促進による環境リスクの低減

- 1 化管法について 6
- 2 県生活環境保全条例について 12
- 3 事業者の排出削減に向けた取組 15
- 4 各制度の活用 17
- 5 リスクコミュニケーションについて 18

第二章 化管法及び県生活環境保全条例に基づく届出及び集計結果

- 1 化管法に基づく令和5年度の化学物質届出状況 19
- 2 神奈川県全体で排出された化学物質の量 27
- 3 県生活環境保全条例に基づく化学物質削減の取組 28
- 4 令和5年度の神奈川県全体の報告データ 32

第三章 ダイオキシン類対策の取組による環境リスクの低減

- 1 ダイオキシン法について 33
- 2 ダイオキシン類対策の取組 35

第四章 ダイオキシン類等調査の結果

- 1 排出量の推移 42
- 2 常時監視等環境調査の結果 42

【第三編 私たちにできること】

- 一人ひとりができる取組 57
- 番外編 環境にやさしい製品の見つけ方 58
- 番外編 かながわプラごみゼロ宣言 59

【参考事項】

- 有機フッ素化合物（PFAS）について 62
- マイクロプラスチック問題について 64
- もっと知りたいときには
 - 1 関連情報のリンク集
 - (1) 化学物質に関する情報 65
 - (2) PRTRデータ 66
 - (3) ダイオキシン類に関する情報 67
 - 2 「かながわ環境出前講座」について 68

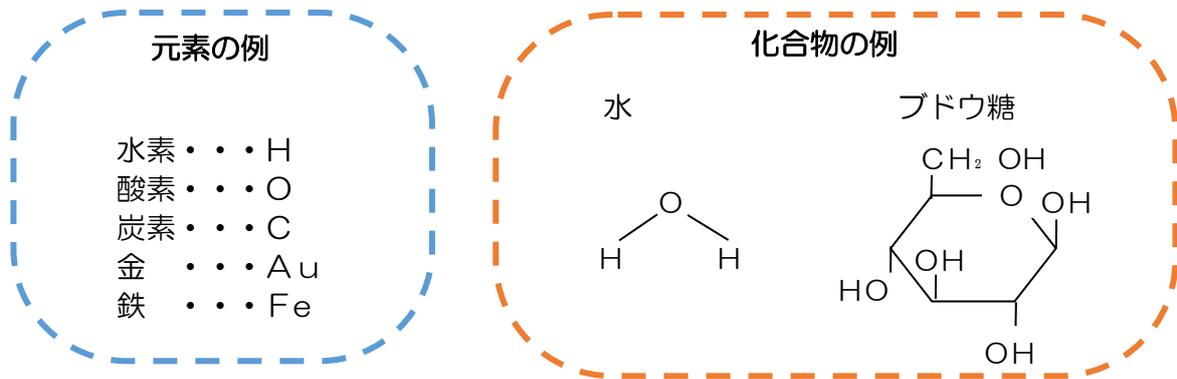
【裏表紙】

- 県・市町村の窓口

第一編 化学物質対策のあらまし

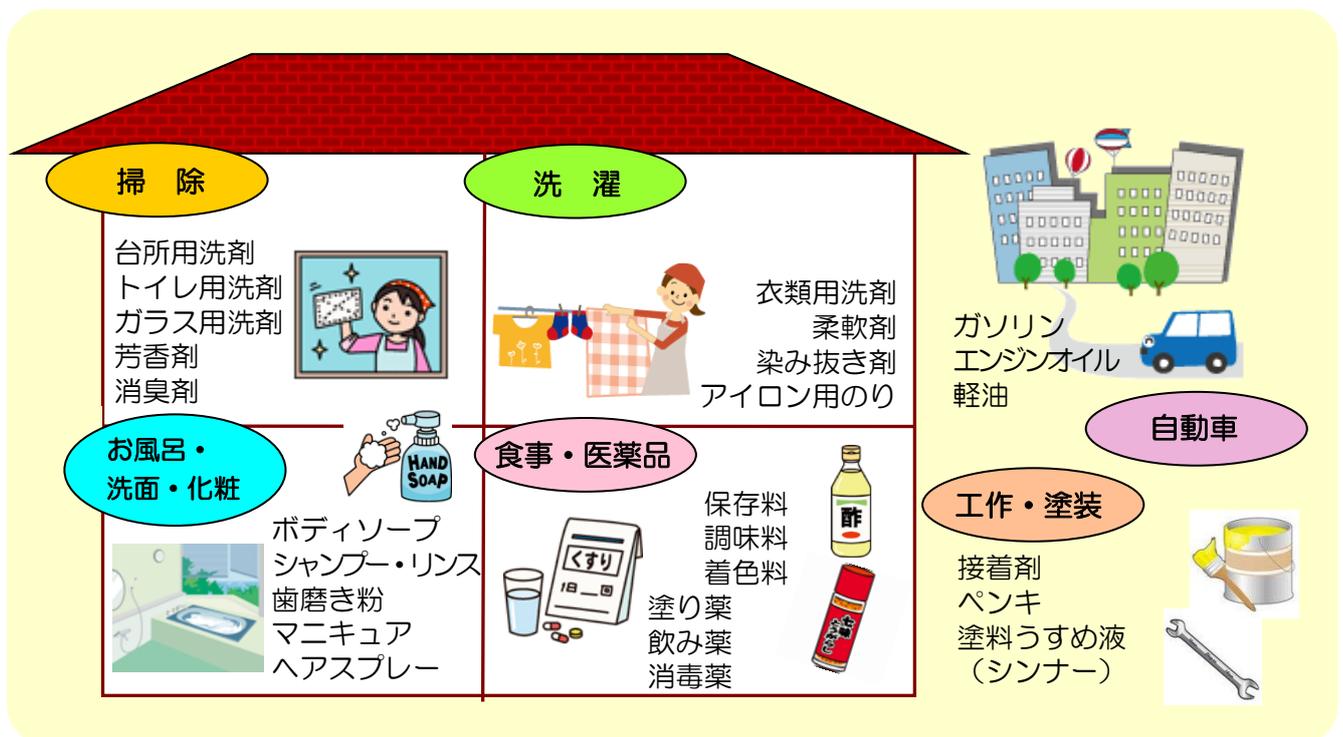
1 化学物質とは

化学物質を科学的に分解すると、それ以上簡単には分解できない「元素」と呼ばれる、物質を構成する最小単位になります。また、2種類以上の元素が組み合わさってできている物質を「化合物」といいます。



化学物質には、塩や酒などの天然由来のもの、プラスチックや洗剤などの人工的に作られるもの、そして焼却で発生するダイオキシン類のような非意図的に生成されるものがあります。

私たちの身のまわりにはどのような化学物質があるのでしょうか。次の図を見てみましょう。



私たちの生活は、化学物質の有用性に支えられています。

一方で、化学物質は「人の健康を損なうおそれ」、「動植物の生息もしくは生育に支障をおよぼすおそれ」など、直接又は間接的に悪い影響を与える性質（有害性）もあります。

代表的な化学物質の有害性には、次のようなものがあります。

化学物質の有害性

発がん性

化学的要因、物理的要因、生物的要因などが、ヒト・動物にがんを発生させる能力を持つ性質です。

変異原性

化学的要因、物理的要因が遺伝形成を行うDNAや染色体に作用し、突然変異を誘発する性質です。

急性毒性

単回投与あるいは短期間に反復投与した場合や短期間の暴露に対して、短期間に現れる毒性です。

慢性毒性

長期間の継続暴露により引き起こされる毒性です。

生殖・発生毒性

雌雄両性の生殖細胞の形成から、交尾、受精、妊娠、分娩、哺育を通して、次世代の成熟に至る一連の生殖発生過程のいずれかの時期に作用して、生殖発生に有害な作用を引き起こす性質です。

催奇形性

環境要因が先天奇形を発現させる性質のうち、胎生期に作用した場合に、胎生期死亡や発育遅滞を除く、形態的及び機能的発生障害を引き起こす性質です。

感作性

アレルギーを起こさせる性質で、特定の抗原を認識し、同じ抗原に再度暴露することにより抗原-抗体反応を起こし強く反応するようになる性質です。

生態毒性

ある化学物質が生態系に及ぼす成長阻害、繁殖阻害などの好ましくない影響を起こす性質です。

このように化学物質は、私たちの生活に欠かせないものであると同時に、工場などで製造され、私たちが使用し、捨てるまでの場面で、健康や生態系に悪い影響（環境リスク）を及ぼす場合があります。この化学物質の環境リスクとどう向き合うかが重要な課題となります。

2 化学物質の環境リスク

(1) 環境リスクの考え方

化学物質の環境リスクの大きさは、次のように有害性と暴露量の積で表されます。

環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性

化学物質の環境リスク

=

有害性

×

ばくろりょう
暴露量

有害性：人の健康や生態系に悪い影響を及ぼすおそれ

暴露量：呼吸、飲食、皮膚接触などの経路から化学物質が体内に取り込まれる量

有害性が高い化学物質でも、適切な管理の下で使用されていれば、暴露量は小さくなるため、人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性は低くなります。

(2) 様々な場面での環境リスク

環境リスクは私たちの生活の身近なところにも存在します。

「つくるとき」の環境リスク

化学物質をつくる工場、化学物質を使用する工場などいろいろな事業所からたくさんの化学物質が、大気や水、土壌に排出されます。

「つかうとき」の環境リスク

防虫剤には人への健康影響が心配される物質が入ったものがあります。
よく汚れが落ちる洗剤は、使う量が多すぎると川を汚す原因になることがあります。

「すてるとき」の環境リスク

捨てた後のことを考えなしに使い終わったものを捨ててしまうと、焼却や埋め立てされたときに、大気中や土壌中へ有害な化学物質を排出する可能性があります。

参考文献：「わたしたちの生活と化学物質」環境省
「化学物質 対話でリスクをへらしていこう」経済産業省

3 化学物質の環境リスクを減らすために

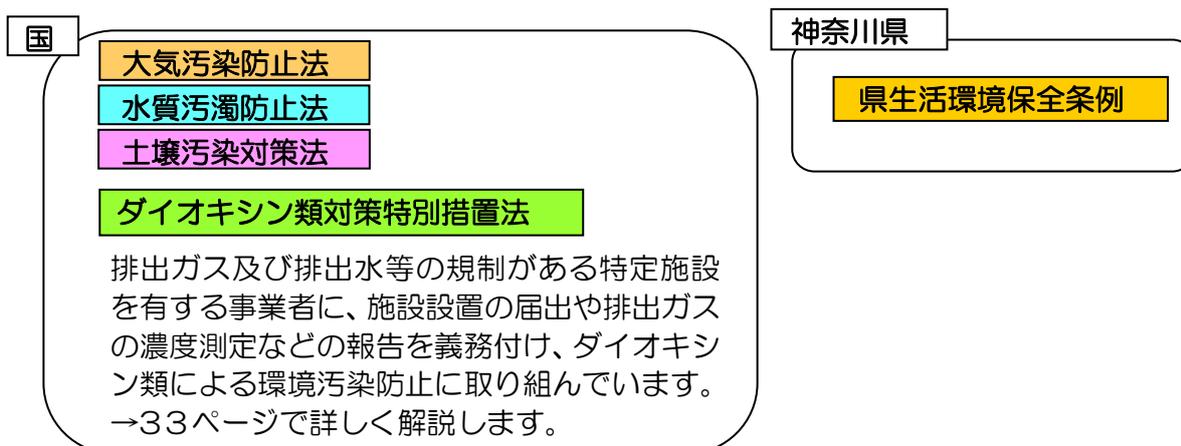
化学物質の環境リスクを減らすにはどうしたらよいのでしょうか。
行政、事業者、県民の3者の視点から考えてみましょう。

(1) 行政の取組

国や県では、次のアやイの手法により、化学物質による環境リスクの効果的な低減を図っています。

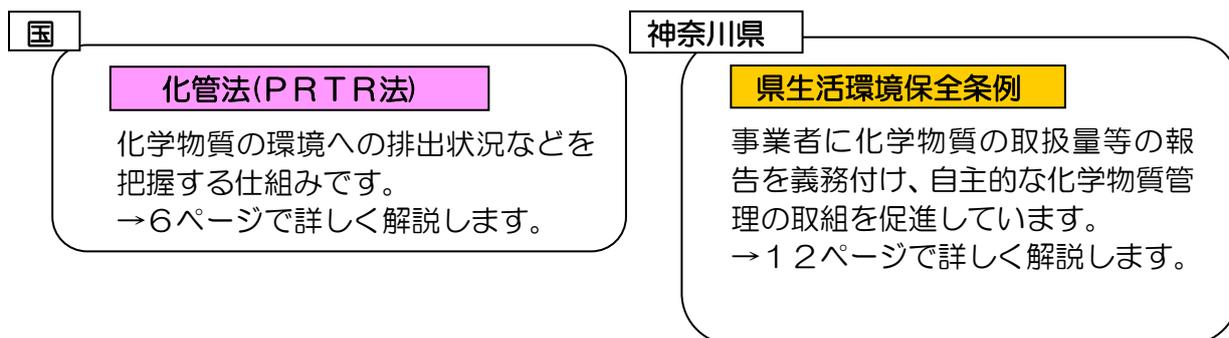
ア 有害な化学物質に対する個別の規制

行政は、以下の法令等により、有害な化学物質に対し、個別の基準を設けて環境中への排出などについて規制を行っています。（→5ページ）



イ 事業者による自主的な化学物質排出削減の取組を促進

行政は、事業者による自主的な取組を促進するための仕組みづくりを行っています。



(2) 事業者の取組

6～16ページをご覧ください。

(3) 県民の取組

57～61ページをご覧ください。

(4) 行政・事業者・県民の相互の取組

17、18ページをご覧ください。

本冊子では第二編において、化管法や条例に基づく事業者の化学物質の自主管理等を促進する取組（第一章、第二章）と、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「ダイオキシン法」といいます。）等個別の規制に基づくダイオキシン類対策（第三章、第四章）を説明しています。

化学物質に関する主な規制

事業活動からの環境への排出に関する規制

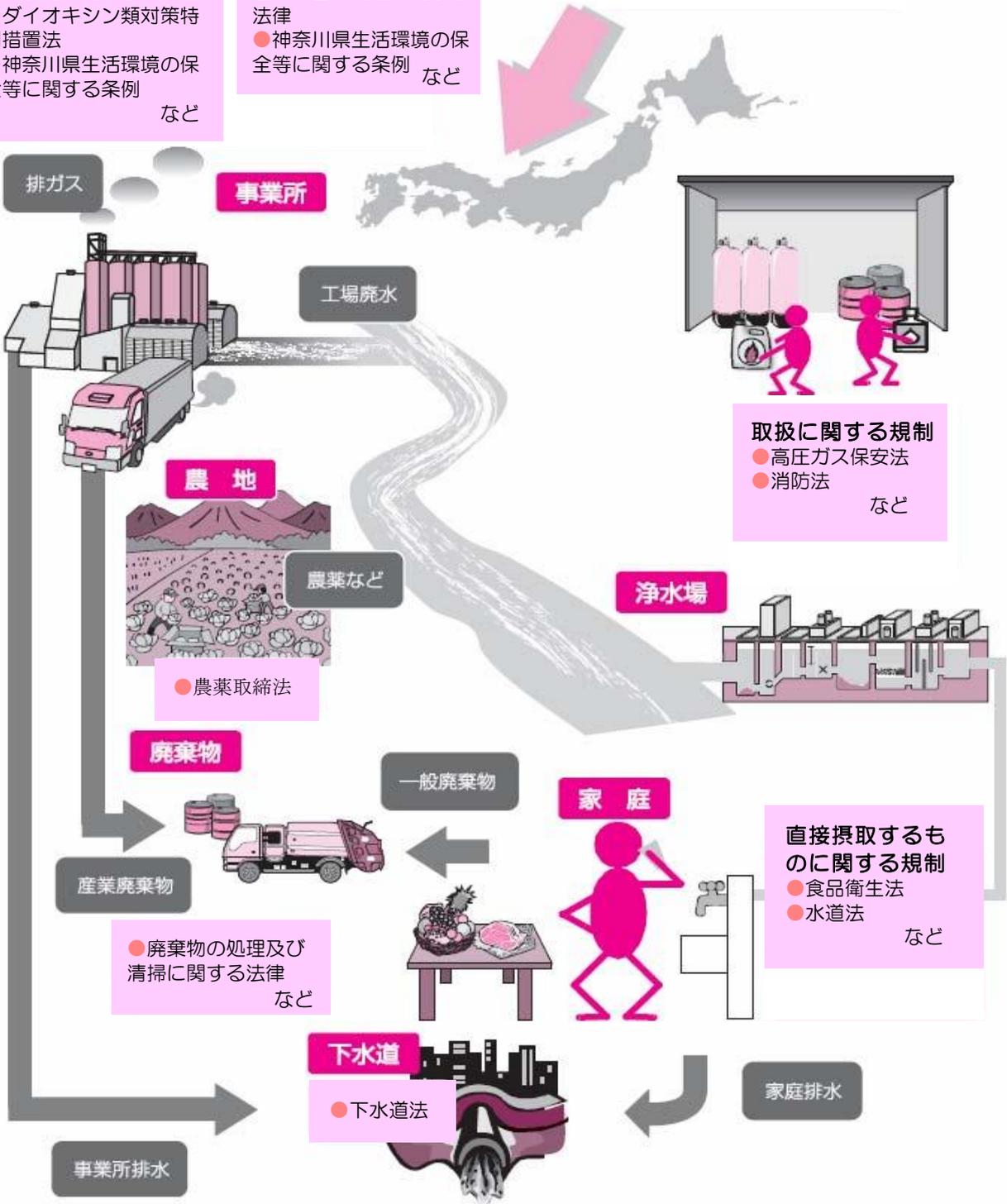
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 土壌汚染対策法
- ダイオキシン類対策特別措置法
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 など

事業者による自主的な取組の促進

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 など

製造・輸入に関する規制

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
- 毒物及び劇物取締法 など



取扱に関する規制

- 高圧ガス保安法
- 消防法 など

廃棄物

- 農薬取締法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 など

直接摂取するものに関する規制

- 食品衛生法
- 水道法 など

下水道

- 下水道法

第二編 環境リスクを減らすための取組とデータ

第一章 事業者の自主的な取組の促進による環境リスクの低減

1 化管法について

国では、有害なおそれのある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11年7月に**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律**（以下「化管法」といいます。）を制定しました。

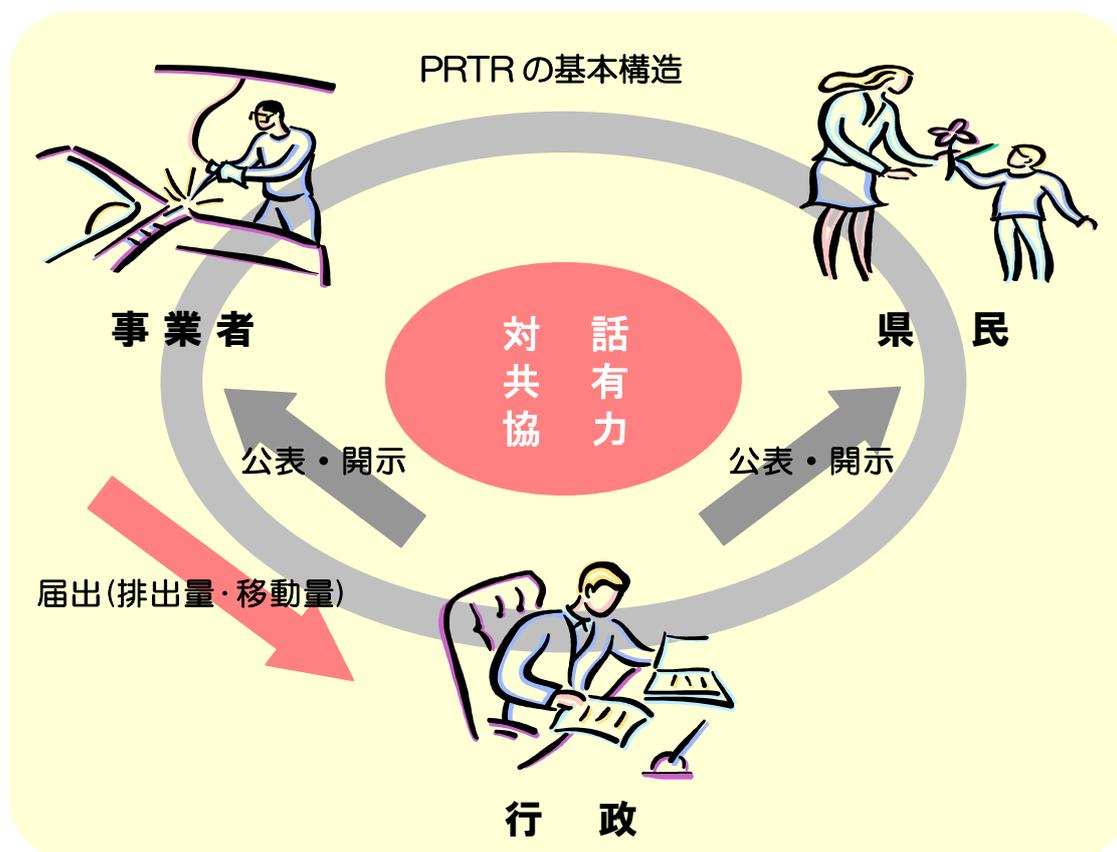
化管法は、化学物質の環境への排出量などの把握（PRTR制度）並びに事業者による化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供（SDS制度）から成り立っており、この2つの制度が車の両輪となって、事業者による化学物質の管理の改善を進める仕組みとなっています。

化管法の制定によって、私たちは化学物質の排出に関するより詳しい情報を入手することが可能になりました。

(1) PRTR制度について

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源からどれくらい排出されたか、あるいは廃棄物中に含まれて事業所の外に運び出されたかなどを事業者が自ら把握し、毎年、都道府県などを經由して国に届け出るとともに、国がその届出データや推計に基づき、排出量・移動量を公表する仕組みです。

この制度は、1970～80年代にオランダやアメリカで導入が始まりましたが、平成4（1992）年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）で採択された、持続可能な開発のための行動計画「アジェンダ21」の中で、化学物質のリスク削減の手法として位置付けられました。



■ PRTRの対象化学物質

● 化管法第一種指定化学物質（515物質）

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- 人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの
- 環境中に排出された後で化学変化を起し、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- オゾン層を破壊するおそれがあるもの

〔 特定第一種指定化学物質（23物質）

第一種指定化学物質のうち、人に対する発がん性があると評価されているもの
（石綿、ベンゼンなど）

→26 ページに県内で排出量が多かった 10 種類の化学物質を紹介しています。

※ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和3年10月20日に公布され、令和5年4月1日に一部施行されました。この改正により、化管法第一種指定化学物質は462物質から515物質に、特定第一種指定化学物質は15物質から23物質に変更されました。

■ PRTRの対象事業者

PRTR制度の対象化学物質を製造している、もしくは原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や環境中へ排出している事業者のうち、次の3つの条件をすべて満たす事業者が対象となります。

● 対象業種 … 次に示す 24 業種

対象の 24 業種

金属鉱業 原油及び天然ガス鉱業 製造業 電気業 ガス業 熱供給業
下水道業 鉄道業 倉庫業 石油卸売業 鉄スクラップ卸売業
自動車卸売業 燃料小売業 洗濯業 写真業 自動車整備業
機械修理業 商品検査業 計量証明業 一般廃棄物処理業
産業廃棄物処分業 医療業 高等教育機関 自然科学研究所

● 従業員数 … 常時雇用している人が 21 人以上

● 取扱量* … 対象化学物質の年間取扱量が 1 トン以上 (特定第一種指定化学物質は 0.5 トン以上)

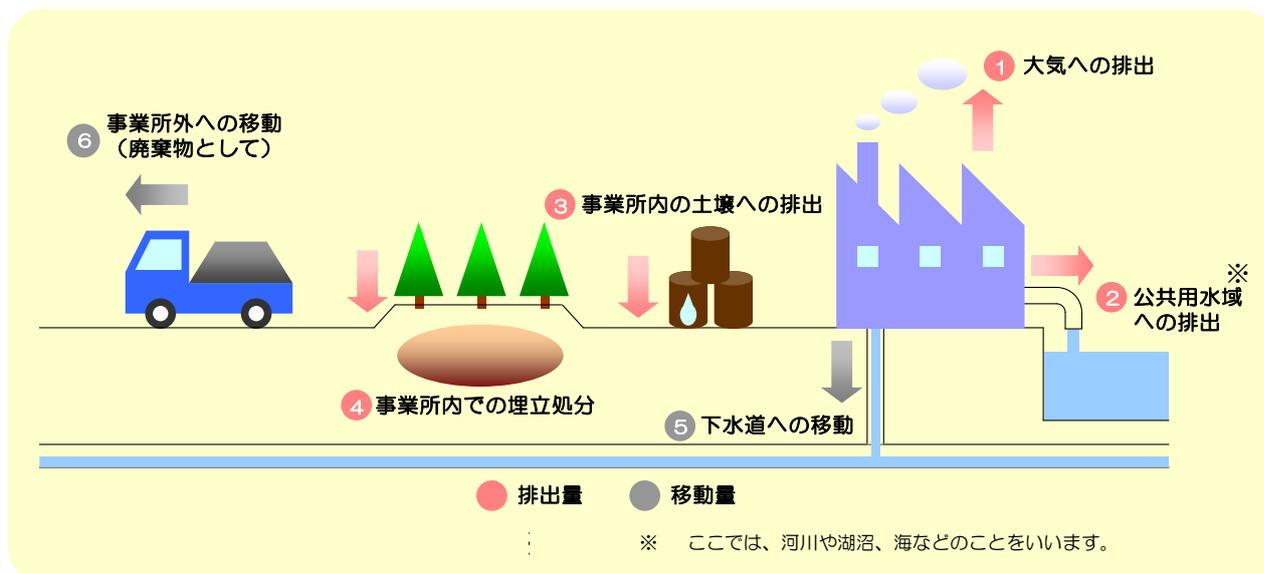
※ 下水道終末処理施設（下水道業）や一般廃棄物処理施設（一般廃棄物処理業）、産業廃棄物処理施設（産業廃棄物処分業）などは特別要件施設といい、これらを設置している事業者については、取扱量の下限はありません。

PRTRの届出内容

対象事業者は、年に一度、対象化学物質について、前年度の事業所ごとの排出量と移動量を把握し、都道府県などを経由して国に届け出ることが義務付けられています。

排出量とは、生産工程などから排ガスや排水などに含まれて環境中に排出される第一種指定化学物質の量で、次の図の①から④に分けられています。

移動量とは、廃棄物の処理を事業所の外で行うなどで移動する第一種指定化学物質の量のこと、次の図の⑤と⑥に分けられています。

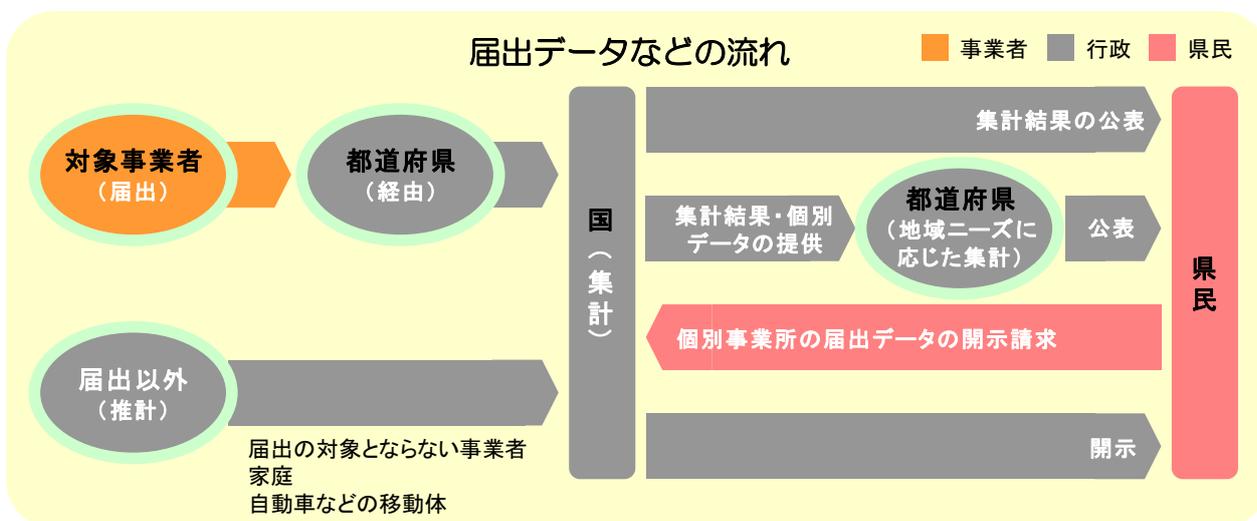


PRTRデータの集計・公表

国は、事業者から届け出られた排出量と移動量の集計と、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車など（以下「移動体」といいます。）からの排出量の推計を行い、公表します。

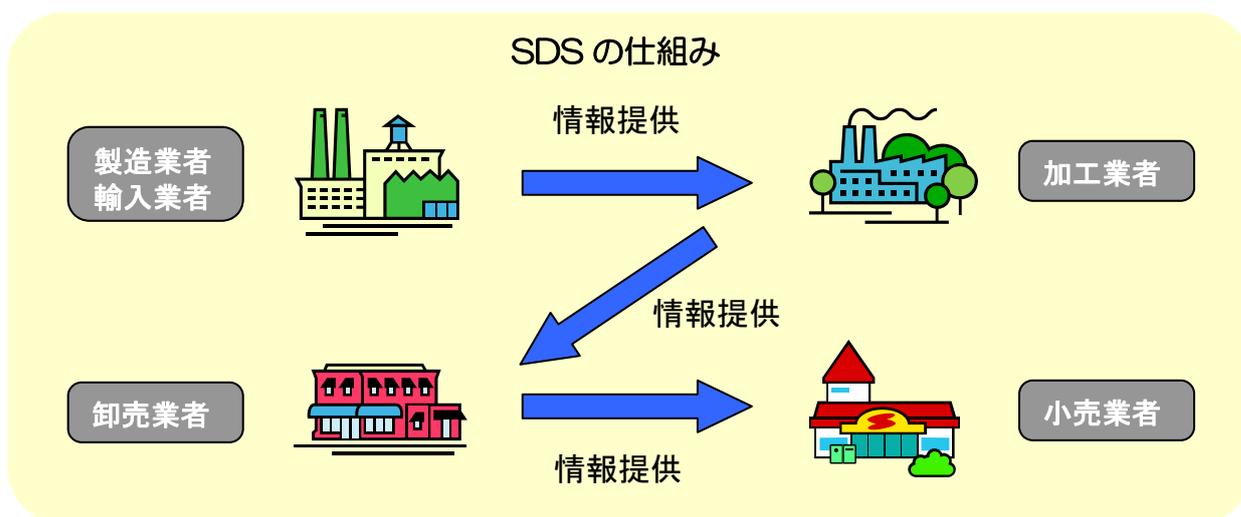
また、県は、国から提供されたデータを基に、県内の排出量などの状況について独自に集計を行い、公表しています。

なお、集計結果の概要は、19 ページ以降に掲載してあります。



(2) SDS 制度について

事業者が自ら取り扱う化学物質を適切に管理するためには、取り扱う原材料や資材などの有害性や取扱い上の注意などについて把握しておく必要があります。このため、化管法ではPRTTR制度のほかに、SDS制度を定めています。SDS（Safety Data Sheet）とは「安全データシート」のことで、SDS制度は対象化学物質又はそれを含有する製品を他の事業者に譲渡又は提供する際に、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報を事前に提供することを義務付ける仕組みです。



■ SDS の対象化学物質

● 化管法第一種指定化学物質（515 物質）

次のいずれかの有害性の条件に当てはまり、環境中に広く継続的に存在するもの

- 人の健康を損なうおそれ、または動植物の生育などに支障を及ぼすおそれがあるもの
- 環境中に排出された後で化学変化を起こし、容易に上記の有害な化学物質を生成するもの
- オゾン層を破壊するおそれがあるもの

● 化管法第二種指定化学物質（134 物質）

第一種指定化学物質と同じ有害性の条件に当てはまり、製造量の増加などがあった場合には、環境中に広く存在することとなると見込まれるもの

■ SDS の対象事業者

業種、常用雇用者数及び年間取扱量に関係なく、他の事業者と第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品を取引するすべての事業者が対象となります。

■ SDS の記載内容

SDSで提供しなければならない情報は、次の【SDSの記載項目】に掲げる16項目です。

SDSはメーカーによっては、ホームページに公開していることもあります。

また、経済産業省のホームページに記載例などが掲載されています。

経済産業省のホームページ「SDS制度 作成・提供方法」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html

SDSの対象となる化学物質を含む製品でも、含まれている濃度が一定以下のものや家庭用の製品などは、SDSを提供する必要がありません。例えば、同じ成分を含む洗剤でも、業務用であればSDSを提供する必要がありますが、家庭用であれば必要がありません。

【SDS の記載項目】

- | | |
|---------------|--------------|
| ● 化学品及び会社情報 | ● 物理的及び化学的性質 |
| ● 危険有害性の要約 | ● 安定性及び反応性 |
| ● 組成及び成分情報 | ● 有害性情報 |
| ● 応急措置 | ● 環境影響情報 |
| ● 火災時の措置 | ● 廃棄上の注意 |
| ● 漏出時の措置 | ● 輸送上の注意 |
| ● 取扱い及び保管上の注意 | ● 適用法令 |
| ● ばく露防止及び保護措置 | ● その他の情報 |

■ GHSとは

様々な化学物質が世界中に流通しているなか、国際的に調和された化学品の分類・表示方法が必要であるとの認識のもと、2003年7月に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」が、国連において採択されました。この「世界調和システム(The Globally Harmonized System)」の頭文字を取って、一般的には「GHS」と呼ばれています。

GHSは、全ての化学品を対象とし、危険有害性(ハザード)に基づいて分類することを基本的な考え方としており、「化学物質および混合物の有害性を判定するための基準」と、「絵表示等を含む安全データシート(SDS)などによる危険有害性の情報伝達に関する事項」が示されています。

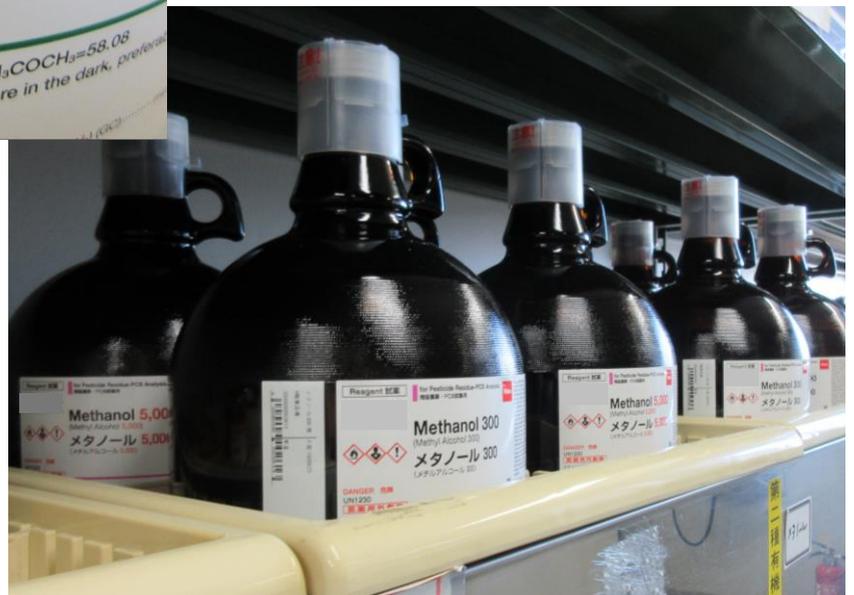
■ GHSに基づく情報提供(SDS、ラベル)

化管法では、SDSによる情報伝達の方法として、GHSとの整合を図り、JIS Z7253に適合した記載を行うよう努めることを省令において規定しています。また、JIS Z7253に適合したラベル表示による情報提供を行うことが努力義務となり、純物質は平成24年6月1日から、混合物は平成27年4月1日から適用となりました。ラベルには危険有害性を表す絵表示を掲載することとなっています。

<絵表示>



※参考資料：経済産業省のホームページ「SDS 制度 作成・提供方法」



2 県生活環境保全条例について

神奈川県では、平成10年4月に「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県生活環境保全条例）」（以下「条例」といいます。）を施行し、個別法令による規制のない物質も含めた化学物質について、事業者による自主的な取組を基本とした独自の規定を創設しました。

その後、平成11年7月に化管法が公布され、国による化学物質の自主的な取組の促進に関する仕組みが整ってきたことを踏まえ、平成16年3月の条例改正では、新たに事業者による化学物質の安全性に着目した環境への影響度の評価の仕組みや、化学物質の管理目標などの作成、報告とその情報提供の仕組みを創設しました。

また、平成23年7月の条例改正では、事業者の環境保全における自主的な取組等を促進するため、事業者による自主的な化学物質に関する情報の収集や報告の仕組みを創設しました。

さらに、令和6年10月の条例改正では、化学物質管理に関する報告制度を合理化するとともに、頻発・激甚化する自然災害等を念頭におき、化管法のPRTTR制度の対象事業者に対して、化学物質の漏えい等防止対策を明記した管理計画書の作成、提出を義務付ける規定を創設しました。

なお、現在、横浜市と川崎市は、条例の適用外となっており、各市の独自条例に基づいて、事業者による自主的な取組を推進しています。

(1) 化学物質の適正管理（事業者による自主的な取組のための項目）

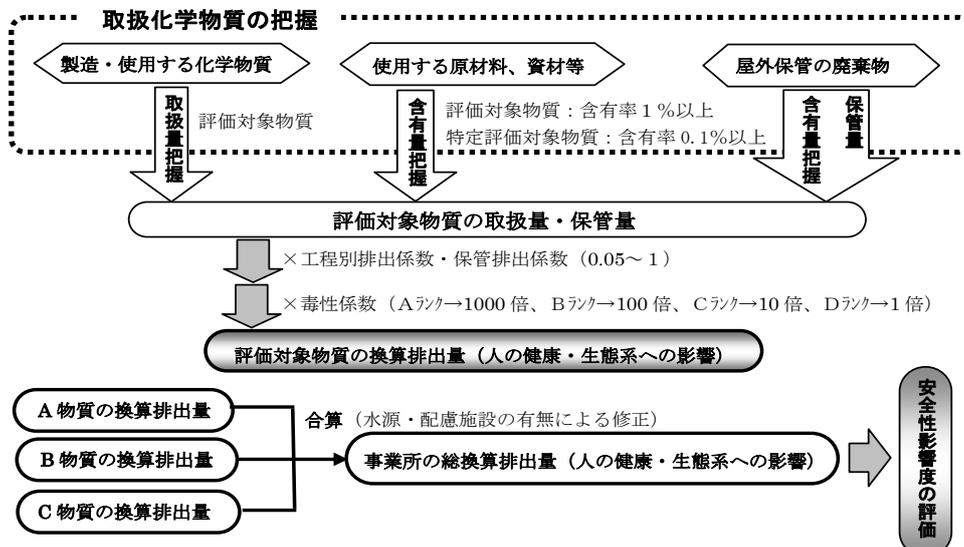
事業者は、事業活動を行うに当たり、化学物質による環境の汚染を防止するため、自主的に化学物質の適正な管理に努めなければなりません（条例第39条）。県では、この自主的な取組のための基本的な事項を「化学物質の適正な管理に関する指針」により定めています。

平成16年3月の「化学物質の適正な管理に関する指針」の改正の際、事業所における適正管理事項の中に、新たに「県民の理解の増進」を追加し、事業者による県民への情報の提供や問い合わせの受付窓口の設置など、県民の理解を深めるために必要な体制の整備を定めました。

また、令和2年、令和7年には本指針を改正し、災害及び事故対策の実施に関する内容を加えました。

(2) 化学物質の安全性影響度の評価（事業者による自主的な取組のための評価方法）

公害を発生させるおそれの高い事業所として条例第2条第12号に規定する指定事業所を設置する事業者は、事業所から環境中に排出される各々の化学物質の量とその毒性係数（化学物質ごとに人の健康への影響及び生態系への影響の大きさを、それぞれ4つのランクの重み付けで定めたもの）に基づいて安全性影響度を評価し、その低減に努めなければなりません（条例第40条の2）。安全性影響度の評価の作業を図示すると、次のようになります。



事業者は、化学物質の安全性影響度の評価を行うことで、自らが使用している化学物質の有害性を認識することができるとともに、化学物質や使用している工程ごとに、人の健康や生態系への影響を数値化できるため、化学物質対策を効果的に行うことができます。

(3) 化学物質などの報告（事業者による取扱量等の報告）

化管法のPRTTR制度の対象事業者は、対象化学物質（第一種指定化学物質）について、取扱量等（名称、取扱量と用途）を県に報告しなければなりません。県は、事業者からの報告を取りまとめ、公表しています（条例第42条）。

この報告制度は平成17年度から始まり、直近のデータは、令和8年1月に取りまとめて公表しました。公表結果「令和6年度化学物質管理目標等報告の概要」は、神奈川県ホームページ「化学物質対策」で確認することができます。

報告結果の概要は28ページ以降に掲載しています。

「令和6年度化学物質取扱量等報告の概要」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/jyourei_42/r06data.html

化学物質取扱量等の報告とPRTTR制度に基づく届出の比較

| | 化学物質取扱量等の報告 (条例) | PRTTR制度に基づく届出 (化管法) |
|-----------|----------------------|------------------------|
| 対象事業者 | 同じ | |
| 届出・報告する物質 | 同じ | |
| 届出・報告する内容 | 化学物質の取扱量（製造量・使用量）、用途 | 化学物質の排出量、移動量 |

条例の化学物質取扱量等の報告事項と化管法のPRTTR制度に基づく届出データを合わせることにより、県や市町村の化学物質の動きを把握することができます。

なお、これまで自主管理促進の強化のため、取扱量等のほかに化学物質管理目標（排出量や移動量、使用量の削減目標）とその達成状況を作成、報告することとしていましたが、事業者による自主管理が一定程度定着したため、令和6年10月に条例を改正し、令和7年度からは報告内容を取扱量等としました。

(4) 化学物質情報の提供（県による化学物質の情報提供）

県は、事業者に対しては、化学物質を適正に管理するための情報を、県民に対しては、事業者による化学物質対策の取組や排出状況などの情報を提供しています（条例第41条）。

● 事業者及び県民に向けた情報提供

法律や条例による制度に関する情報や、PRTTR届出データなどを提供しています。また、対象物質について、化学物質を取り扱っている事業所において適切な管理を行うために必要な物性、有害性などの基礎的な情報を提供しています。

「化学物質対策」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/index.html>

(5) 化学物質の自主的な管理の推進等（事業者による化学物質に関する情報の収集及び報告）

平成 23 年 7 月の条例改正により、平成 24 年 10 月 1 日以降、事業者は、事業所で製造等を行う化学物質に関する情報の収集及び整理に努めることとなりました（条例第 42 条の 2）。

また、指定事業所を設置する事業者は、3 年ごとに、使用等を行う特定有害物質の種類及び使用期間等について、県に報告することとなりました（条例第 42 条の 3）。

このように、定期的な報告制度を導入することにより、事業者による恒常的な自己チェックが促進され、化学物質の履歴管理の徹底につながります。

なお、令和 6 年 10 月の条例改正により、報告対象の化学物質の使用等がない指定事業所を設置する事業者は、令和 7 年度以降の初回の報告以後、新たに使用等するまでの間は報告の必要はありません。

(6) 化学物質管理計画書の作成と提出

自然災害が頻発、一部激甚化する傾向にあることから、令和 6 年 10 月の条例改正により、化管法の P R T R 制度の対象事業者には、災害時の漏えい等防止を念頭に置いた、取り扱う化学物質の管理計画書の作成、提出を義務付けました（条例第 42 条の 4）。

管理計画書には、事業所の置かれた状況を再確認し、取り扱う化学物質にどのような危険性があるか、地震や土砂災害などどのような災害のリスクが潜んでいるか、それに基づきどのような対策をするか（あるいは既に行っているか）、さらに、将来を見据えてどのように管理を進めていくかを整理した結果を記載します。

管理計画書の作成、提出後は、事業所の状況を定期的に把握し、適宜必要な対策進めるとともに、災害時の漏えい等防止を念頭に置いた化学物質の管理の推進に活用します。

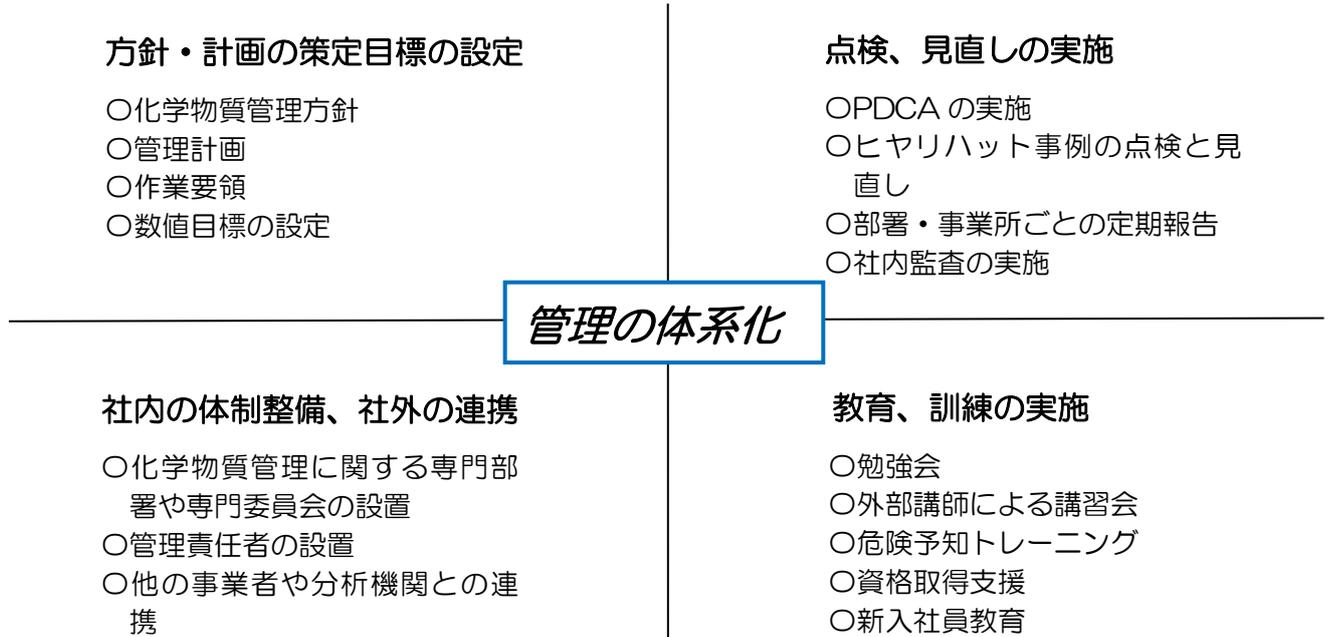
なお、管理計画書の内容に変更があった場合は、変更部分を反映した管理計画書の提出が必要となります。

3 事業者の排出削減に向けた取組

国（経済産業省）では、化学物質の自主管理の改善に役立てていただくため、「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」（平成 22 年 10 月）を作成しています。取組は大きく 3 つに分類されており、概要は以下のとおりです。

(1) 管理の体系化

事業者は、社内の管理体制を体系化し、適正な方針・計画のもと社員意識の向上とあわせて化学物質対策に取り組んでいます。



(2) 使用量・排出量等の適正化

化学物質の使用量や排出量を抑制したり、廃棄物を有効利用することで化学物質による環境への負荷を削減しています。

排出量の抑制

密閉化、浸透防止、揮発防止、排ガス処理、排水処理、副生成物の抑制など

事例 1

燃焼処理装置導入による排ガス量の削減

（輸送用機械器具製造業 従業員約 3,000 名）

<取組>

ゴムコーティングラインからの排ガスに蓄熱燃焼式脱臭処理装置を導入した。

<効果>

排出された化学物質（トルエン）の量が 6 割以上減少した。蓄熱燃料式脱臭装置の使用の際に発生する燃焼熱は蓄熱体に回収されるため、運転に使用する LPG（液化石油ガス）や電力の削減効果があり、省エネルギーにも貢献している。

事例 2

敷地境界モニタリングでの自主管理濃度の設定

（医療用機械器具・医療用品製造業 従業員約 1,000 名）

<取組>

排出する化学物質（エチレンオキシド）について、自主管理濃度として $4.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ と設定し、その基準を下回るように取組を実施した。敷地境界における四季の濃度を 2 年間かけてモニタリングを行った。

<効果>

排出量が減少し、環境リスクの低減をモニタリングにより確認した。

廃棄物の抑制、回収・再利用

外部委託量の削減、燃料としての有効活用、
再利用先の開拓

事例3

管理レベルの指針導入による総合管理

(化学工業 従業員約1,700名)

<取組>

「化学物質管理レベルの指針」を策定し、
使用禁止、使用削減、適正管理の3つのレ
ベルで管理した。トルエン・キシレン等の
溶剤はリサイクルを念頭に置いて分別・回
収・再利用した。洗浄廃液は廃液濃縮装置
で濃縮・分別し、燃料として使用した。

<効果>

VOC*排出量の半減に成功。外部委託
していた廃液処理費用が不要になった。

*トルエン、キシレン等の揮発性有機化合物のこと

使用量の抑制

仕込み量の適正化、使用量の毎月チェッ
ク、飛散防止蓋の使用の徹底、塗料の使い
切り運動の実施、洗浄回数の削減

事例4

排水プロジェクト体制の組織

(めっき業 従業員約200名)

<取組>

めっき液の投入管理、水洗水の循
環システム管理を行った。排水異常
の原因を把握する仕組みを作り、情
報は全社で共有した。

<効果>

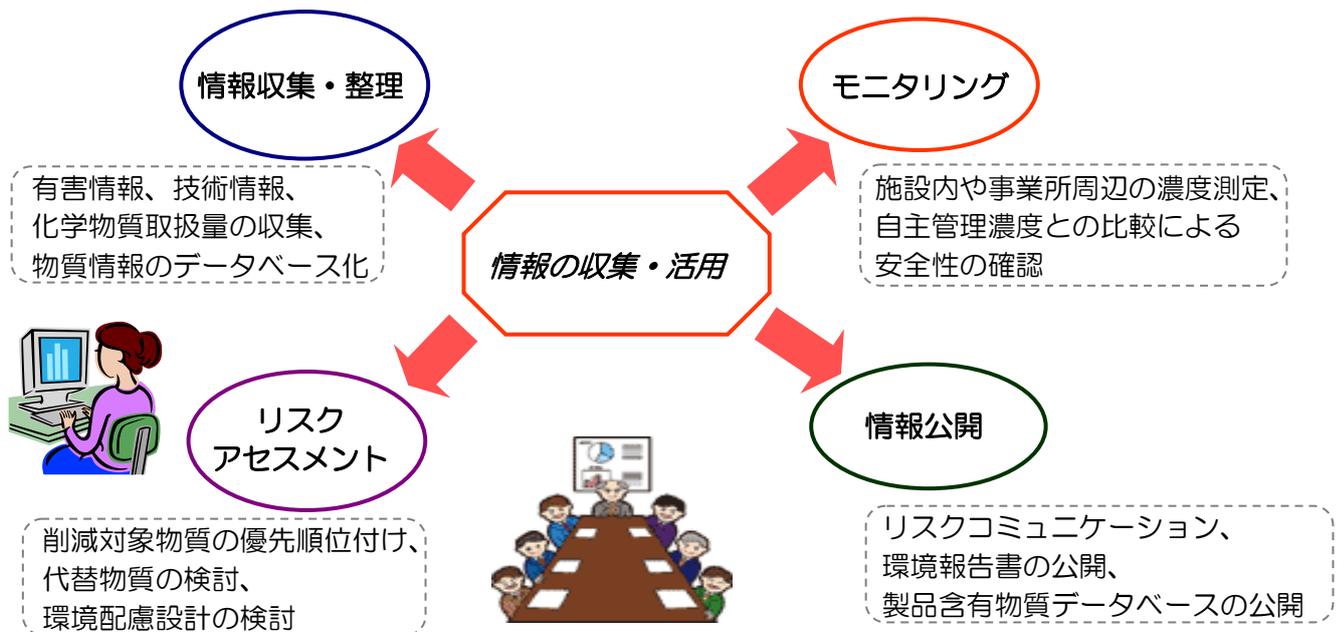
排水濃度が低下し、排出量や薬品
の使用量が減少した。

他物質への転換

高沸点溶剤への変更、ノントルエン化（トルエンを含まない溶剤等への変更）、可塑剤の変更、
副生成物を生成しない代替技術の導入

(3) 情報の収集・活用

化学物質に関する情報を収集し、モニタリングやリスクアセスメント、情報公開を行っていく
ことで、より適確な化学物質管理が可能となります。



詳しい内容は、経済産業省のホームページに掲載されています。

■「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」（平成22年10月）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

→ 最新情報 → これまでの情報一覧 → 2011（平成23年）

4 各制度の活用

PRTR制度や条例に基づく届出制度は、事業所からの届出データの集計、公表、開示を通じて、事業者・県民・行政といった社会を構成する様々な人々が、情報を提供し合い、共有し、化学物質に関する理解を深めることにより、事業者の自主的な取組による化学物質の排出削減を促し、化学物質による環境リスクの低減を進めていくものです。これらの制度の導入により、事業者、県民、そして行政は、届出データをどのように活用していくことができるのでしょうか。

● 事業者ができること

自らが排出している化学物質の量を把握することができ、この排出量のデータを評価することによって、以下のように排出削減に向けた化学物質の自主的な取組を推進することができます。

- PRTR 制度の届出データとシミュレーションソフトを活用して、事業所周辺の環境リスクの評価が可能です。
- PRTR 制度の届出データを自ら公表し、事業所周辺の住民とのリスクコミュニケーション*に活用することができます。
- 条例に基づく届出制度により、化学物質の適正管理の定着が進みます。

● 県民ができること

国や県などが公表しているデータを見ることで、身近で排出されている化学物質の種類や量、どこに排出されているかなどを知ることができます。

この「知ること」、そして「関心をもつこと」は大切なことであり、これをきっかけに、事業者や行政が提供する情報を積極的に集め、分からないことや疑問に思ったことを調べたり、リスクコミュニケーション*に参加もしくは企画することができます。

さらに、県民自身が製品の無駄遣いをしないなど日々の暮らしを見直し、社会全体で化学物質による環境リスクを減らす取組につなげていくことができます。→57～61 ページ

● 行政ができること

全県（地域）で排出されている化学物質の量を把握することができます。そして、対策の必要性や優先順位の決定、政策の立案や実施、これらの効果の把握に活用できます。

また、環境モニタリング調査の効果的な実施、化学物質の環境リスク評価などにも活用できます。

→事業者に対して

- 問題が発生した時の原因究明、指導、助言などに活用できます。
- 排出削減を含む自主的な取組の促進や、リスクコミュニケーション*の推進のための手引き、資料などに利用できます。

→県民に対して

- 地域に密着した PRTR 制度の届出データの提供を行うことができます。
- PRTR 制度や条例による届出制度に基づくデータを活用した化学物質に関する資料を作成することができます。

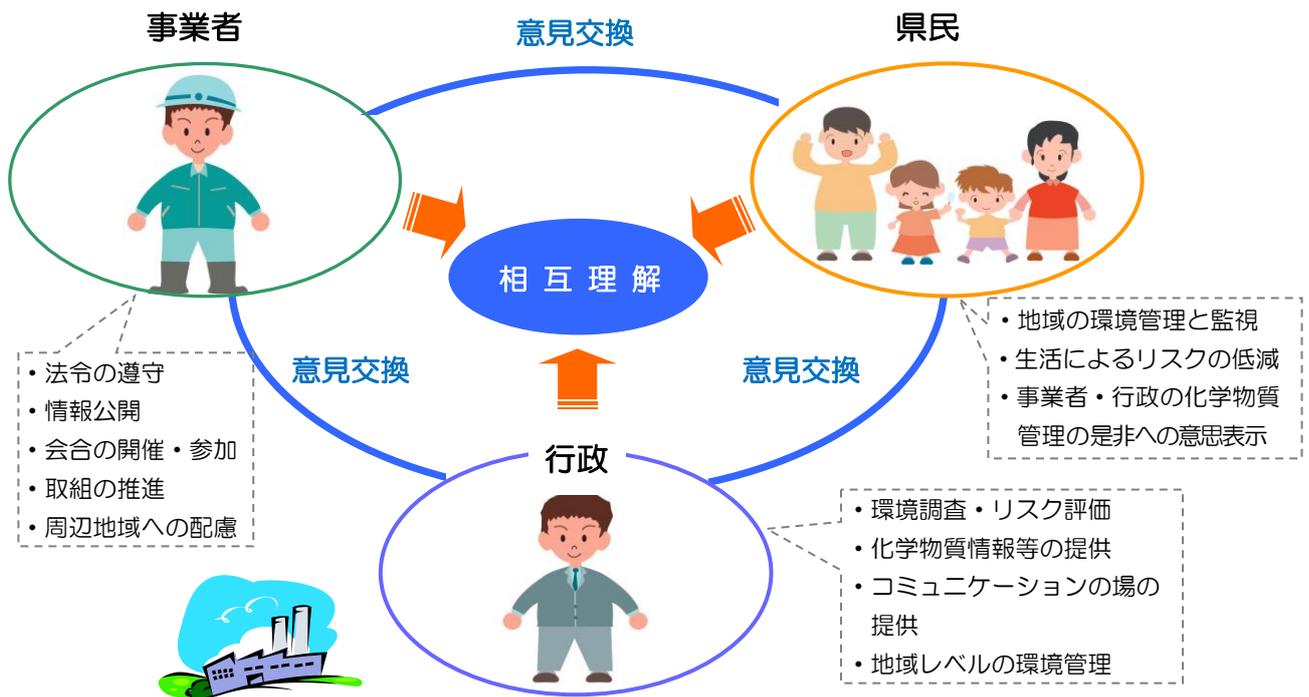
*次のページで解説します。

リスクコミュニケーションについて

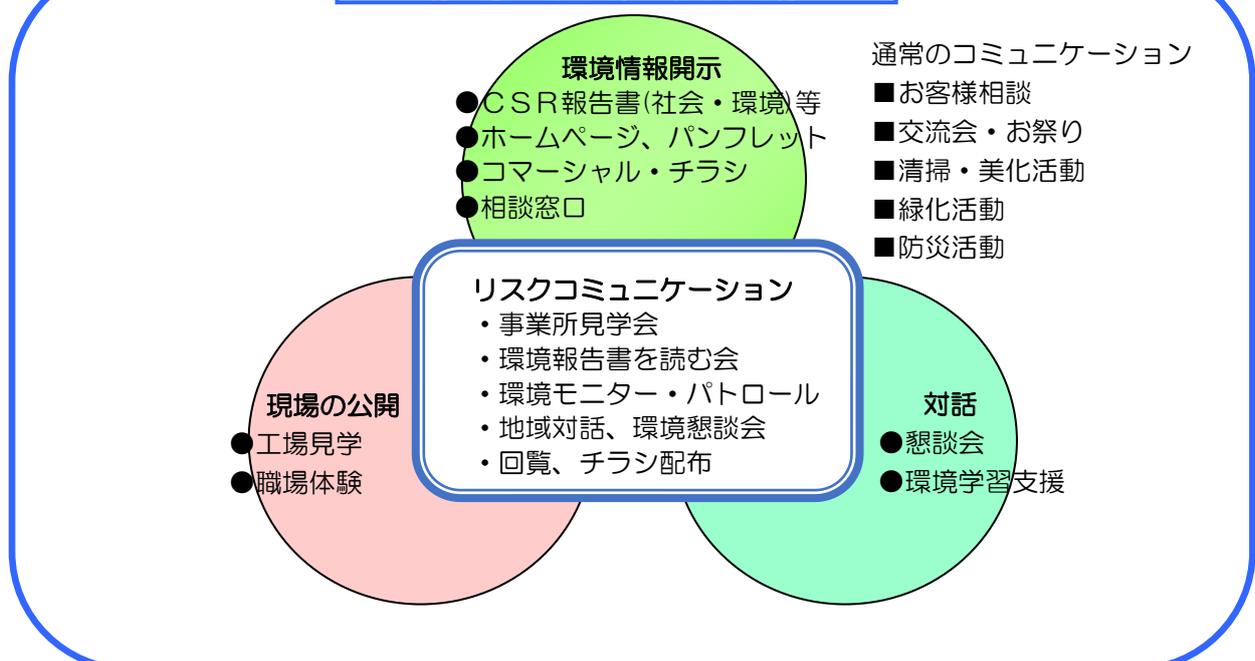
人々の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減させていくためには、化学物質に関する情報や知識を事業者・県民・行政が共有することが重要になります。こうして化学物質に関して、お互い意見交換などを行い、意思疎通を図っていくことを「リスクコミュニケーション」と呼んでいます。

リスクコミュニケーションの形態は様々です。県民・事業者・行政がお互いにコミュニケーションを図ることができれば、形式にはこだわらず、通常のコミュニケーションから展開していても良いのです。

リスクコミュニケーションの概要



様々なコミュニケーションの形



※参考資料：平成 23 年度化学物質総合評価管理研修資料（（独）製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター）

第二章 化管法及び県生活環境保全条例に基づく届出及び集計結果

1 化管法に基づく令和5年度の化学物質届出状況

(1) 令和5年度のPRTRデータ

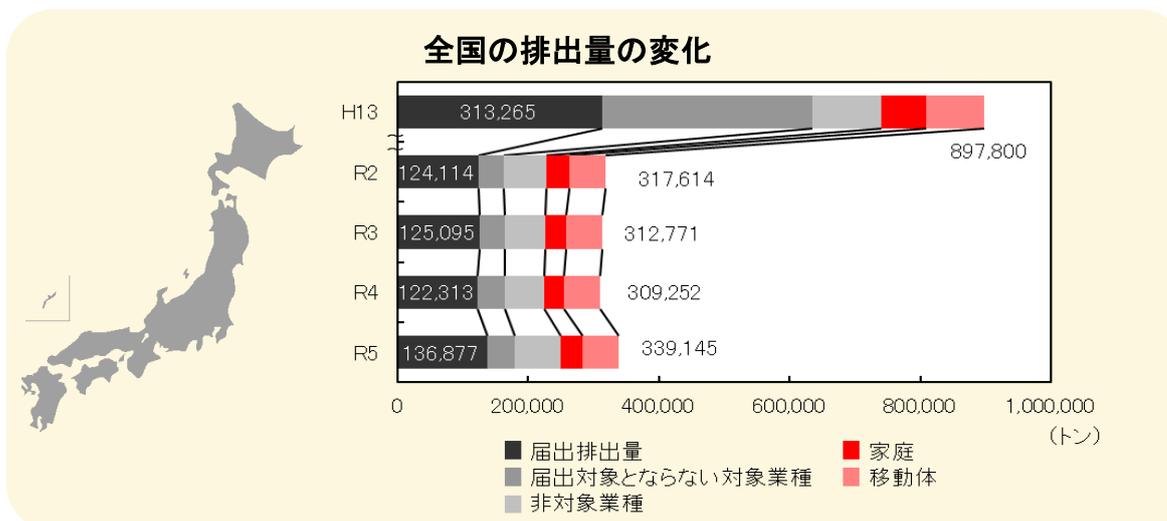
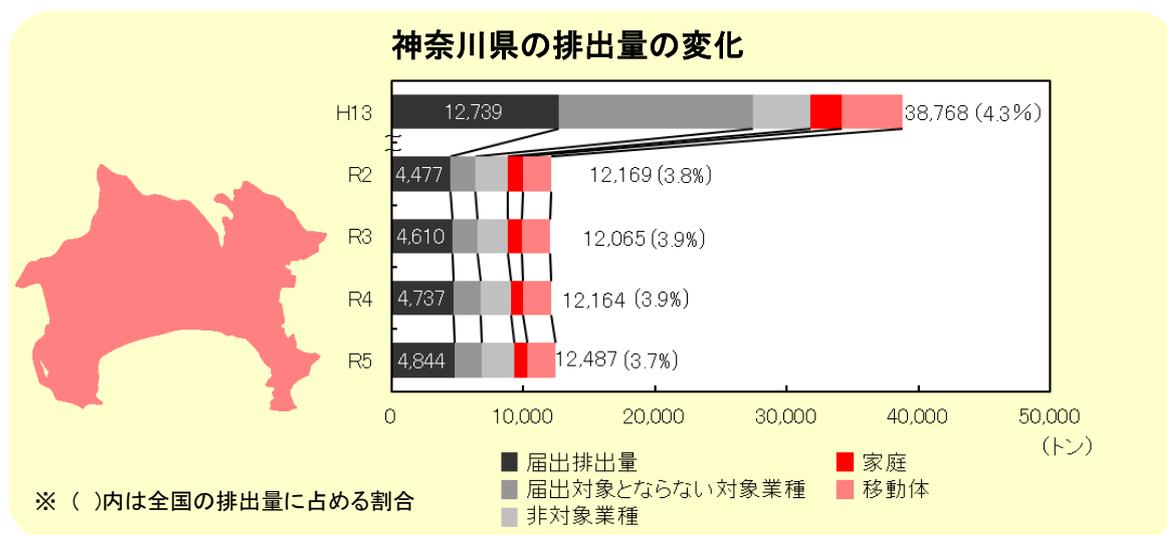
神奈川県は毎年度の詳しいPRTRデータは、ホームページで公表しています。また、グラフにして見ることや、ダウンロードすることができるページを設けています。

- 化管法のPRTR制度
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/prtr.html>
- 神奈川県のPRTRデータ（詳細）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b4f/prtr/index.html>

ア 令和5年度までの23年間の排出量の変化

PRTR制度は、平成13年度から始まりました。令和5年度までの23年間で、神奈川県内の化学物質の排出量は次のように推移しており、平成13年度からは大幅に減少しましたが、近年は下げ止まりの傾向にあります。

一方、全国でも、平成13年度から、化学物質の排出量は減少しています。



イ 排出量が多かった業種

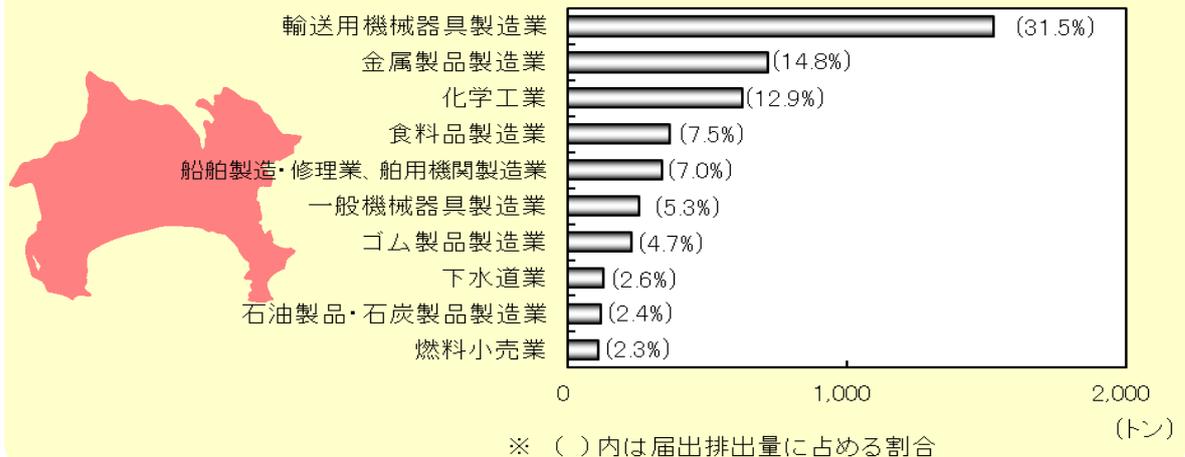
令和5年度における神奈川県内の業種別の届出排出量を見てみましょう。

輸送用機械器具製造業からの排出量が、全体の約3分の1を占めています。この理由として、神奈川県内には自動車やその部品を製造している事業所がたくさんあり、塗料に含まれている溶剤の使用量が多いことなどが考えられます。

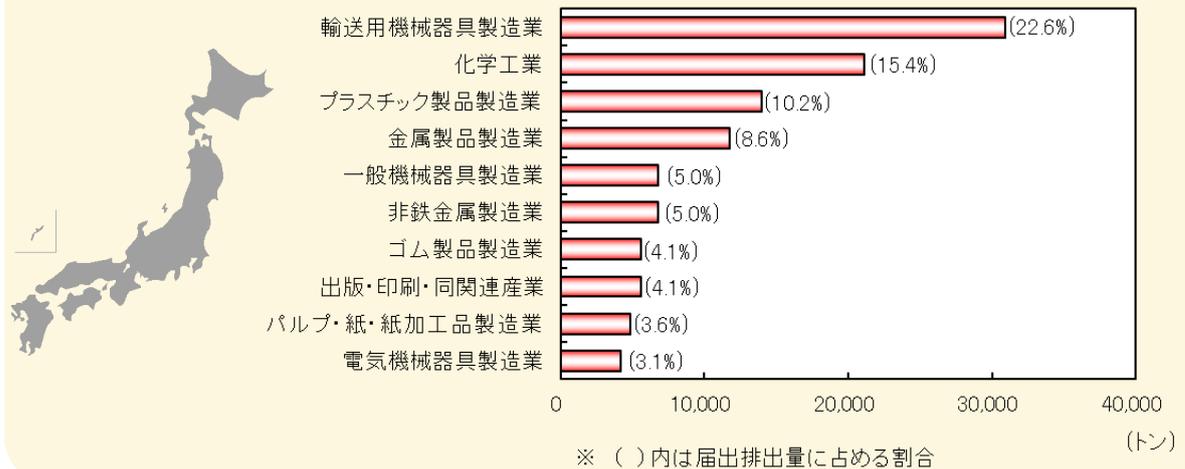
また、全国でも、輸送用機械器具製造業からの排出量が最も多くなっています。

上位10業種の排出量全体に占める割合は、県内で90.9%、全国では81.5%となります。

神奈川県で排出量が多かった上位10業種



全国で排出量が多かった上位10業種



ウ 排出量が多かった物質

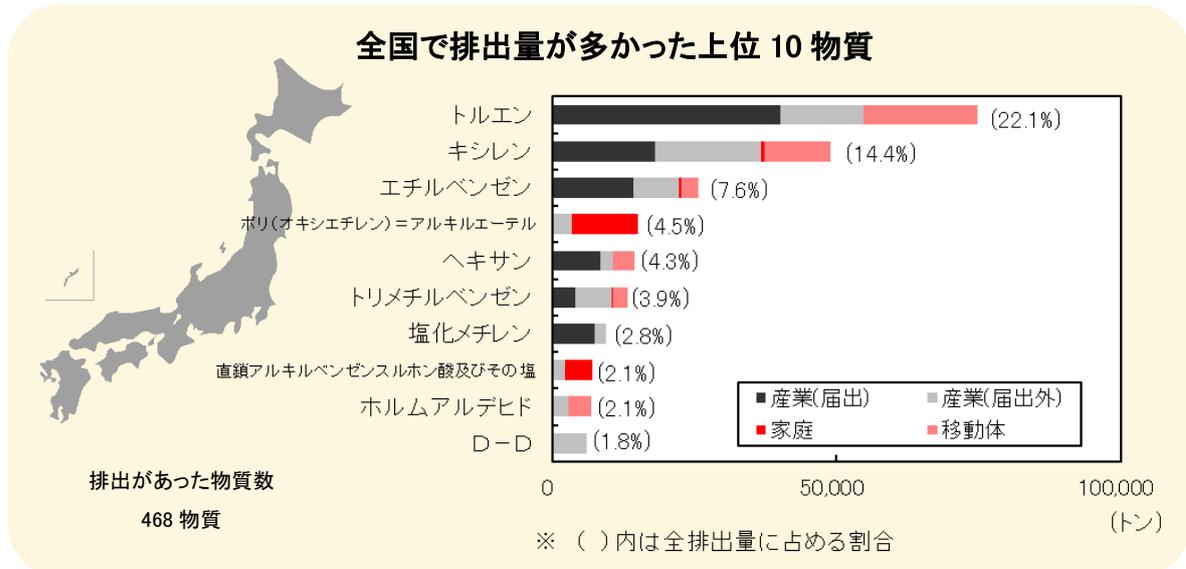
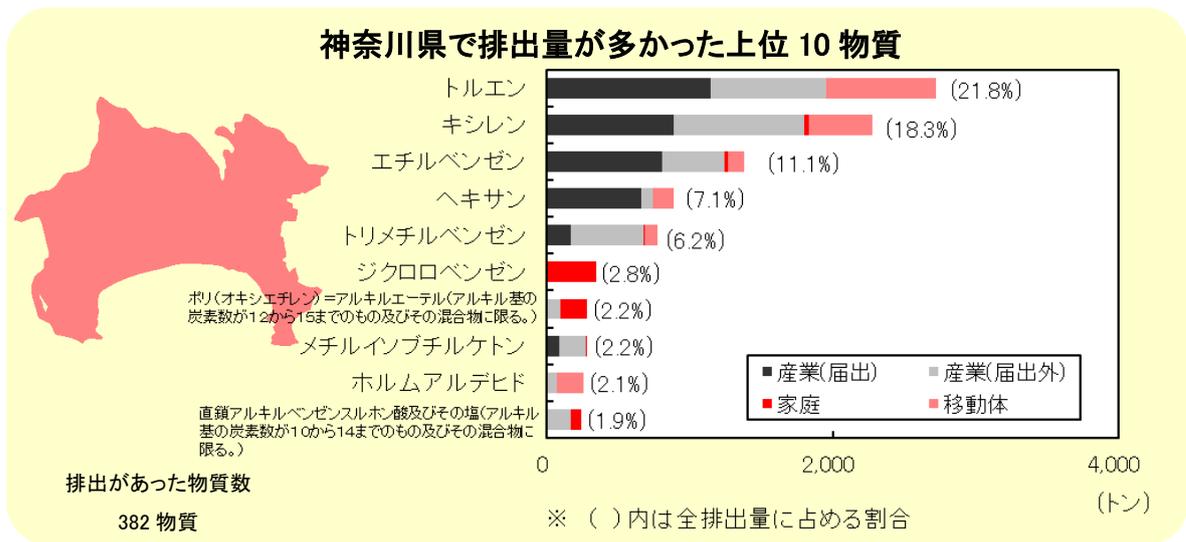
(ア) 全排出量の上位物質

次に、令和5年度における神奈川県内の排出量が多い物質を見てみましょう。

令和5年度は、P R T R制度の届出対象 515 物質のうち、382 物質の排出がありました。全体で排出量が多い物質のほか、産業から、家庭から、もしくは移動体からといった排出源により特に排出が多い物質など、それぞれ特徴があることが分かります。

一方、全国では、P R T R制度の届出対象 515 物質のうち 468 物質の排出があり、上位 3 物質であるトルエン、キシレン、エチルベンゼンは神奈川県と同じでした。

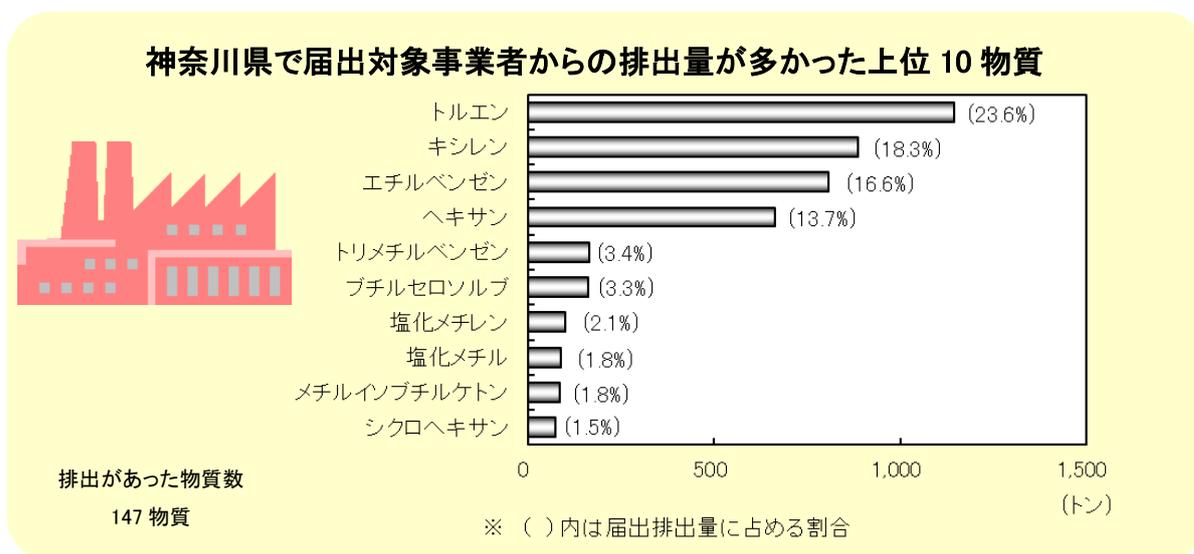
上位 10 物質の排出量全体に占める割合は、県内で 75.6%、全国では 65.6%となります。



(イ) 届出対象事業者からの排出量上位物質

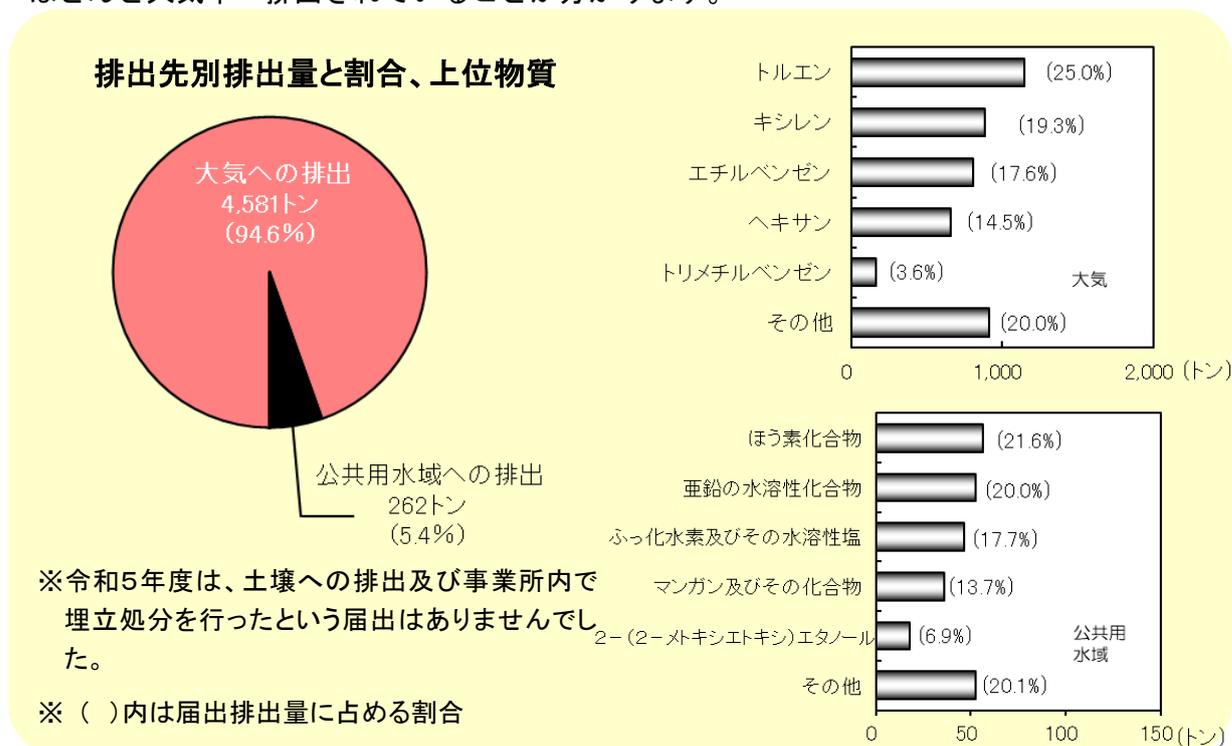
次に、神奈川県内のP R T R制度における届出対象事業者からの排出量が多い物質を見てみましょう。

上位3物質であるトルエン、キシレン、エチルベンゼンは全排出量と同じでした。なお、上位3物質で、届出排出量全体の58.6%を占めていることが分かります。上位10物質の排出量全体に占める割合は、86.2%となります。



(ウ) 県内で排出された化学物質の排出先

P R T R制度に基づく届出の際、対象事業者は化学物質の排出先についても記載することになっています。以下のグラフのとおり神奈川県内の事業所から排出された化学物質は、ほとんど大気中へ排出されていることが分かります。



(工) 届出対象外及び非対象業種の事業者からの排出量上位物質

P R T R制度では、事業者からの届出データを集計するとともに、届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などから環境中に排出されている対象化学物質の量についても推計して、公表しています。

それでは、従業員数や対象化学物質の取扱量が少ないといった理由から、届出が義務付けられていない事業者からの排出はどうなっているのでしょうか。

届出対象外事業者から排出があった物質は 224 物質ありました。排出量第 1 位にトルエン、第 2 位にキシレン、第 3 位に 2-アミノエタノールが入っています。2-アミノエタノールは、添加剤、溶剤、洗浄剤、繊維柔軟剤等に用いられます。

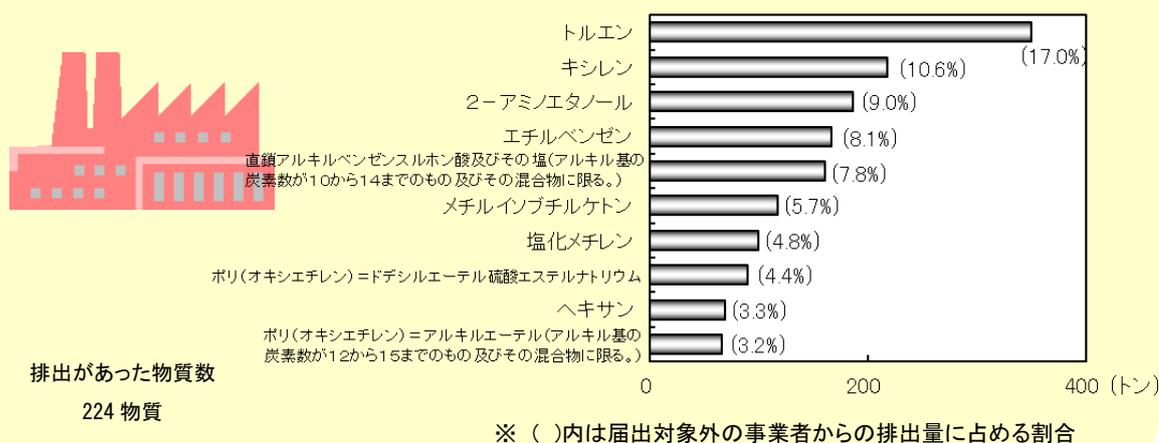
上位 10 物質の排出量全体に占める割合は、73.9%となります。

また、届出が必要な業種に該当しない事業者からの排出はどうなっているのでしょうか。

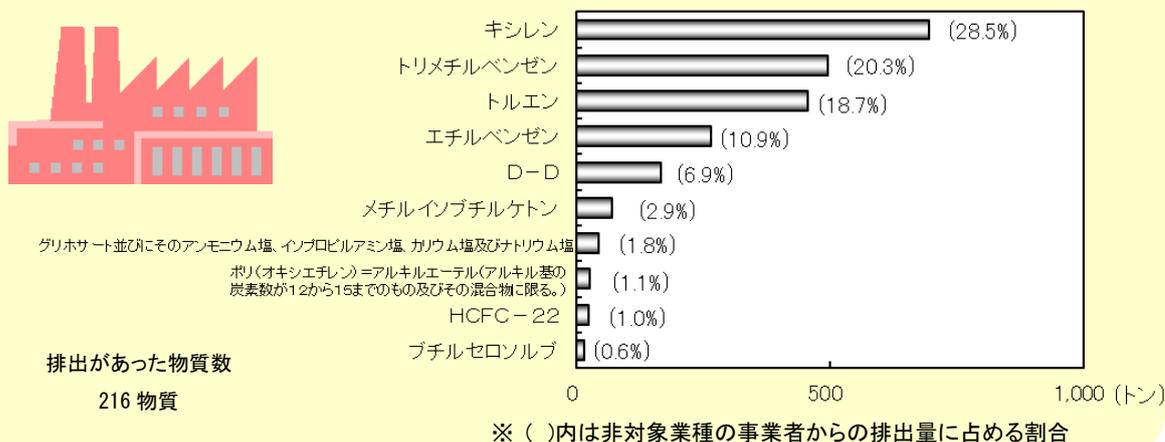
この非対象業種の事業者から排出された物質は、216 物質ありました。キシレン、トリメチルベンゼン、トルエン、エチルベンゼンに続いて、農薬に用いられる D-D (1,3-ジクロロプロペン)、溶剤等に用いられるメチルイソブチルケトンの順になっています。

上位 10 物質の排出量全体に占める割合は、92.8%となります。

神奈川県で届出対象外の事業者からの排出量が多かった上位 10 物質



神奈川県で非対象業種の事業者からの排出量が多かった上位 10 物質



(オ) 家庭や移動体からの排出量上位物質

化学物質は、工場などの事業所以外に、家庭や自動車、二輪車などの移動体からも環境中に排出されています。

国の推計によると、神奈川県で家庭から排出があった物質は95物質ありました。排出量が最も多いジクロロベンゼンはほぼ100%家庭から排出されています。

上位10物質の排出量全体に占める割合は、82.6%となります。

この結果から、私たち自身も化学物質の排出者であることが分かります。事業者が工場などからの排出量を減らす取組を行っているように、私たちも無駄をなくすなど、化学物質の排出を減らす努力をしていく必要があります(⇒57~61ページ)。

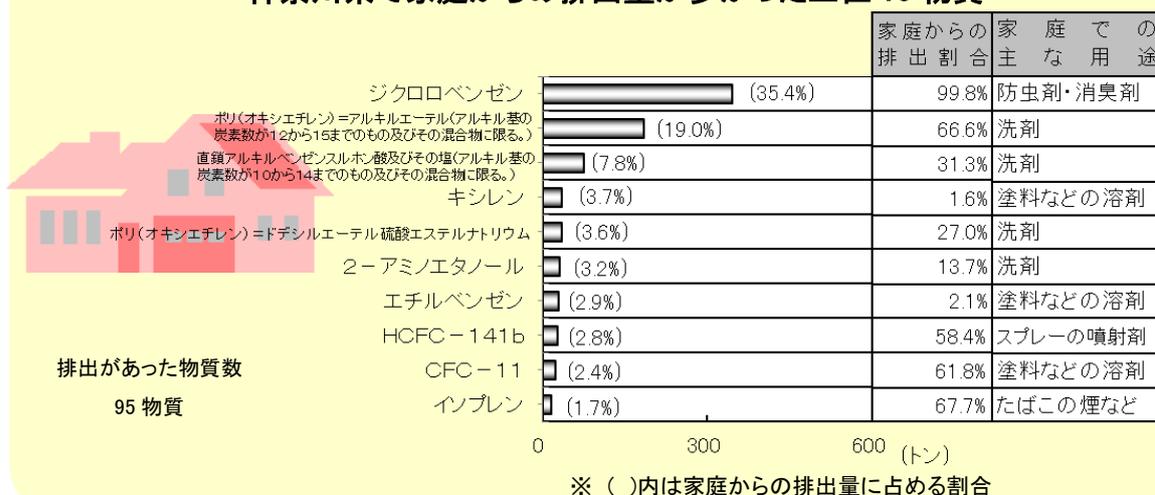
さらに、神奈川県内の移動体からの排出はどうなっているのでしょうか。

以下のグラフのとおり、移動体から排出された物質は、18物質ありました。トルエン、キシレン、ベンゼンなどは、ガソリン中に含まれる物質で、ホルムアルデヒドやアセトアルデヒドなどは、エンジンで燃料が燃焼することによって発生する物質です。

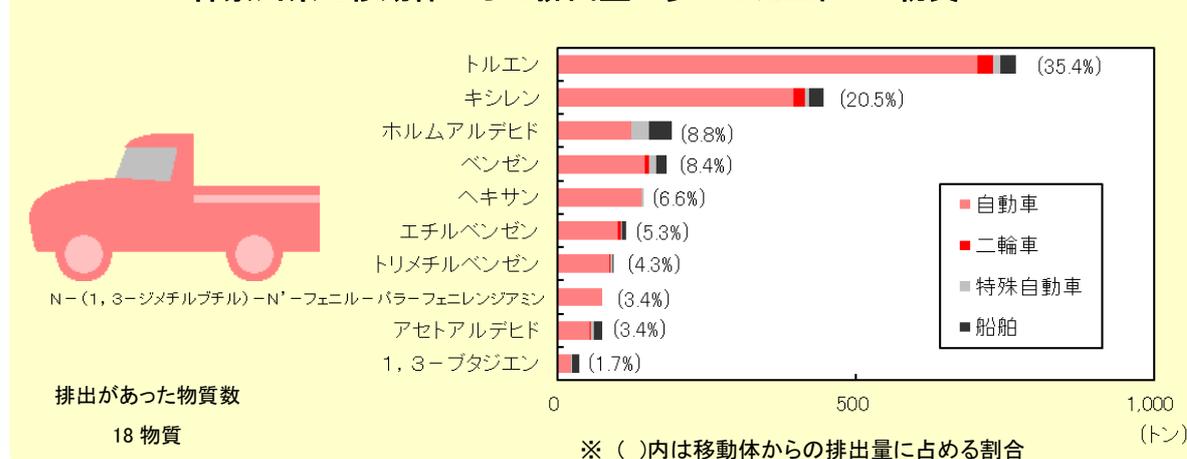
上位10物質の排出量全体に占める割合は、97.7%となります。

また、グラフにはありませんが、鉄道車両からの排出も全体で0.18トンありました。なお、航空機からの排出は、神奈川県では0トンと推計されています。

神奈川県で家庭からの排出量が多かった上位10物質



神奈川県で移動体からの排出量が多かった上位10物質



(2) 市町村別の化学物質の排出量

令和5年度における市町村別の排出量を見てみましょう。

単位：kg

| 市町村 | 届出排出量 | 届出外排出量 | | | | | 排出量合計 | 県全体に占める割合 |
|------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|-----------|
| | | 対象業種 | 非対象業種 | 家庭 | 移動体 | 合計 | | |
| 横浜市 | 956,591 | 868,670 | 864,032 | 244,754 | 809,050 | 2,786,506 | 3,743,097 | 30.0% |
| 川崎市 | 872,771 | 307,298 | 279,582 | 110,849 | 266,184 | 963,912 | 1,836,683 | 14.7% |
| 相模原市 | 198,697 | 125,830 | 197,807 | 73,100 | 173,590 | 570,327 | 769,024 | 6.2% |
| 横須賀市 | 973,705 | 76,398 | 77,787 | 32,466 | 102,283 | 288,934 | 1,262,639 | 10.1% |
| 平塚市 | 209,074 | 90,614 | 93,163 | 24,384 | 75,568 | 283,729 | 492,803 | 3.9% |
| 鎌倉市 | 3,781 | 34,859 | 48,517 | 16,123 | 35,704 | 135,204 | 138,985 | 1.1% |
| 藤沢市 | 484,833 | 88,487 | 120,361 | 52,437 | 93,757 | 355,043 | 839,876 | 6.7% |
| 小田原市 | 90,593 | 58,162 | 99,818 | 54,192 | 67,678 | 279,851 | 370,444 | 3.0% |
| 茅ヶ崎市 | 59,223 | 103,403 | 60,715 | 29,389 | 51,047 | 244,553 | 303,776 | 2.4% |
| 逗子市 | 816 | 11,552 | 13,192 | 3,582 | 13,078 | 41,404 | 42,220 | 0.3% |
| 三浦市 | 2,039 | 7,647 | 71,395 | 36,237 | 20,450 | 135,730 | 137,769 | 1.1% |
| 秦野市 | 150,575 | 30,963 | 53,679 | 36,724 | 48,533 | 169,898 | 320,473 | 2.6% |
| 厚木市 | 129,271 | 49,964 | 84,468 | 47,268 | 79,054 | 260,755 | 390,026 | 3.1% |
| 大和市 | 81,148 | 45,735 | 59,345 | 31,533 | 48,703 | 185,316 | 266,464 | 2.1% |
| 伊勢原市 | 22,937 | 22,357 | 40,079 | 31,830 | 35,955 | 130,221 | 153,158 | 1.2% |
| 海老名市 | 174,480 | 21,227 | 37,640 | 15,557 | 38,447 | 112,871 | 287,351 | 2.3% |
| 座間市 | 18,744 | 16,980 | 26,650 | 12,852 | 28,288 | 84,770 | 103,514 | 0.8% |
| 南足柄市 | 31,768 | 5,828 | 17,135 | 15,027 | 16,041 | 54,031 | 85,799 | 0.7% |
| 綾瀬市 | 69,722 | 29,759 | 49,529 | 11,242 | 28,068 | 118,598 | 188,320 | 1.5% |
| 葉山町 | 615 | 4,174 | 8,635 | 11,394 | 11,035 | 35,238 | 35,853 | 0.3% |
| 寒川町 | 62,888 | 12,045 | 19,303 | 7,126 | 18,365 | 56,839 | 119,727 | 1.0% |
| 大磯町 | 1,002 | 4,142 | 12,657 | 6,885 | 13,102 | 36,787 | 37,789 | 0.3% |
| 二宮町 | 1,200 | 3,680 | 8,653 | 4,837 | 8,752 | 25,922 | 27,122 | 0.2% |
| 中井町 | 369 | 3,731 | 11,756 | 3,208 | 7,807 | 26,501 | 26,870 | 0.2% |
| 大井町 | 5,086 | 3,029 | 8,821 | 2,903 | 11,106 | 25,859 | 30,945 | 0.2% |
| 松田町 | - | 1,807 | 6,561 | 2,564 | 7,598 | 18,530 | 18,530 | 0.1% |
| 山北町 | 557 | 2,488 | 10,255 | 2,573 | 12,763 | 28,078 | 28,635 | 0.2% |
| 開成町 | 187,786 | 3,168 | 6,620 | 7,060 | 5,305 | 22,153 | 209,939 | 1.7% |
| 箱根町 | 1,973 | 4,619 | 19,710 | 9,367 | 10,583 | 44,279 | 46,252 | 0.4% |
| 真鶴町 | - | 1,376 | 2,678 | 7,175 | 3,908 | 15,137 | 15,137 | 0.1% |
| 湯河原町 | 3,504 | 6,123 | 7,383 | 23,708 | 7,994 | 45,209 | 48,713 | 0.4% |
| 愛川町 | 49,587 | 13,493 | 17,683 | 7,296 | 18,948 | 57,420 | 107,007 | 0.9% |
| 清川村 | 0 | 1,135 | 3,001 | 267 | 2,276 | 6,679 | 6,679 | 0.1% |
| 合計 | 4,845,335 | 2,060,740 | 2,438,612 | 975,911 | 2,171,021 | 7,646,284 | 12,491,619 | 100.0% |

※1 この資料の排出量は、国が公表した排出量を基に、神奈川県環境科学センターが独自に算出を行ったものです。

※2 この資料の届出外排出量は、国が公表した排出要素ごとの排出量をもとに県が独自に再集計しているため、国が公表した県合計の排出量と異なることがあります。

※3 松田町、真鶴町は届出がありませんでした。また、清川村は排出量なしでの届出がありました。

(3) 県内で排出量が多かった物質の用途と有害性

県内で排出量が多かった上位 10 物質の用途と有害性について一覧にしています。

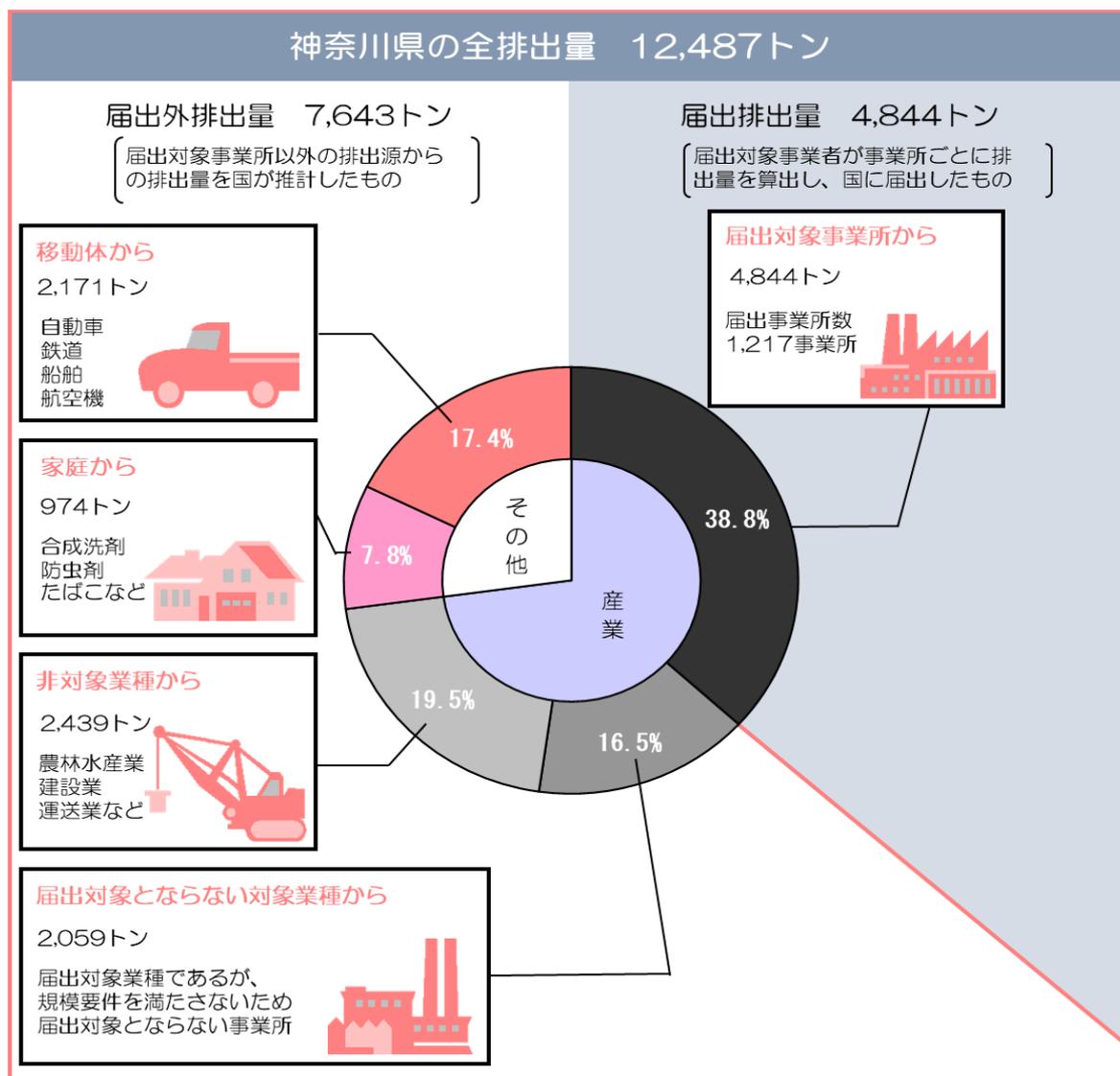
排出量上位 10 物質 (9,444 トン) で、神奈川県全体の排出量全体 (12,487 トン) の約 76% を占めています。

| 順位 | 管理番号及び名称 | 排出量 (トン) | 主 な 用 途 | 人や環境に対する主な有害性 |
|----|---|-------------|--|--|
| 1 | 300 トルエン | 2,725 | 合成原料 (合成繊維、染料、農薬)、ガソリン成分、溶剤 (塗料、接着剤、印刷インキ) | 長期間にわたって体内に取り込んだ結果、視野狭さく、眼のふるえ、運動障害、記憶障害などの神経系の障害のほか、腎臓、肝臓や血液への障害が認められています。シックハウス症候群との関連も疑われています。 |
| 2 | 80 キシレン | 2,280 | 合成原料 (無水フタル酸、テレフタル酸、可塑剤)、ガソリン・灯油・軽油成分、溶剤 (塗料、接着剤、印刷インキ、農薬) | 高濃度で、眼やのどなどに対する刺激性や、中枢神経へ影響を与えることが報告されています。シックハウス症候群との関連も疑われています。 |
| 3 | 53 エチルベンゼン | 1,381 | 合成原料 (スチレン)、溶剤 (塗料、接着剤、インキ) | シックハウス症候群との関連性が疑われています。 |
| 4 | 392 ヘキサン | 886 | 重合溶剤 (合成樹脂)、溶剤 (接着剤、塗料、インキ)、燃料・ガソリン成分 | 長期間取り込み続けた際の影響として、頭痛、四肢知覚異常、筋力低下などが認められました。 |
| 5 | 691 トリメチルベンゼン | 775 | 合成原料 (染料、顔料、医薬品、工業薬品、農薬)、溶剤、ガソリン成分 | 動物実験では、1,2,4-トリメチルベンゼンを長期間取り込むことで、行動 (神経系) への影響、気管支周囲の変性が認められました。また、動物に1,3,5-トリメチルベンゼンを長期間与えた実験では、血中りん含有量の上昇、肝臓重量、腎臓重量の増加が認められました。なお、現時点では人が食物や飲み水を通じて、あるいは呼吸によって取り込んだ場合について、健康への影響を評価できる情報は報告されていません。 |
| 6 | 181 ジクロロベンゼン | 346 | 合成原料 (染料、顔料、医薬品、農薬、合成樹脂)、グリース (機会に利用される潤滑剤) の洗浄剤、防虫剤、防臭剤 | シックハウス症候群との関連性が疑われています。 |
| 7 | 407 ポリ (オキシエチレン) =アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。) | 277 | 界面活性剤 (洗浄剤、乳化剤、分散剤、農薬) | 皮膚への感作性はないと考えられています。が、湿疹患者に対しては皮膚への感作性を示す可能性があります。また、変異原性、催奇形性及び発がん性に関しても認められていません。なお、環境省の「化学物質の初期リスク評価書」では、現時点では環境中の水生生物に悪影響を及ぼしていることが示唆されると評価されています。 |
| 8 | 737 メチルイソブチルケトン | 273 | 合成原料 (セルロイド、酢酸ブチル)、溶剤、塗料、接着剤、コーティング剤、脱油剤、抽出剤 (殺虫剤、医薬品)、安定剤、潤滑油添加剤、アルコールの精製 | 国際がん研究機関 (IARC) によりグループ 2B (人に対して発がん性があるかもしれない) に分類されています。また、環境省の「化学物質の環境リスク評価書」では、環境大気中から呼吸によって取り込むことによる人の健康への影響は小さく、室内空気中から呼吸によって取り込むことによる人の健康への影響については情報収集に努める必要があると報告されています。 |
| 9 | 411 ホルムアルデヒド | 258 | 合成樹脂原料 (フェノール系、尿素系、メラミン系合成樹脂、ポリアセタール樹脂)、消毒薬、防腐剤 | 高濃度で眼や鼻、呼吸器などに刺激性を与えることが報告され、皮膚炎の原因となることがあります。シックハウス症候群との関連も疑われています。また、変異原性の試験で陽性を示す結果が報告されています。さらに、国際がん研究機関 (IARC) は、ホルムアルデヒドをグループ 1 (人に対して発がん性がある) に分類しています。 |
| 10 | 30 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) | 242 | 界面活性剤 (洗濯用洗剤、業務用洗浄剤) | 現在のところ、家庭で洗剤液として使用された場合、適切に使用すれば皮膚への影響はほとんどないと考えられています。 |

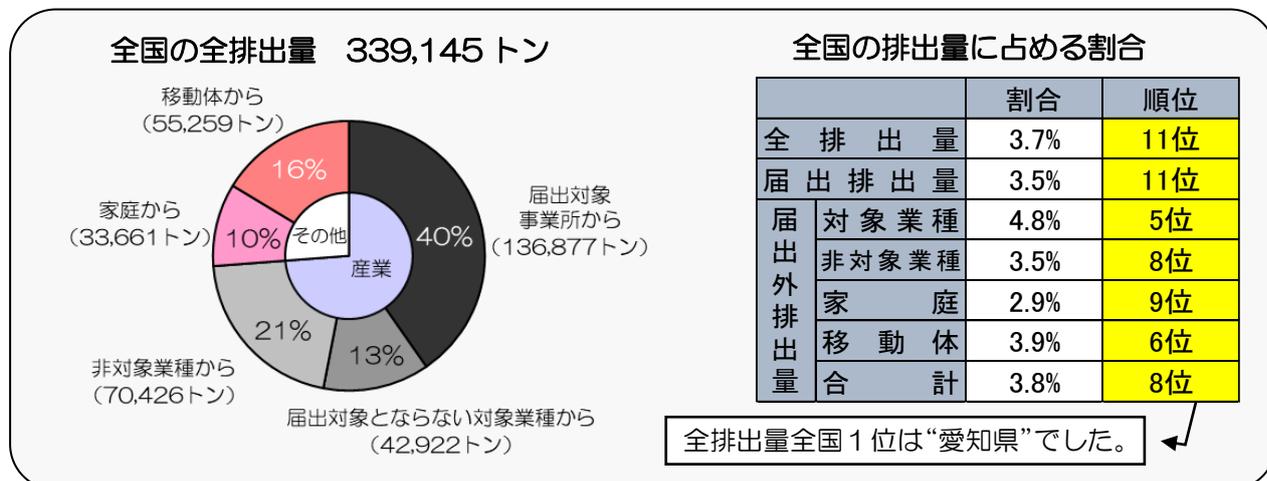
※有害性に関する参考資料：化学物質ファクトシート 環境省
<https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html>

神奈川県全体で排出された化学物質の量

神奈川県全体で、令和5年度に排出された化学物質の量を見てみましょう。



上の図を見ると、1年間に神奈川県全体で1万2,487トンの化学物質が、環境中に排出されたことがわかります。それでは、全国に占める割合はどれくらいだったのでしょうか。



2 県生活環境保全条例に基づく化学物質削減の取組

化管法の対象事業者から報告された、県生活環境保全条例第42条に基づく化学物質の管理目標は次のとおりです（⇒13ページ）。

(1) 令和5年度の排出量削減目標の達成状況

【業種別】

排出量の削減目標が大きい業種の達成状況

| 業種名 | R5削減目標 | R5実績 | 達成状況 |
|---------------|---------|---------|------|
| ① 輸送用機械器具製造業 | 1.0トン削減 | 72トン削減 | 達成 |
| ② プラスチック製品製造業 | 0.8トン削減 | 2トン削減 | 達成 |
| ● その他の業種 | 0.1トン削減 | 102トン増加 | 非達成 |
| ● 全業種計 | 2トン削減 | 29トン増加 | 非達成 |

削減目標の上位2業種においては、「輸送用機械器具製造業」、「プラスチック製品製造業」どちらも目標を達成しました。

【物質別】

排出量の削減目標が大きい物質の達成状況

| 物質名 | R5削減目標 | R5実績 | 達成状況 |
|----------|---------|---------|------|
| ① スチレン | 0.7トン削減 | 2トン削減 | 達成 |
| ② キシレン | 0.4トン削減 | 112トン削減 | 達成 |
| ● その他の物質 | 0.7トン削減 | 143トン増加 | 非達成 |
| ● 全物質計 | 2トン削減 | 29トン増加 | 非達成 |

削減目標の上位2物質においては、「スチレン」、「キシレン」どちらも目標を達成しました。

【用途別】

排出量の削減目標が大きい用途の達成状況

| 用途名 | R5削減目標 | R5実績 | 達成状況 |
|-----------|---------|---------|------|
| ① 溶剤、塗料など | 1.1トン削減 | 149トン増加 | 非達成 |
| ● その他の用途 | 0.7トン削減 | 120トン削減 | 達成 |
| ● 全用途計 | 2トン削減 | 29トン増加 | 非達成 |

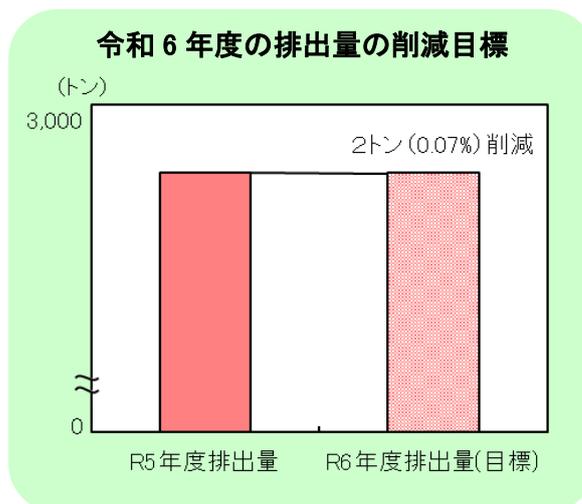
削減目標の上位用途である「溶剤・塗料など」においては、目標を達成しませんでした。

(2) 令和6年度の排出量削減目標

事業者から報告された令和6年度の排出量の削減目標は、全体で2トンでした。この目標が達成されると、排出量は令和5年度と比較して0.07%削減されます。

ただし、化学物質の排出削減の実績や目標の設定は、業種や用途などによって異なります。

既に十分な排出削減対策を実施していて、もうこれ以上の削減が困難な事業所もあるため、削減目標の大小だけでは事業者の取組状況を評価することは必ずしもできない場合があります。



排出量の削減目標が大きい業種、用途や物質は次のとおりです。

排出量の削減目標が大きい業種

| 業種名 | R6削減目標 |
|---------------|---------|
| ① 輸送用機械器具製造業 | 1.3トン削減 |
| ② プラスチック製品製造業 | 0.8トン削減 |
| ● その他の業種 | 0.1トン削減 |
| ● 全業種計 | 2トン削減 |

最も削減目標の大きい「輸送用機械器具製造業」で、削減目標全体の約5割程度を占めています。

排出量の削減目標が大きい物質

| 物質名 | R6削減目標 |
|----------|---------|
| ① スチレン | 0.7トン削減 |
| ② キシレン | 0.4トン削減 |
| ● その他の物質 | 0.9トン削減 |
| ● 全物質計 | 2トン削減 |

削減目標の上位2物質で削減目標全体の約5割程度を占めています。

排出量の削減目標が大きい用途

| 用途名 | R6削減目標 |
|-----------|---------|
| ① 溶剤、塗料など | 1.0トン削減 |
| ● その他の用途 | 1.1トン削減 |
| ● 全用途計 | 2トン削減 |

最も削減目標の大きい「溶剤・塗料など」で削減目標全体の約5割程度を占めています。

(3) 令和5年度の使用量削減目標の達成状況

【業種別】

使用量の削減目標が大きい業種の達成状況

| | 業種名 | R5削減目標 | R5実績 | 達成状況 |
|---|--------|--------|------------|------|
| ① | 化学工業 | 15トン削減 | 12,891トン増加 | 非達成 |
| ② | 食料品製造業 | 4トン削減 | 9トン増加 | 非達成 |
| ● | その他の業種 | 13トン削減 | 21,828トン増加 | 非達成 |
| ● | 全業種計 | 33トン削減 | 34,728トン増加 | 非達成 |

削減目標の上位2業種とも目標を達成しませんでした。

【物質別】

使用量の削減目標が大きい物質の達成状況

| | 物質名 | R5削減目標 | R5実績 | 達成状況 |
|---|----------|--------|------------|------|
| ① | キシレン | 9トン削減 | 2,151トン増加 | 非達成 |
| ② | エチルベンゼン | 6トン削減 | 3,161トン増加 | 非達成 |
| ③ | メチルナフタレン | 4トン削減 | 133トン削減 | 達成 |
| ● | その他の物質 | 14トン削減 | 29,548トン増加 | 非達成 |
| ● | 全物質計 | 33トン削減 | 34,728トン増加 | 非達成 |

削減目標の上位3物質においては、キシレン、エチルベンゼンでは目標を達成しませんでした、メチルナフタレンでは目標を達成しました。

【用途別】

使用量の削減目標が大きい用途の達成状況

| | 用途名 | R5削減目標 | R5実績 | 達成状況 |
|---|---------|--------|------------|------|
| ① | 溶剤、塗料など | 21トン削減 | 6,762トン増加 | 非達成 |
| ② | 燃料など | 7トン削減 | 19,981トン増加 | 非達成 |
| ● | その他の用途 | 6トン削減 | 7,985トン増加 | 非達成 |
| ● | 全用途計 | 33トン削減 | 34,728トン増加 | 非達成 |

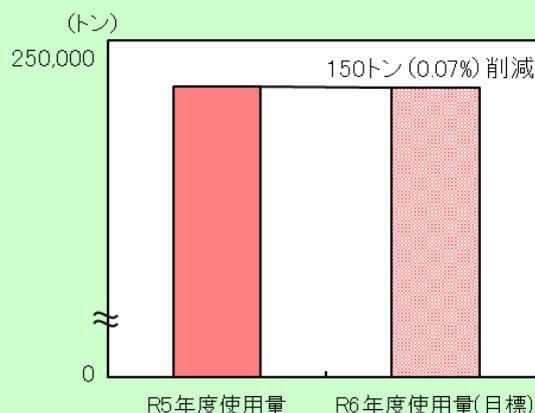
削減目標の上位の2用途においては、「溶剤、塗料など」、「燃料など」どちらも目標を達成しませんでした。

(4) 令和6年度の使用量削減目標と取組内容

事業者から報告された令和6年度の使用量の削減目標は、全体で150トンでした。この目標が達成されると、使用量は令和5年度と比較して0.07%削減されます。

排出削減のところでも記載しましたが、化学物質の使用量の削減の実績や目標の設定は、業種や用途などによって異なります。すでに十分な使用量の削減対策を実施していて、もうこれ以上の削減が困難な事業所もあるため、削減目標の大小だけでは必ずしも事業者の取組状況を正しく評価できない場合があります。

令和6年度の使用量の削減目標



使用量の削減目標が大きい業種、用途や物質は次のとおりです。

使用量の削減目標が大きい業種

| 業種名 | R6削減目標 |
|--------------|---------|
| ① 化学工業 | 126トン削減 |
| ② 輸送用機械器具製造業 | 7トン削減 |
| ● その他の業種 | 17トン削減 |
| ● 全業種計 | 150トン削減 |

最も削減目標の大きい「化学工業」で全体の約8割程度を占めています。

使用量の削減目標が大きい物質

| 物質名 | R6削減目標 |
|---|---------|
| ① 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン | 24トン削減 |
| ② ポリ(オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル (アルキル基の炭素数が9のものに限る。) | 24トン削減 |
| ③ ふっ化水素及びその水溶性塩 | 16トン削減 |
| ● その他の物質 | 86トン削減 |
| ● 全物質計 | 150トン削減 |

削減目標の上位3物質で全体の約4割程度を占めています。

使用量の削減目標が大きい用途

| 用途名 | R6削減目標 |
|--------------|---------|
| ① メッキ、表面処理など | 69トン削減 |
| ② 溶剤・塗料など | 50トン削減 |
| ● その他の用途 | 30トン削減 |
| ● 全用途計 | 150トン削減 |

削減目標の上位2用途で全体の約8割程度を占めています。

令和5年度の神奈川県全体の報告データ

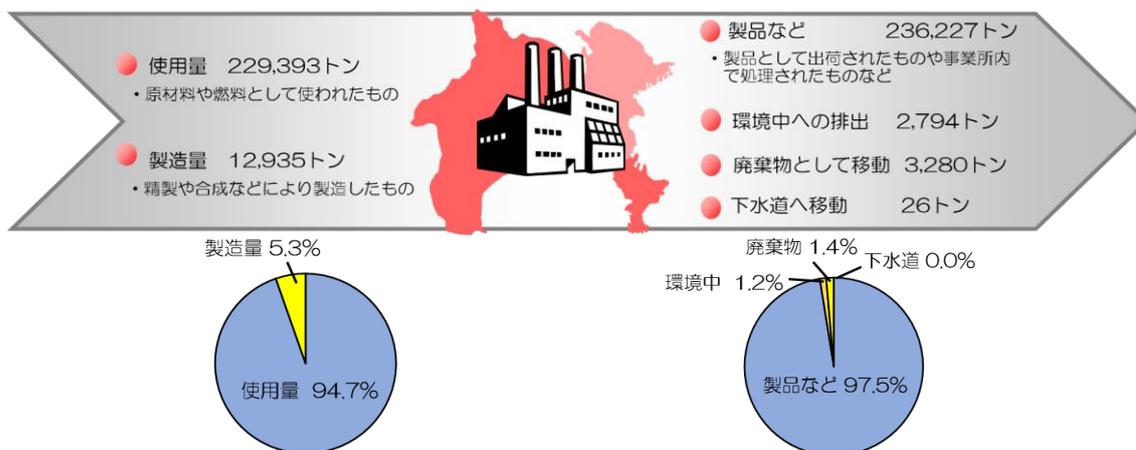


令和5年度の報告データを見てみましょう。

■ 化学物質の取扱状況

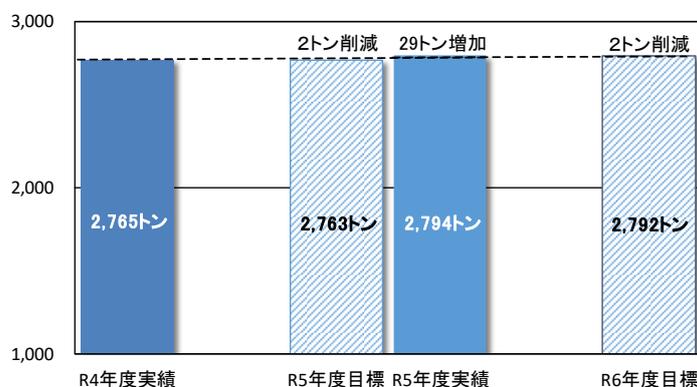
県生活環境保全条例第42条に基づき報告された化学物質の取扱量（使用量と製造量）と、PRTR制度に基づき届出された排出量、移動量を合わせると、県域^{*}の化学物質の出入りがわかります。

※ 県生活環境保全条例が適用されない横浜市及び川崎市並びに条例の権限を移譲している相模原市を除いた地域をいいます。



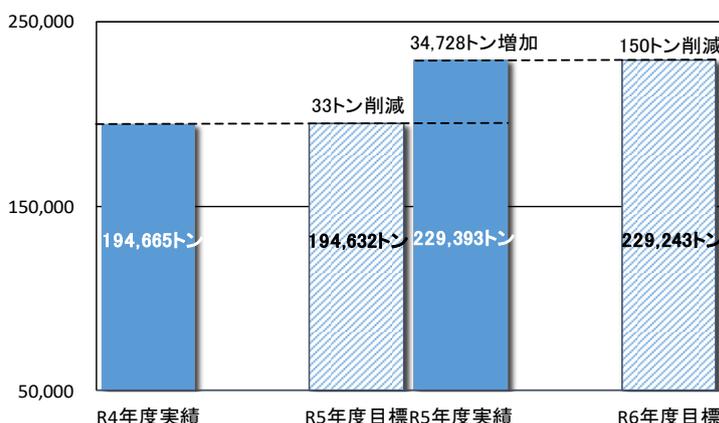
■ 排出量削減目標の達成状況

事業者から報告された令和5年度の排出量の削減目標は、全体で2トンでした。同年度の実績は29トン増加であり、目標の2トン削減を達成しませんでした。



■ 使用量削減目標の達成状況

事業者から報告された令和5年度の使用量の削減目標は、全体で33トンでした。同年度の実績は34,728トン増加であり、目標の33トン削減を達成しませんでした。



第三章 ダイオキシン類対策の取組による環境リスクの低減

1 ダイオキシン法について

(1) ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、落雷や噴火によって起こる山火事等により、自然界でも発生することがあるといわれていますが、そのほとんどは、ごみ等の焼却、金属の精錬工程、薬品の製造工程等といった人間の社会活動の中で、意図しない副生成物（非意図的生成物）として生成されたものです。

このようにして生成されたダイオキシン類は、燃焼排ガスや排水、製品中の不純物として環境中へ排出され、大気や水、土壌から直接、あるいは食物を通じて人の体内に取り込まれます。環境中へ排出されたダイオキシン類は分解されにくく、食物連鎖を通じて生物濃縮されやすい性質があります。

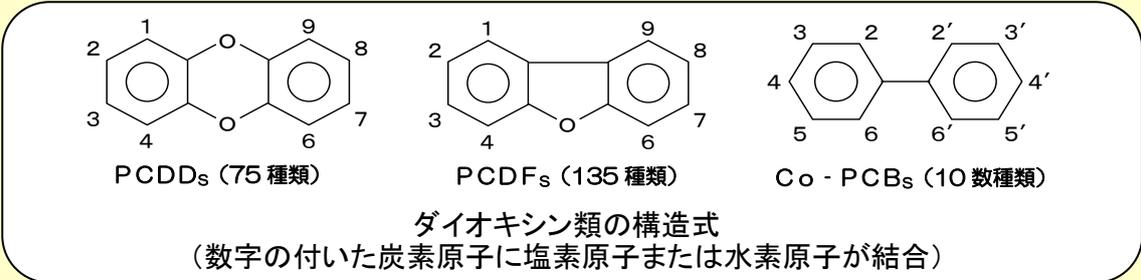
ダイオキシン類の毒性は、「青酸カリよりも強く、人工物質としては最も強い」と言われることがあります。しかし、この毒性は、私たちが日常生活の中で食物などから摂取するダイオキシン類の量より、数十万倍多量を一度に摂取した時の急性毒性のことです。通常、私たちの日常生活ではこれほどのダイオキシン類を一度に摂取することは考えられません。

また、現在の我が国の通常の環境の汚染レベルでは、ダイオキシン類によって、がんになるリスクはほとんどないと考えられます。

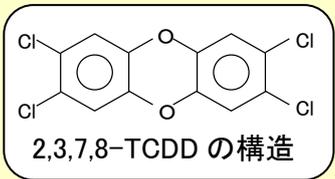
■ ダイオキシン類の構造

ダイオキシン類の構造についてみますと、次の3物質群（単一の物質でないため、「物質群」としています。）があります。

- (1) ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（「PCDD」と略します。）
- (2) ポリ塩化ジベンゾフラン（「PCDF」と略します。）
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル（「Co-PCB」と略します。）



上図の1～9及び2'～6'の数字の付いた位置には塩素または水素が結合しており、この結合している塩素の数と位置の違いによって形が変わるため、ダイオキシン類には200種類以上の仲間（これを「異性体」といいます。）があります。毒性の強さはこの種類の違いによって大きく異なり、最も毒性が強いダイオキシン類は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）であるとされています。



■ 毒性等価係数・毒性等量

環境中に存在するダイオキシン類は、複数の種類の仲間が混在していますが、この種類の違いによって毒性の強さが大きく異なります。そこで、毒性を評価するときには、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDを「1」として、各異性体の毒性に対応した毒性等価係数をかけ、それらを合計した値を用いて評価します。この値を毒性等量（TEQ：Toxic Equivalent Quantity）と言い、濃度にTEQを付記します。PCDD、PCDF及びCo-PCBのうち、毒性があるとみなされているのは29種類であり、これらについて毒性等価係数が定められています。

(2) 規制対象

国では、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等の整備により、ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、人の健康や生態系を保護することを目的として、平成11年7月にダイオキシン法を制定しました。ダイオキシン法では、排出ガスの規制がある施設として廃棄物焼却炉等5種類の施設、排水の規制がある施設としてパルプ製造用漂白施設等19種類の施設が指定されており、これらの施設を「特定施設」と呼びます。また、特定施設を有する工場・事業場（これらを「特定事業場」と呼びます。）に規制がかかります。

(3) 規制内容

ダイオキシン法では、特定施設の設置や変更をするときなどに届出をすること、排出ガス及び排水の排出基準を遵守すること、排出ガスなどの濃度測定をして都道府県等に報告することなどの規制をしています。

また、都道府県等は、特定事業場から報告のあった排出ガス濃度などの結果を公表すること、大気環境などの調査を実施して公表することとされています。

なお、特定事業場から報告のあった結果の概要については40ページ以降に、大気環境などの調査結果については42ページ以降に掲載しています。

<ダイオキシン類の排出基準等>

特定施設からの排出規制は、ダイオキシン法によって定められており、廃棄物焼却炉については次のとおり基準が定められています。

廃棄物焼却炉の排出等の基準

| 廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上、又は焼却能力が50kg/時以上) | 施設規模 (焼却能力) | 新設 ^{※1} | 既設 ^{※1} |
|---|----------------|------------------|------------------|
| 大排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{※3} | 4t/時以上 | 0.1 | 1 |
| | 2~4t/時 | 1 | 5 |
| | 2t/時未満 | 5 | 10 |
| 水排出基準 (pg-TEQ/L) ^{※3} | | 10 | |
| ばいじん及び焼却灰 その他の燃え殻の処分基準 (ng-TEQ/g) ^{※3} | | 3 ^{※2} | |

※1 「新設」とは、ダイオキシン法の施行（平成12年1月15日）以降に設置されたもので、「既設」とは、ダイオキシン法の施行の際、既に設置されていたものまたは設置の工事がされていたものです。

ただし、大気汚染防止法の届出対象となる廃棄物焼却炉（火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/時以上）については、平成9年12月2日以降に設置されたものが「新設」となります。

※2 平成12年1月15日までに設置された施設の場合、セメント固化等の処理を行うことにより、処分基準の適用が除外されます。

※3 重さの単位について

ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

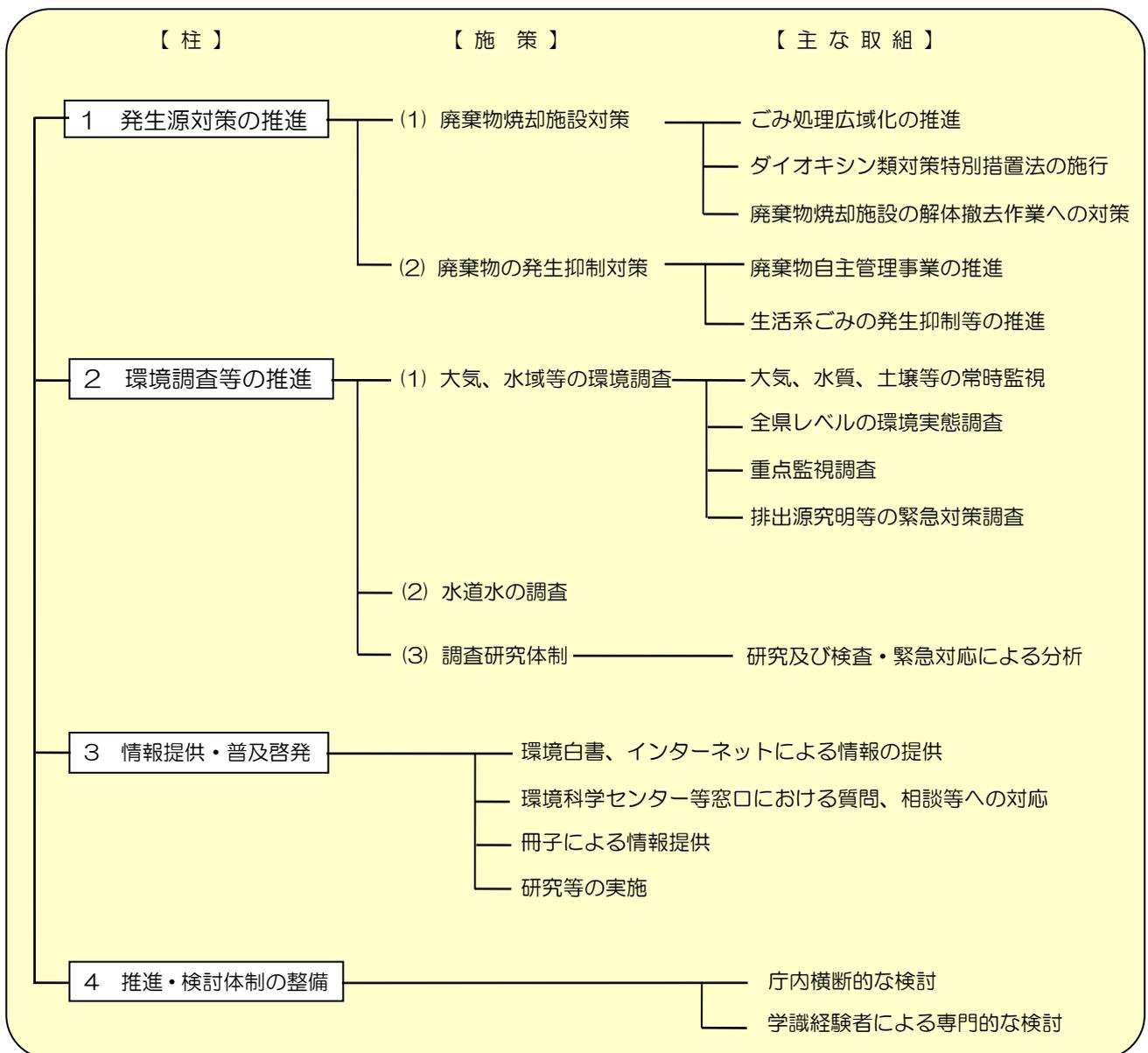
pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

2 ダイオキシン類対策の取組

(1) 本県の取組

県（ダイオキシン法政令市及び廃棄物処理法政令市※を除く）では、ダイオキシン法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）に基づいた規制を始めとして、次のような取組を行っています。

※ ダイオキシン法及び廃棄物処理法では、政令に基づき、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市はそれぞれの市内の対策を受け持つこととなっています。これら4市をダイオキシン法政令市又は廃棄物処理法政令市といい、県域の内、ダイオキシン法政令市又は廃棄物処理法政令市の市域以外の区域を「県所管域」といいます。なお、これら4市のダイオキシン類対策の取組を次ページに掲載しています。



県のダイオキシン類対策のあらまし

(2) 政令市の取組

ダイオキシン法政令市である横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市における令和6年度の取組を紹介します。

| | 横浜市 | 川崎市 |
|----------|--|---|
| 環境モニタリング | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般環境大気調査 定点測定：6地点（年2回測定） 2 水質調査 海域6地点、地下水6地点 （河川・海域 隔年1回測定） 3 底質調査 海域6地点 （河川・海域 隔年1回測定） 4 土壌調査 5地点（年1回測定） | <ol style="list-style-type: none"> 1 一般環境大気調査 定点測定：3地点（年2回測定） 2 水質調査 河川3地点、海域3地点、地下水5地点 （年1回測定） 3 底質調査 海域3地点（年1回測定） 4 土壌調査 3地点（年1回測定） |
| 監視指導 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 法令に基づく規制指導を実施するとともに、次のような立入調査を行っています。 （1）焼却炉…排出ガス（5施設）、焼却灰・集じん灰等調査（6施設、13検体） （2）事業場排水調査（6事業場） 2 産業廃棄物最終処分場に対する指導 浸出液・放流水について3検体、周縁地下水について10検体の調査を実施しています。 3 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、焼却施設の解体工事を施工しようとする事業者からの届出を義務づけ、解体工事によるダイオキシン類等の汚染防止について指導しています。（令和6年度届出件数3件） | <ol style="list-style-type: none"> 1 ダイオキシン法、条例等に基づく指導 ダイオキシン法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に基づき、次のような監視・指導を行っています。 （1）立入検査 ア ダイオキシン法及び市条例に基づく立入検査 イ 排出ガス（2検体）、排水（2検体）のダイオキシン類の検査 （2）自主測定の実施及び測定結果の報告の指導 2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。（令和6年度届出件数1件） |
| その他 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市の焼却施設及び最終処分場における対応 （1）燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の発生抑制に努めるとともに、排ガス処理設備で発生したダイオキシン類を除去しています。 （2）排出ガス、焼却灰、ばいじん及び排水等についてダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。 2 公表及び啓発 （1）廃棄物焼却施設の解体工事に関するパンフレットの作成配布 （2）測定結果の公表 環境調査及び事業所での自主測定結果などを、インターネットのホームページ等により公表しています。 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市のごみ処理センター及び廃棄物埋立地におけるダイオキシン類排出実態調査 3処理センターのごみ処理施設から排出されるダイオキシン類（排出ガス、排水、ばいじん等）及び廃棄物埋立地から排出されるダイオキシン類（放流水）の実態把握を継続して調査しています。 2 公表及び啓発 （1）パンフレットの配布 （2）自主測定結果等の公表 環境調査結果、事業所での自主測定結果について、インターネットのホームページ等により公表しています。 （3）市内の排出インベントリーの公表 排出インベントリーを算出し、インターネットのホームページ等により公表しています。 |

| | 相 模 原 市 | 横 須 賀 市 |
|----------|---|---|
| 環境モニタリング | <p>1 大気調査 一般環境3地点（年2回測定）、焼却施設が立地する地域1地点（年2回測定）</p> <p>2 水質調査 河川5地点、湖沼1地点、地下水6地点（年1回測定）</p> <p>3 底質調査 河川5地点、湖沼1地点（年1回測定）</p> <p>4 土壌調査 6地点（年1回測定）</p> | <p>1 一般環境大気調査 2地点（年2回測定）</p> <p>2 水質調査 河川3地点、地下水3地点（河川・海域 隔年1回測定、地下水 年1回測定）</p> <p>3 底質調査 河川3地点（河川・海域 隔年1回測定）</p> <p>4 土壌調査 市内公園3地点（年1回測定）</p> |
| 監視指導 | <p>1 廃棄物処理施設に対する指導 市内にある民間の廃棄物処理施設（焼却炉）から発生する排出ガス及び処理後物に対してダイオキシン類の濃度を調査しています。 廃棄物焼却施設 排出ガス（6施設） 焼却灰、ばいじん等（6施設）</p> <p>2 廃棄物焼却施設の解体工事への指導 廃棄物焼却施設の解体に当たっては、「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導を行っています。</p> | <p>1 特定施設等に対する調査指導 関係法令に基づきダイオキシン類発生施設に対して削減対策等の指導をするとともに、次のような調査を実施しています。 (1) 立入調査 廃棄物焼却施設、下水道終末処理施設 (2) 自主測定、排出基準の遵守及び施設の適正な維持管理の指導</p> <p>2 廃棄物焼却施設の解体工事等への指導 廃棄物焼却施設の解体や改修において、「横須賀市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指針」に基づき、解体工事を実施する事業所に対し指導しています。</p> |
| その他 | <p>1 市の清掃工場（焼却炉）について (1) 燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類の排出抑制に努めています。 (2) 排出ガス、焼却灰及びばいじん等について、ダイオキシン類を測定し、実態把握に努めています。</p> <p>2 公表 ダイオキシン類に関する測定結果等について、インターネットのホームページ等で公表しています。</p> | <p>1 市のごみ焼却工場の対策 (1) ごみの燃焼管理を徹底し、ダイオキシン類排出量の低減化を図っています。 (2) ダイオキシン類排出実態調査 排ガス、ばいじん、焼却灰及び排水中のダイオキシン類の実態把握を継続して行っています。</p> <p>2 公表 調査結果はインターネットのホームページ等で公表しています。</p> |

(3) 県及び政令市におけるこれまでのダイオキシン類汚染事案などへの対応

神奈川県内で発生したダイオキシン類による汚染事案などへの対応をまとめました。

なお、既に調査が終了している過去の対応事例はホームページに掲載しています。

「県及び政令市の過去に対応したダイオキシン類汚染事案」

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/dioxine_ziantaiou.html

| 事例 | 地域 | 概要 |
|--------|---------------------|---|
| 目久尻川水系 | 藤沢市 海老名市 寒川町内 | <ul style="list-style-type: none">平成12年7月に実施したダイオキシン類調査において、目久尻川下流域の宮山大橋で水質が環境基準値を超過していることが確認された。平成13年度に汚染源を究明するために詳細な調査を開始し、平成18年度に汚染の原因は過去に使用された水田農薬由来のダイオキシン類であると推定された。令和4年度からは、調査目的を年間で最も濃度が高い夏季の汚染状況の把握に切り替えた。令和6年度の調査では、目久尻川への流入水（夏季）の結果は3.3pg-TEQ/Lであった。令和7年度も夏季の汚染状態の監視を継続している。 |

(4) 廃棄物対策

ア 廃棄物焼却施設の解体工事への対応

県では、周辺環境の保全の観点から「神奈川県廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」を定め、周辺環境への汚染の未然防止等を図っています。

この要綱では、①工事に伴うばいじんの飛散防止などの周辺環境汚染防止対策、②工事により発生する廃棄物の適正保管及び適正処理、③焼却施設周辺土壌など周辺環境の状況調査、④近隣住民への情報提供、についての措置を定めており、焼却施設の設置者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書を作成し、所管する地域県政総合センターに提出することになっています。

なお、廃棄物処理法政令市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）も同様の規定を設けており、それぞれ取組を進めています。

イ 循環型社会づくり計画の推進

県では、廃棄物対策の基本的方向を示す「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、県民・事業者・市町村とともに、循環型社会の実現に向けた取組を推進しています。

この計画では、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環を推進することで、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

具体的には、県自ら事業者としての取組を率先して行うほか、広域自治体の責務として、市町村や事業者などの取組を支援することにより、3R+Renewableの取組を推進するとともに、廃棄物の適正処理や災害廃棄物対策に積極的に取り組んでいくこととしています。

また、この計画に基づき、主に次の取組を進めることでダイオキシン類の排出削減に資するものとして推進しています。

<神奈川県循環型社会づくり計画>

① 資源循環の推進

- ・ 3Rに関する県民への普及啓発
- ・ 事業者が行う排出抑制や再生利用に向けた取組の促進
- ・ ごみ処理広域化の推進

② 適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物処理業者等への指導
- ・ PCB廃棄物の期限内処理の指導
- ・ ごみ処理広域化の推進



(5) 発生源対策

ア ダイオキシン法に基づく自主測定

特定施設の設置者は、ダイオキシン法第 28 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、施設の排出ガス中に存在するダイオキシン類濃度の測定を年 1 回以上行い、その結果を知事（ダイオキシン法政令市においては市長（以下、同じ））に報告することが定められています。

県所管域に所在する施設から令和 6 年度分として報告された自主測定結果の概要は次のとおりです。

大気排出基準が適用される特定施設（大気基準適用施設）の報告及び設置状況

| 施設名 | R7.3.31 設置施設数 | 報告施設数 | | 休止等 施設数 | 未報告 施設数 |
|--------|------------------|-------|------|------------|------------|
| | | | 超過施設 | | |
| 製鋼用電気炉 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 廃棄物焼却炉 | 99 | 72 | 0 | 26 | 1 |
| 合計 | 100 | 73 | 0 | 26 | 1 |

注：休止等施設には、建設中、故障中の施設を含みます。

ばいじん、焼却灰等に含まれるダイオキシン類測定の報告状況

| 施設名 | R7.3.31 設置施設数 | 報告施設数 | | 休止等 施設数 | 未報告 施設数 | ばいじん及び 焼却灰等が発生 しない施設数 |
|------------|------------------|-------|------|------------|------------|-----------------------------|
| | | | 超過施設 | | | |
| 廃棄物 焼却炉 | 99 | 69 | 5 | 26 | 1 | 3 |

注 1：休止等施設には、建設中、故障中の施設を含みます。

注 2：ばいじん等が発生しない施設とは、揮発性廃油の焼却炉など、測定を行うべきばいじん等が発生しない施設をいいます。

注 3：ダイオキシン類の処理基準を超えたものが 5 施設ありましたが、すべてセメント固化等の適正な処理が行われていることを確認しております。

水質排出基準に係る特定施設が設置される特定事業場（水質基準適用事業場）の報告及び設置状況

| 施設名 | R7.3.31 設置 事業場数 | 排水がある事業場 | | | 排水が ない事業場 |
|---|-----------------------|----------|-----------|------------|--------------|
| | | 報告事業場数 | | 休止 事業場数 | |
| | | | 超過 事業場 | | |
| カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの | 15 | 1 | 0 | 1 | 13 |
| フロン類の破壊の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 下水道終末処理施設 | 11 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 29 | 12 | 0 | 1 | 16 |

注：異なる施設を複数設置している事業場にあつては、主たる施設の欄に計上しました。

これらの自主測定の結果は、各地域県政総合センター環境部の窓口で閲覧できるほか、県のホームページでも見ることができます。

また、ダイオキシン法政令市においても、自主測定結果をインターネット上で公表しています。

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dioxine1/result.html>

イ ダイオキシン法の特定事業場に対する適正管理についての指導状況

ダイオキシン法の特定事業場は県所管域内に92箇所（令和7年3月31日現在）あり、これらの特定事業場を対象に、ダイオキシン類の自主測定結果や施設の維持管理状況等の確認のため、定期的に立入検査を行い、適正な施設管理等の指導を実施しています。

令和6年度監視指導状況

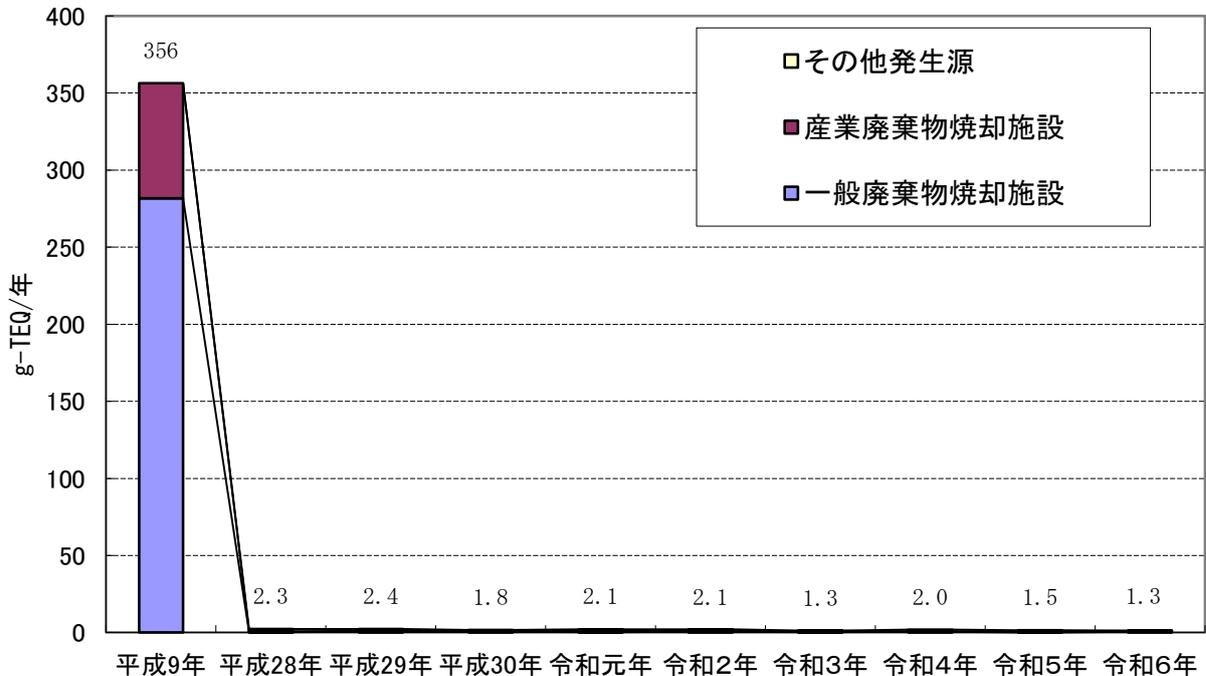
| | 令和7年3月31日現在 | | 立入検査件数 (特定施設延べ数) | 文書指導 件数 | 測定分析 件数 |
|----------------------|-------------|-------|---------------------|------------|------------|
| | 特定事業場数 | 特定施設数 | | | |
| 大気排出基準適用特定施設を設置する事業場 | 64 | 100 | 20 | 0 | 0 |
| 水質排出基準対象特定施設を設置する事業場 | 28 | 79 | 16 | 0 | 0 |
| 計 | 92 | 179 | 36 | 0 | 0 |

注：事業場には、大気排出基準適用特定施設及び水質排出基準対象特定施設のいずれも設置しているものがあるため、実際の事業場数とは一致しません。

第四章 ダイオキシン類調査の結果

1 排出量の推移

県内におけるダイオキシン類の推計排出量は、発生源対策の推進により、平成9年度以降、大幅に減少し、近年では低い値で推移しています。



【推計方法】

- 平成9年度は、排ガス量原単位を用いて推計しました。なお、その他の発生源への排出量は推計していません。
- 平成18年度以降は、事業者の自主測定結果、県や市の検査結果及び排ガス量原単位を加味して算出しました。
- 自主測定が未報告の施設の排出量は、「ダイオキシン類排出量の目録」の施設規模区分別の平均年間排出量または直近の測定結果を用いて推計しました。

2 常時監視等環境調査の結果

県では、平成12年度以降、県所管域の汚染の状況を把握するため、ダイオキシン法に基づいた常時監視等環境調査を行っています。

令和6年度の調査結果は次のとおりであり、大気や水質等、すべての地点で環境基準を達成していました。

<ダイオキシン類の環境基準>

耐受一日摂取量*を基本に、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として、大気や水質、土壌等についてダイオキシン類の環境基準が定められています。国や県等の行政機関は、この環境基準を達成することを目標に、発生源対策や環境汚染状況の調査測定等を進めることになっています。

耐受一日摂取量*
(TDI)

4 pg-TEQ/kg/日



環境基準

ダイオキシン類の環境基準

大気：0.6 pg-TEQ/m³以下
水質：1 pg-TEQ/L以下
底質：150 pg-TEQ/g以下
土壌：1,000 pg-TEQ/g 以下

* 人が一生涯にわたり摂取しても有害な影響が現れないと判断される一日当たりの摂取量（体重1kgあたり）

(1) 大気調査

■ 県及び政令市が実施した調査結果

県所管域の8地点、政令4市の15地点で調査を行ったところ、すべての地点で環境基準（年平均で0.6pg-TEQ/m³）を達成しました。

令和6年度大気調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

| | 地点数 | 平均（最低～最高） | 環境基準超過地点数 | 備考 |
|-------------|----------------|-----------------------|-----------|---------------------------|
| 県及び政令市の常時監視 | 23 (15) 注1) | 0.0094 (0.0046～0.032) | なし | 年2回 |
| 全国の調査結果 | 511 | 0.013 (0.0025～0.13) | なし | 令和5年度の全調査地点のうち年2回以上調査した地点 |
| 県の過去の検出範囲 | | 0.0032～3.30 注2) | | 平成元年度～令和5年度 |

注1) () 内は政令市の内数。

注2) 平成元～11年度はCo-PCBを含みません。

[参考] 過去10年間の県の調査結果（各数値は調査結果の平均値）

（単位：pg-TEQ/m³）

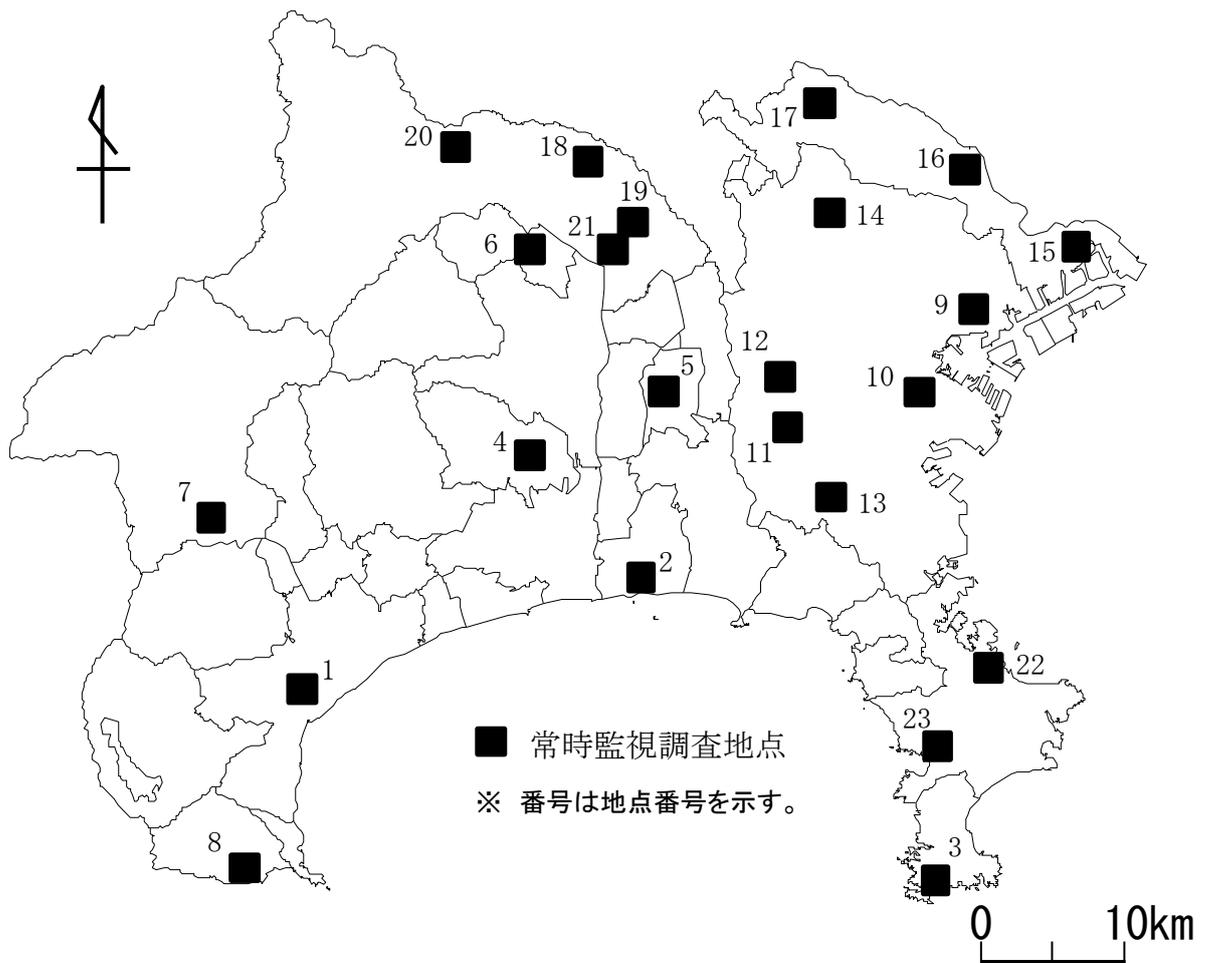
| 年度 | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 濃度 | 0.017 | 0.014 | 0.015 | 0.016 | 0.015 | 0.016 | 0.016 | 0.013 | 0.0081 | 0.0094 |

■ 県内全域での調査結果（令和6年度 年平均値）

表1 大気関係の常時監視結果(年平均値)

| No | 実施機関 | 市町村名 | 測定地点 | 年平均値 pg-TEQ/m ³ | No | 実施機関 | 市町村名 | 測定地点 | 年平均値 pg-TEQ/m ³ |
|----|------|------|---------|-------------------------------|----|------|------|---------|-------------------------------|
| 1 | 県 | 小田原市 | 小田原市役所 | 0.0056 | 15 | 川崎市 | 川崎市 | 大師測定局 | 0.0097 |
| 2 | | 茅ヶ崎市 | 茅ヶ崎市役所 | 0.0078 | 16 | | | 中原測定局 | 0.0077 |
| 3 | | 三浦市 | 三浦市役所 | 0.0073 | 17 | | | 生田浄水場 | 0.0076 |
| 4 | | 伊勢原市 | 伊勢原市役所 | 0.0049 | 18 | 相模原市 | 相模原市 | 相模原市役所 | 0.0071 |
| 5 | | 綾瀬市 | 綾瀬市消防本部 | 0.012 | 19 | | | 相模台測定局 | 0.0093 |
| 6 | | 愛川町 | 愛川町役場 | 0.0065 | 20 | | | 津久井測定局 | 0.0076 |
| 7 | | 山北町 | 山北町役場 | 0.012 | 21 | | | 相武台中学校 | 0.032 |
| 8 | | 湯河原町 | 湯河原町役場 | 0.0046 | 22 | 横須賀市 | 横須賀市 | 横須賀市役所 | 0.0072 |
| 9 | 横浜市 | 横浜市 | 鶴見区生麦 | 0.016 | 23 | | | 西行政センター | 0.0066 |
| 10 | | | 西区平沼 | 0.013 | | | 最大値 | 0.032 | |
| 11 | | | 戸塚区汲沢 | 0.0072 | | | 最小値 | 0.0046 | |
| 12 | | | 瀬谷区南瀬谷 | 0.0077 | | | 平均値 | 0.0094 | |
| 13 | | | 栄区犬山町 | 0.0064 | | | | | |
| 14 | | | 青葉区市ヶ尾町 | 0.0093 | | | | | |

（環境基準：0.6pg-TEQ/m³）



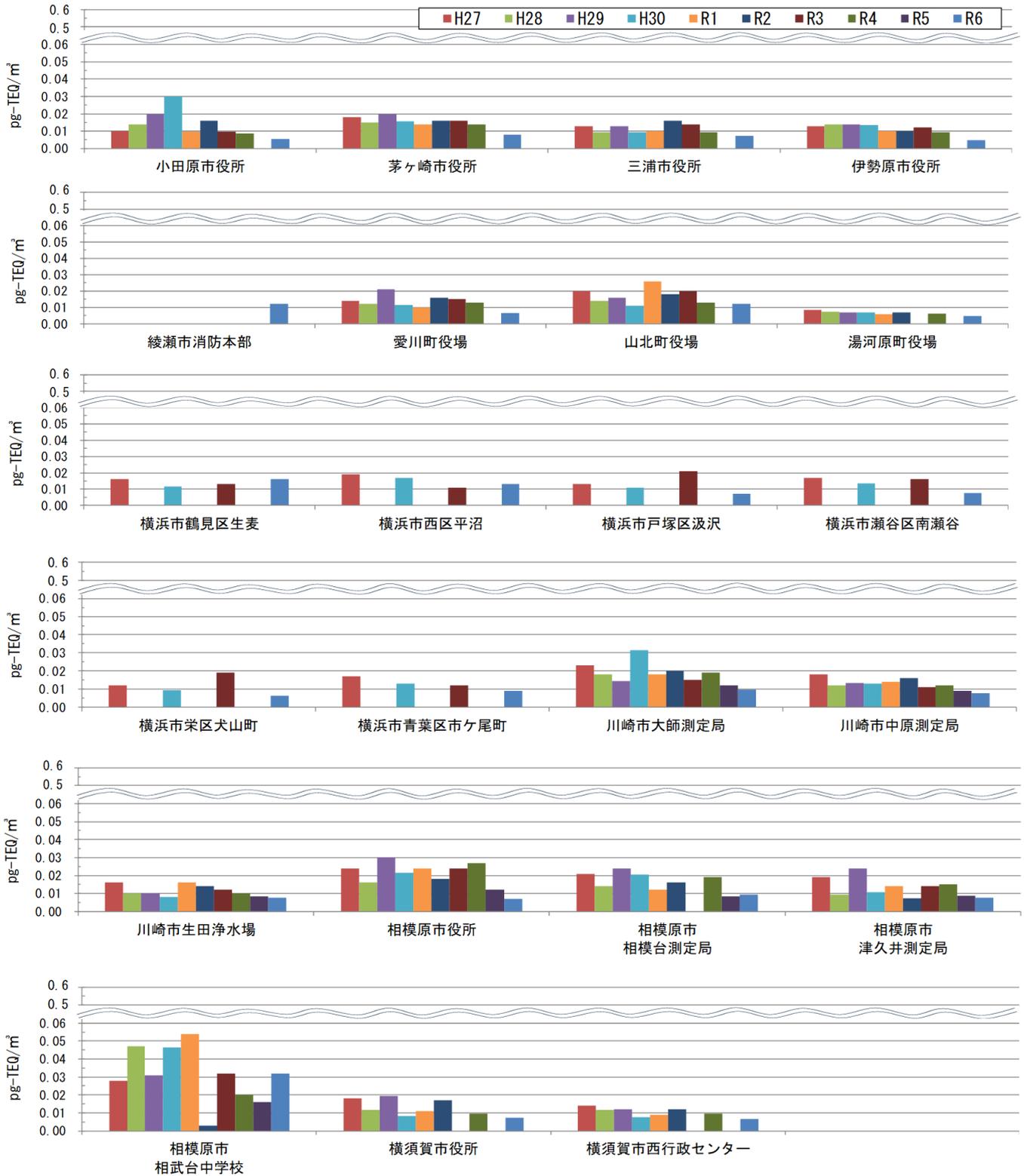
■ 参考資料

政令市以外の市町村が実施した調査結果（令和6年度 年平均値）

（単位：pg - TEQ/m³）

| 実施者 | 調査地点 | 年平均値 |
|------|---------------|--------|
| 平塚市 | 平塚市立岡崎小学校 | 0.0056 |
| 鎌倉市 | 浄明寺緑地 | 0.0067 |
| | 大町広場 | 0.0058 |
| | 第一中学校 | 0.0085 |
| 小田原市 | 小田原市消防本部 | 0.0080 |
| 海老名市 | 上今泉コミュニティセンター | 0.0058 |
| | 大谷コミュニティセンター | 0.0062 |
| | 本郷コミュニティセンター | 0.0068 |
| 南足柄市 | 旧北足柄小学校 | 0.037 |
| 箱根町 | 芦之湯集会所 | 0.0040 |
| | 畑宿寄木会館周辺 | 0.0064 |

大気常時監視地点調査結果の経年変化（県及び政令市 平成 27～令和 6 年度）



* 大気に係るダイオキシン類の環境基準は、0.6 pg-TEQ/m³です。

(2) 公共用水域水質調査

■ 県、国及び政令市が実施した調査結果

令和6年度は、41 地点において実施したところ、すべての地点で環境基準（年平均で1 pg-TEQ/L）を達成しました。

令和6年度水質調査結果

(単位：pg-TEQ/L)

| | | 地点数 | 平均（最低～最高） | 環境基準超過地点数 | 備考 |
|---------------|-------|-------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 県、国及び政令市の常時監視 | 河川 | 29 (14) 注1) | 0.088 (0.030～0.29) | なし | 年1回調査 |
| | 湖沼 | 1 (1) 注1) | 0.044 | なし | 年1回調査 |
| | 海域 | 11 (9) 注1) | 0.083 (0.061～0.16) | なし | 年1回調査 |
| 全国 | 公共用水域 | 1,304 | 0.18 (0.0081～2.9) | 25 | 令和5年度 |
| 県内の過去の検出範囲 | | ND (不検出) ～0.97注2) | | | 平成元～令和5年度 |

注1) () 内は国及び政令市の内数。

注2) 平成10～11年度はCo-PCBを含みません。

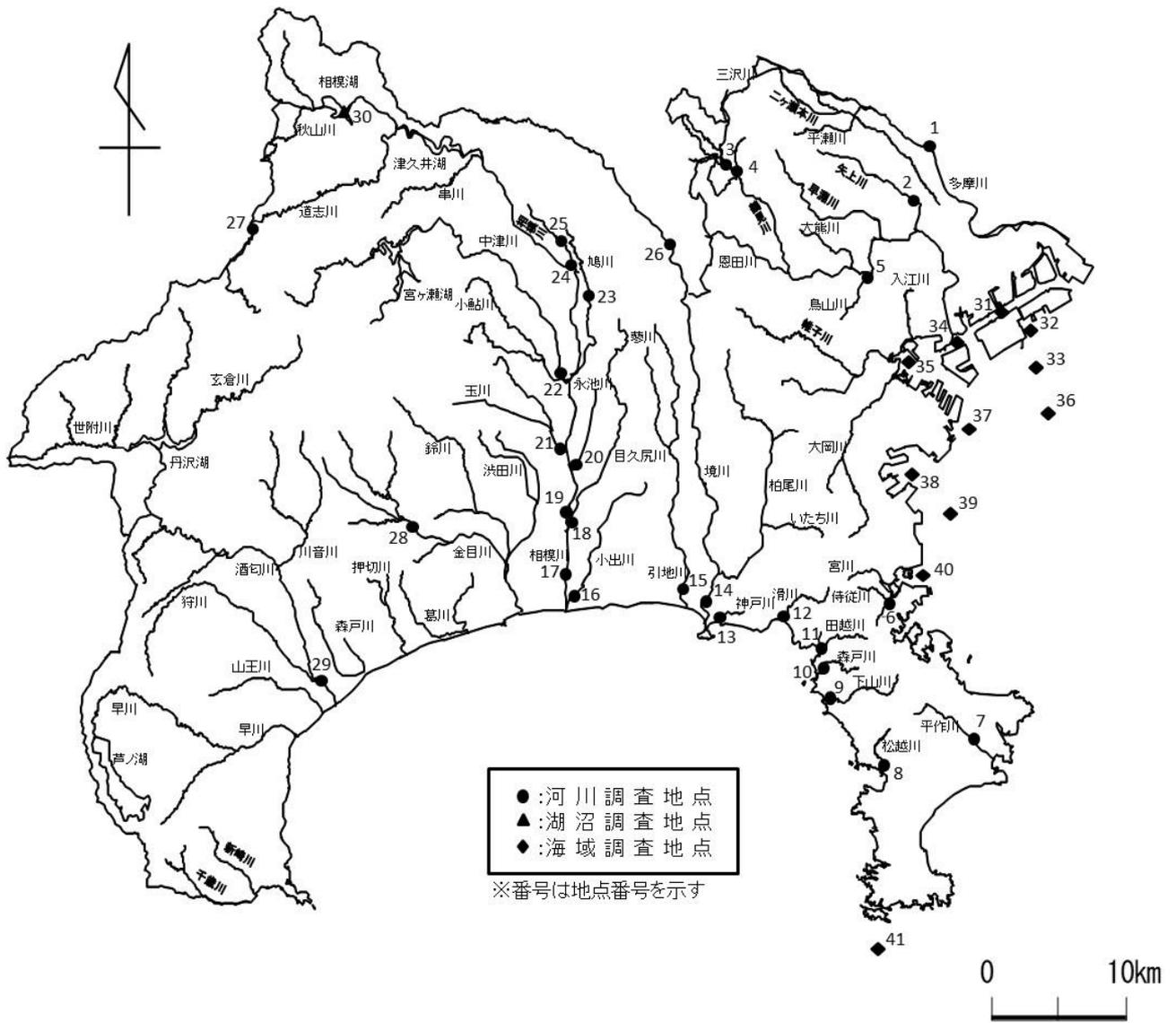
[参考] 過去10年間の調査結果（各数値は調査結果の平均値）

(単位：pg-TEQ/L)

| 年度 | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 河川 | 0.073 | 0.084 | 0.080 | 0.079 | 0.084 | 0.086 | 0.083 | 0.078 | 0.076 | 0.088 |
| 湖沼 | 0.040 | 0.060 | — | 0.057 | 0.044 | 0.067 | 0.051 | — | 0.037 | 0.044 |
| 海域 | 0.062 | 0.088 | 0.066 | 0.12 | 0.071 | 0.068 | 0.072 | 0.071 | 0.11 | 0.083 |

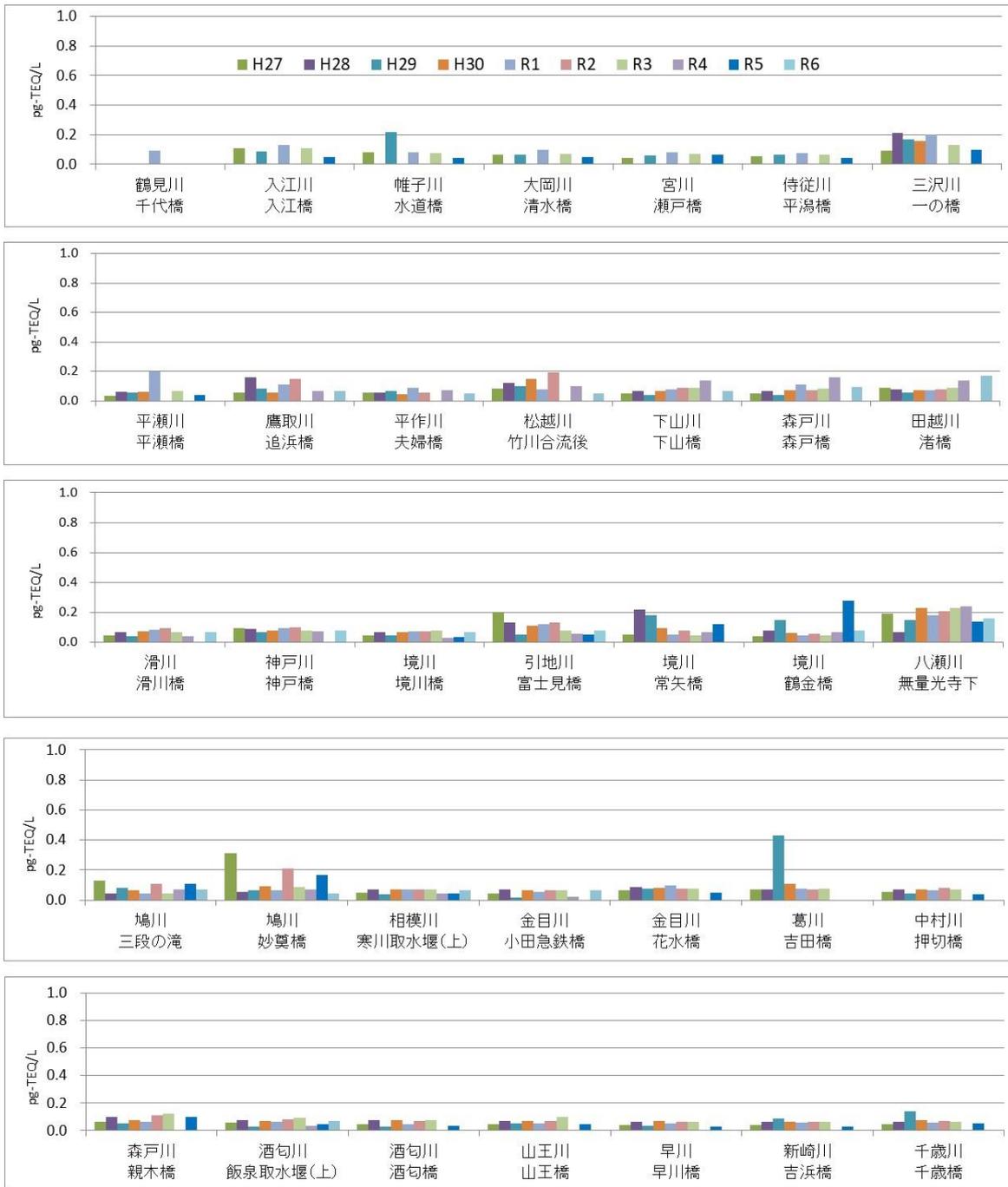
■ 県内全域での調査結果（令和6年度）

| No | 測定機関 | 水域名 | 地点名 | 水質 (pg-TEQ/L) | No | 測定機関 | 水域名 | 地点名 | 水質 (pg-TEQ/L) | | |
|----|-------|----------|------------|---------------|-------|------|------|----------|---------------|-------|-------|
| 1 | 国土交通省 | 多摩川 | 田園調布取水堰(上) | 0.090 | 23 | 相模原市 | 相模川 | 鳩川 | 妙篋橋 | 0.043 | |
| 2 | 川崎市 | 鶴見川 | 矢上川 | 日吉橋 | 0.068 | | | 24 | 鳩川 | 三段の滝 | 0.073 |
| 3 | | | 麻生川 | 耕地橋 | 0.064 | | | 25 | 八瀬川 | 無量光寺下 | 0.16 |
| 4 | | | 真福寺川 | 水車橋前 | 0.063 | 26 | 境川 | 鶴金橋 | 0.080 | | |
| 5 | 国土交通省 | 鶴見川 | 亀の子橋 | 0.11 | 27 | 相模原市 | 相模川 | 道志川 | 両国橋 | 0.030 | |
| 6 | 横須賀市 | 鷹取川 | 追浜橋 | 0.069 | 28 | 神奈川県 | 金目川 | 小田急鉄橋 | 0.065 | | |
| 7 | | 平作川 | 夫婦橋 | 0.048 | 29 | | 酒匂川 | 飯泉取水堰(上) | 0.069 | | |
| 8 | | 松越川 | 竹川合流後 | 0.050 | 30 | 相模原市 | 相模湖 | 湖央東部 | 0.044 | | |
| 9 | 神奈川県 | 下山川 | 下山橋 | 0.069 | 31 | 川崎市 | 東京湾 | 京浜運河扇町 | 0.16 | | |
| 10 | | 森戸川(葉山町) | 森戸橋 | 0.096 | 32 | | | 東扇島防波堤西 | 0.077 | | |
| 11 | | 田越川 | 渚橋 | 0.17 | 33 | | | 扇島沖 | 0.070 | | |
| 12 | | 滑川 | 滑川橋 | 0.068 | 34 | | | 鶴見川河口先 | 0.10 | | |
| 13 | | 神戸川 | 神戸橋 | 0.080 | 35 | | | 横浜港内 | 0.075 | | |
| 14 | | 境川 | 境川橋 | 0.067 | 36 | | | 神奈川県 | 中の瀬北 | 0.12 | |
| 15 | | 引地川 | 富士見橋 | 0.077 | 37 | | | 本牧沖 | 0.062 | | |
| 16 | | 相模川 | 小出川 | 宮の下橋 | 0.29 | | | 38 | 横浜 | 磯子沖 | 0.061 |
| 17 | 国土交通省 | 相模川 | 馬入橋 | 0.10 | 39 | 横浜市 | 富岡沖 | 0.062 | | | |
| 18 | 相模川 | 目久尻川 | 河原橋 | 0.13 | 40 | | 平潟湾内 | 0.066 | | | |
| 19 | 相模川 | 寒川取水堰(上) | 0.066 | 41 | 神奈川県 | | 相模湾 | 城ヶ島沖 | 0.065 | | |
| 20 | 神奈川県 | 相模川 | 永池川 | 新竹沢橋 | 0.12 | 最大値 | | | 0.29 | | |
| 21 | | | 玉川 | 相川水位観測所 | 0.067 | 最小値 | | | 0.030 | | |
| 22 | | | 中津川 | 第一点津橋 | 0.066 | 平均値 | | | 0.086 | | |



■ 参考資料

河川水質常時監視地点調査結果の経年変化（平成27～令和6年度）



政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位：pg-TEQ/L

| 実施者 | 河川名等 | 調査地点 | 水質 |
|------|------|----------|-------|
| | | | 年平均値 |
| 藤沢市 | 引地川 | 富士見橋 | 0.060 |
| | 境川 | 境川橋 | 0.039 |
| 南足柄市 | 内川 | 清掃工場付近 | 0.10 |
| 綾瀬市 | 目久尻川 | 用田橋 | 0.026 |
| | 蓼川 | 新境橋 | 0.028 |
| 箱根町 | 早川 | 環境センター周辺 | 0.61 |

(3) 底質調査

■ 県、国及び政令市が実施した調査結果

令和6年度は、28地点において実施したところ、すべての地点で環境基準（150pg-TEQ/g）を達成しました。

令和6年度底質調査結果

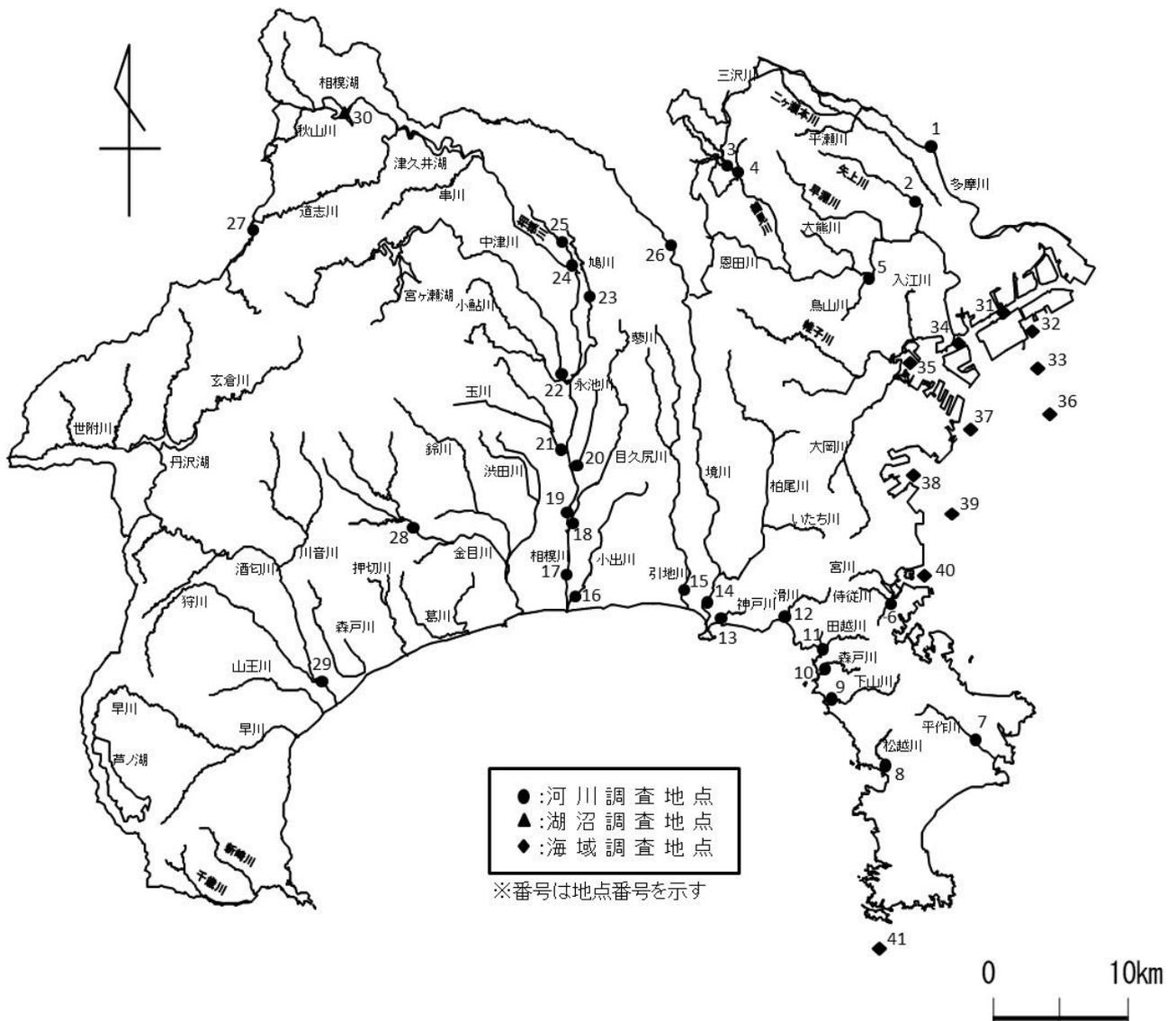
(単位：pg-TEQ/g)

| | | 地点数 | 平均 (最低～最高) | 環境基準超過地点数 | 備考 |
|---------------|----|------------|------------------|-----------|-------|
| 県、国及び政令市の常時監視 | 河川 | 16 (11) 注) | 3.4 (0.20～24) | なし | 年1回調査 |
| | 湖沼 | 1 (1) 注) | 5.1 (5.1) | なし | 年1回調査 |
| | 海域 | 11 (9) 注) | 12 (0.99～45) | なし | 年1回調査 |
| 全国の調査結果 | | 1,078 | 5.6 (0.0092～410) | 2 | 令和5年度 |

注) () 内は国及び政令市の内数。

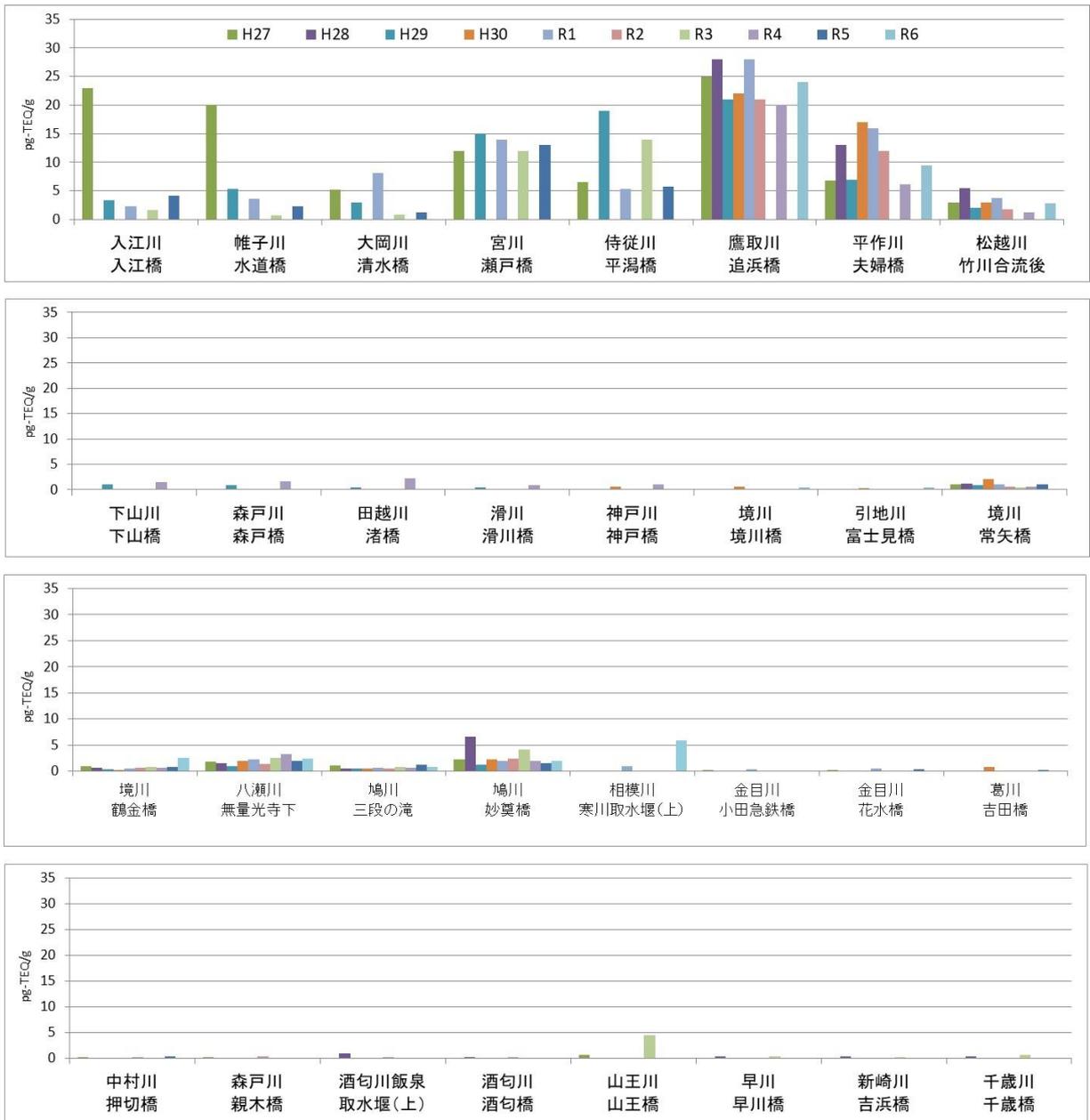
■ 県内全域での調査結果 (令和6年度)

| No | 測定機関 | 水域名 | 地点名 | 底質 (pg-TEQ/g) | No | 測定機関 | 水域名 | 地点名 | 底質 (pg-TEQ/g) | |
|----|-------|----------|------------|---------------|------|------|----------|---------|---------------|------|
| 1 | 国土交通省 | 多摩川 | 田園調布取水堰(上) | 0.72 | 23 | 相模原市 | 相模川 | 鳩川 | 妙奠橋 | 2.0 |
| 2 | 川崎市 | 鶴見川 | 矢上川 | 日吉橋 | - | | | 24 | 鳩川 | 三段の滝 |
| 3 | | | 麻生川 | 耕地橋 | - | | 25 | 八瀬川 | 無量光寺下 | 2.4 |
| 4 | | | 真福寺川 | 水車橋前 | - | | 26 | 境川 | 鶴金橋 | 2.6 |
| 5 | 国土交通省 | 鶴見川 | 亀の子橋 | 0.31 | 27 | 相模川 | 道志川 | 両国橋 | 0.20 | |
| 6 | 横須賀市 | 鷹取川 | 追浜橋 | 24 | 28 | 神奈川県 | 金目川 | 小田急鉄橋 | - | |
| 7 | | 平作川 | 夫婦橋 | 9.5 | 29 | 酒匂川 | 飯泉取水堰(上) | - | | |
| 8 | | 松越川 | 竹川合流後 | 2.9 | 30 | 相模原市 | 相模湖 | 湖央東部 | 5.1 | |
| 9 | 神奈川県 | 下山川 | 下山橋 | - | 31 | 川崎市 | 東京湾 | 京浜運河扇町 | 45 | |
| 10 | | 森戸川(葉山町) | 森戸橋 | - | 32 | | | 東扇島防波堤西 | 14 | |
| 11 | | 田越川 | 渚橋 | - | 33 | | | 扇島沖 | 15 | |
| 12 | | 滑川 | 滑川橋 | - | 34 | | | 鶴見川河口先 | 3.3 | |
| 13 | | 神戸川 | 神戸橋 | - | 35 | | | 横浜港内 | 23 | |
| 14 | | 境川 | 境川橋 | 0.43 | 36 | | | 神奈川県 | 中の瀬北 | 13 |
| 15 | | 引地川 | 富士見橋 | 0.45 | 37 | | | 本牧沖 | 6.9 | |
| 16 | | 相模川 | 小出川 | 宮の下橋 | - | | | 38 | 横浜市 | 磯子沖 |
| 17 | 国土交通省 | 相模川 | 馬入橋 | 1.6 | 39 | 富岡沖 | 1.8 | | | |
| 18 | 神奈川県 | 相模川 | 目久尻川 | 河原橋 | - | 40 | 平潟湾内 | 11 | | |
| 19 | | 相模川 | 寒川取水堰(上) | 5.9 | 41 | 神奈川県 | 相模湾 | 城ヶ島沖 | 0.99 | |
| 20 | | 相模川 | 永池川 | 新竹沢橋 | - | 最大値 | | 45 | | |
| 21 | | 相模川 | 玉川 | 相川水位観測所 | 0.52 | 最小値 | | 0.20 | | |
| 22 | | 相模川 | 中津川 | 第一鮎津橋 | 0.31 | 平均値 | | 7.0 | | |



■ 参考資料

河川底質常時監視地点調査結果の経年変化（県及び政令市 平成27～令和6年度）



政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位: pg-TEQ/g

| 実施者 | 河川名等 | 調査地点 | 底質 年平均値 |
|-----|------|------|------------|
| 藤沢市 | 引地川 | 富士見橋 | 0.55 |
| | 境川 | 境川橋 | 0.64 |

(4) 土壌調査

■ 県及び政令市が実施した調査結果

令和6年度は、23地点において実施したところ、すべての地点で環境基準(1,000pg-TEQ/g)を達成したほか、ダイオキシン類対策特別措置法で追加的な調査が必要とされる基準値(250pg-TEQ/g)も下回りました。

令和6年度土壌調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

| | 地点数 | 平均(最低~最高) | 環境基準超過地点数 | 備考 |
|-------------|-----------------------|---------------------------|-----------|---------------------------|
| 県及び政令市の常時監視 | 23(17) ^{注1)} | 2.9(0.013~19) | なし | 年1回調査 |
| 全国の調査結果 | 683 | 2.6(0.0~140) | なし | 令和5年度 |
| 県内の過去の検出範囲 | | 0.0016~110 ^{注2)} | | 平成10~令和5年度 ^{注3)} |

注1) ()内は政令市の内数。

注2) 平成10~11年度はCo-PCBを含みません。

注3) 平成10~14年度及び平成18年度以降は一般環境把握調査、平成15~17年度は発生源周辺調査を実施しました。

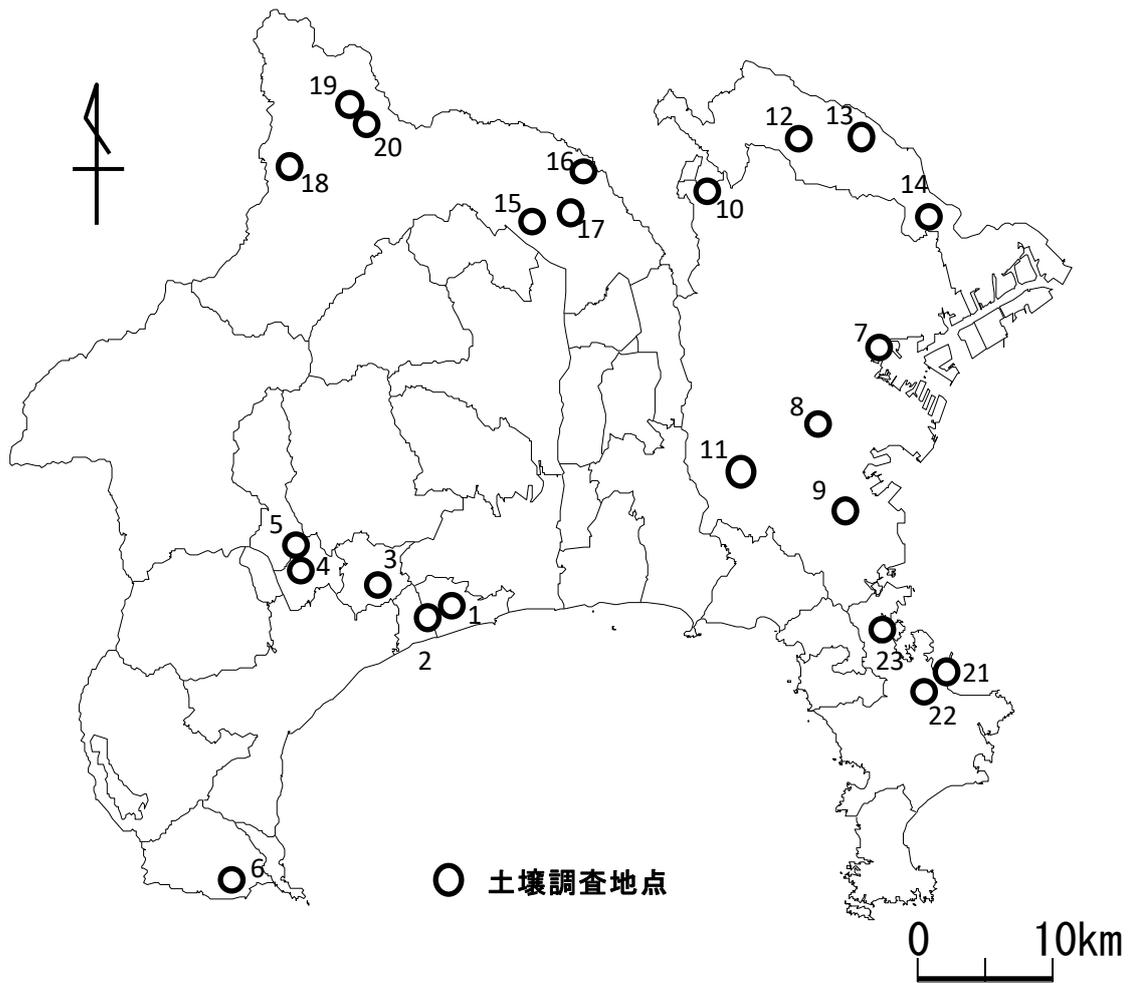
[参考] 過去10年間の調査結果

(単位: pg-TEQ/g)

| 年 度 | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|------|------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 調査結果 | 0.045 ~ 34 | 0.0048 ~ 14 | 0.0089 ~ 8.6 | 0.0082 ~ 8.3 | 0.00017 ~ 16 | 0.013 ~ 12 | 0.020 ~ 24 | 0.00031 ~ 67 | 0.0028 ~ 11 | 0.013 ~ 19 |

■ 県内全域での調査結果(令和6年度)

| No | 測定機関 | 調査地点 | 土壌 (pg-TEQ/g) | No | 測定機関 | 調査地点 | 土壌 (pg-TEQ/g) |
|----|------|------------|------------------|----|------|----------|------------------|
| 1 | 神奈川県 | 大磯町石神台 | 8.0 | 15 | 相模原市 | 田名中学校 | 2.2 |
| 2 | | 二宮町富士見が丘 | 0.057 | 16 | | 大野北中学校 | 1.6 |
| 3 | | 中井町半分形 | 0.95 | 17 | | 弥栄小学校 | 3.3 |
| 4 | | 大井町金手 | 0.16 | 18 | | 藤野南小学校 | 1.4 |
| 5 | | 松田町松田惣領 | 0.52 | 19 | | 桂北小学校 | 1.6 |
| 6 | | 湯河原町土肥 | 1.1 | 20 | | 相模湖林間公園 | 0.42 |
| 7 | 横浜市 | 星野町公園 | 2.0 | 21 | 横須賀市 | うみかぜ公園 | 1.7 |
| 8 | | 六ツ川一丁目公園 | 1.0 | 22 | | 公郷公園 | 1.8 |
| 9 | | 洋光台四丁目第二公園 | 0.044 | 23 | | 船越町1丁目公園 | 7.6 |
| 10 | | 奈良町第九公園 | 0.087 | | | 最大値 | 19 |
| 11 | | 中田町丸の内公園 | 0.013 | | | 最小値 | 0.013 |
| 12 | 川崎市 | 宮前美しい森公園 | 0.28 | | 平均値 | 2.9 | |
| 13 | | 梶ヶ谷第2公園 | 19 | | | | |
| 14 | | 小倉アベリア公園 | 12 | | | | |



■ 参考資料

政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位 : pg-TEQ/g

| 実施者 | 地点数 | 調査結果 |
|------|-----|------------|
| 鎌倉市 | 5 | 0.0090~1.2 |
| 南足柄市 | 1 | 18 |

(5) 地下水調査

■ 県及び政令市が実施した調査結果

令和6年度は、26地点において実施したところ、すべての地点で環境基準（1pg-TEQ/L）を達成しました。

令和6年度地下水調査結果

（単位：pg-TEQ/L）

| | 地点数 | 平均（最低～最高） | 環境基準超過地点数 | 備考 |
|-------------|-----------------------|--------------------------|-----------|------------|
| 県及び政令市の常時監視 | 26（20） ^{注1）} | 0.055（0.028～0.077） | なし | 年1回調査 |
| 全国の調査結果 | 456 | 0.044（0.00052～0.94） | なし | 令和5年度 |
| 県内の過去の検出範囲 | | 0.010～2.0 ^{注2）} | | 平成12～令和5年度 |

注1）（ ）内は政令市の内数。

注2）平成14年度に相模原市内の地下水1地点で環境基準を超過しました。

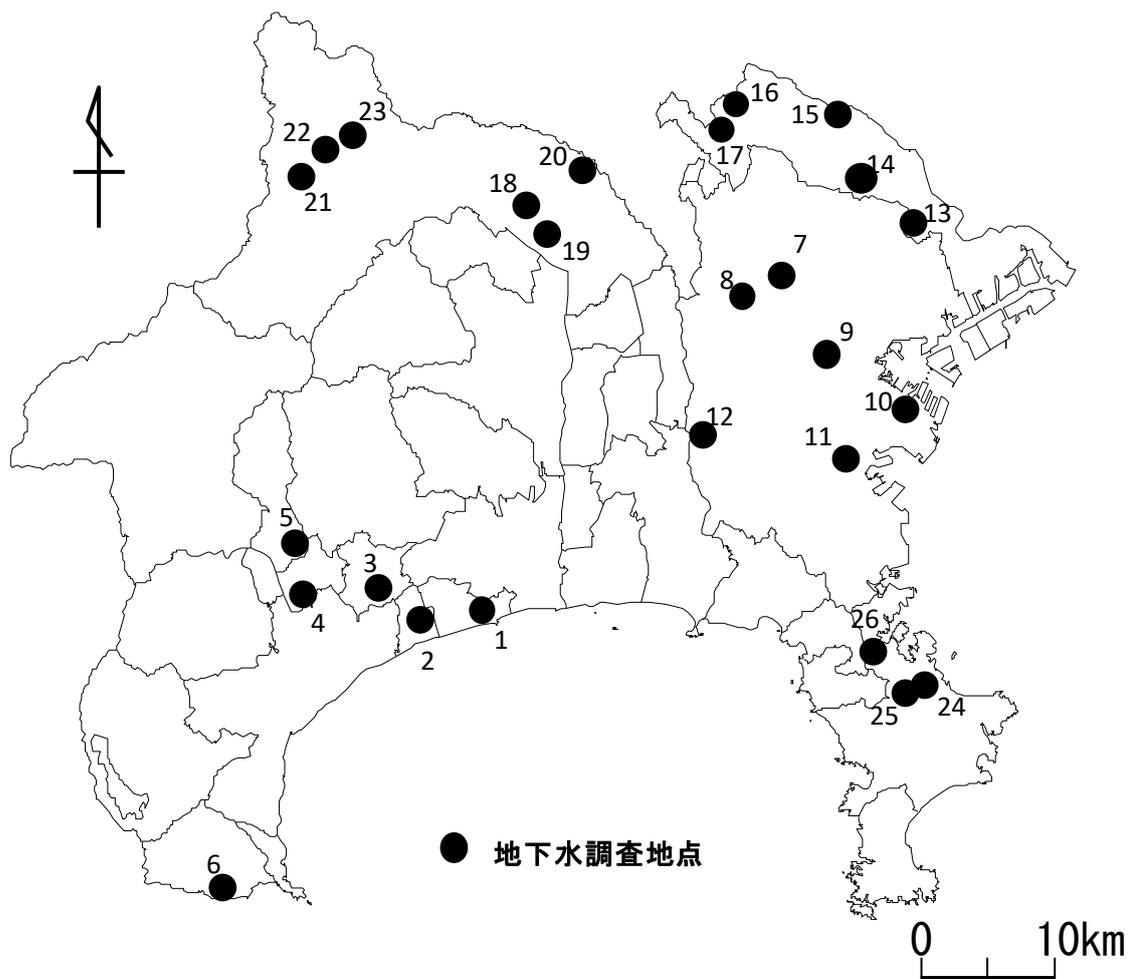
[参考] 過去10年間の調査結果

（単位：pg-TEQ/L）

| 年 度 | 平成27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 令和元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 調査結果 | 0.021 ～ 0.094 | 0.039 ～ 0.19 | 0.010 ～ 0.66 | 0.030 ～ 0.18 | 0.028 ～ 0.086 | 0.016 ～ 0.10 | 0.015 ～ 0.085 | 0.015 ～ 0.092 | 0.014 ～ 0.065 | 0.028 ～ 0.077 |

■ 県内全域での調査結果（令和6年度）

| No | 測定機関 | 調査地点 | 地下水 (pg- TEQ/L) | No | 測定機関 | 調査地点 | 地下水 (pg- TEQ/L) |
|----|------|------------|-----------------------|----|------|---------|-----------------------|
| 1 | 神奈川県 | 大磯町東小磯 | 0.063 | 18 | 相模原市 | 中央区田名 | 0.029 |
| 2 | | 二宮町二宮 | 0.062 | 19 | | 中央区田名 | 0.036 |
| 3 | | 中井町北田 | 0.062 | 20 | | 中央区淵野辺 | 0.028 |
| 4 | | 大井町西大井 | 0.062 | 21 | | 緑区牧野 | 0.031 |
| 5 | | 松田町神山 | 0.062 | 22 | | 緑区牧野 | 0.028 |
| 6 | | 湯河原町土肥 | 0.062 | 23 | | 緑区若柳 | 0.028 |
| 7 | 横浜市 | 都筑区川和町 | 0.060 | 24 | 横須賀市 | 富士見町一丁目 | 0.077 |
| 8 | | 緑区三保町 | 0.060 | 25 | | 佐野町三丁目 | 0.062 |
| 9 | | 保土ヶ谷区東川島町 | 0.060 | 26 | | 田浦大作町 | 0.063 |
| 10 | | 中区和田山 | 0.061 | | 最大値 | 0.077 | |
| 11 | | 港南区上大岡東三丁目 | 0.060 | | 最小値 | 0.028 | |
| 12 | | 泉区上飯田町 | 0.060 | | 平均値 | 0.055 | |
| 13 | 川崎市 | 幸区南加瀬 | 0.063 | | | | |
| 14 | | 宮前区南野川 | 0.062 | | | | |
| 15 | | 多摩区堰 | 0.062 | | | | |
| 16 | | 多摩区西生田 | 0.065 | | | | |
| 17 | | 麻生区上麻生 | 0.062 | | | | |



■ 参考資料

政令市以外の市町村が実施した調査結果

単位：pg-TEQ/L

| 実施者 | 地点数 | 調査結果 |
|-----|-----|------------|
| 鎌倉市 | 4 | 0.055～0.13 |
| 座間市 | 3 | 0.060 |
| 箱根町 | 1 | 0.065 |

(6) 今後の環境調査

県では、ダイオキシン類の環境調査を平成20年度までは3か年計画で、平成21年度以降は単年度計画で実施しております。ダイオキシン類については依然として県民の関心が高いことから、今後も環境調査を継続します。

(7) 水道水の調査

水道水中に含まれるダイオキシン類の実態調査を行っています。水道水には、目標値（暫定）として1pg-TEQ/Lが定められています。

令和6年度の結果を下表に示します。原水（浄水場できれいにする前の河川水）、浄水（水道水として浄水場から送り出す水）の調査結果は、共に目標値（暫定）を満足していました。特に浄水の調査結果は、目標値（暫定）の100分の1未満であり、安全性が確認されています。

令和6年度原水及び浄水調査結果

単位：pg-TEQ/L

| | 実施者 | 河川名 | 調査地点 | 実施月 | 調査結果 |
|----|--------------|-----|--------|-----|---------|
| 原水 | 相模川・酒匂川水質協議会 | 相模川 | 津久井分水池 | 9月 | 0.018 |
| | | | 社家地点 | 9月 | 0.024 |
| | | | 寒川地点 | 9月 | 0.033 |
| | | 酒匂川 | 飯泉地点 | 9月 | 0.023 |
| 浄水 | 企業庁 | 相模川 | 谷ヶ原浄水場 | 9月 | 0.00040 |
| | | | 寒川浄水場 | 9月 | 0.00036 |

注) 相模川・酒匂川水質協議会は、神奈川県企業庁、横浜市水道局、川崎市上下水道局、横須賀市上下水道局及び神奈川県内広域水道企業団により構成され、水道水源の水質保全に関する活動を行っています。



第三編 私たちにできること



一人ひとりができる取組

私たちは、今後どのようなことに取り組んでいけばよいのでしょうか。

国や県が情報を公表しても、私たちがその情報に関心を持たなければ環境はよくなっていきません。一人でも多くの方が化学物質に関する情報に関心を持ち、またそれをきっかけに近隣の事業所や行政とコミュニケーションを図り、自分自身の暮らしを見直すことが、地域の環境リスクの低減につながります。

1 関心を持つ

- ◇ 自宅や勤務先の近くに化学物質を扱う工場や処理施設などはないか、地図を見してみる。
- ◇ 製品ラベルにある使い方の注意事項、原材料の表示を読んでみる。
- ◇ コンビニエンスストアなどのお弁当の容器はどう捨てるべきか、素材がなにか考えてみる。

2 調べる

- ◇ TV、新聞、ラジオ、インターネット、環境報告書、工場情報誌、PRTRデータなど、いろいろな情報源で調べてみる。
- ◇ 行政、企業、専門家、NGOなど、いろいろな立場の人の意見を比べてみる。

3 勉強会・対話の場に参加する

- ◇ 工場見学、おまつり、工場開放日、地域対話、工場主催セミナー、環境報告書を読む会などに参加して、工場の様子を知る。
- ◇ 工場で働く人と話してみる。

4 毎日の生活を見直す

- ◇ 製品の使用量が過度にならないよう、無駄遣いをせず、必要な分だけ使う。
- ◇ 製品の表示をよく読み、使用上の注意を守り正しく使う。
- ◇ ごみは適切に捨てる。
- ◇ 環境にやさしい製品を選ぶ。（例えば、リサイクル可能な製品、詰め替え用がある製品等。）

例えば 日常生活で使う洗剤の使用について、こんな見直し方があります。

- ① 洗いたいものの量と汚れの程度にあった正しい量の洗剤を使いましょう。
洗剤には、効果を発揮するのにちょうどよい量があります。
洗剤のラベルなどに表示された使用量の目安をよく見て、正しい量を使いましょう。
- ② 石けんなどの分解性の高い洗剤を適量使用しましょう。
洗剤を購入するときは、品質表示を確認し、用途や使用量の目安を守りましょう。
- ③ 食器に残った油や汚れは拭き取りましょう。
使う洗剤の量が少なくすみ、水に流れる汚れも少なくなります。

参考文献：「化学物質 対話でリスクをへらしていこう」経済産業省
「わたしたちの生活と化学物質」環境省
「かんたん化学物質ガイド 洗剤と化学物質」環境省

番外編 環境にやさしい製品の見つけ方

環境にやさしい製品を探す一つの方法として、エコマークがついた製品を選ぶという方法があります。

- **エコマーク事務局** [公益財団法人日本環境協会] <https://www.ecomark.jp/>
環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品（製品およびサービス）につけられるエコマークの認定を行っている機関です。



以下のホームページでは、エコマークがついた商品を類型ごと、商品名、キーワード等で検索することができます。

[エコマーク検索ページ] <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

エコマークは、商品やサービスの環境に関する特徴を示すマークや表示（環境ラベル）のうちの1つです。環境ラベルは次のように大きく2つに分類されます。

| 商品・サービスそのものの 環境特徴を示したもの | 使用後の分別の際に 参考になる識別マーク |
|--|---|
| <p>エコマーク</p>  <p>ペットボトル リサイクル 推奨マーク</p>  <p>PETボトル 再利用品</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>再生紙使用マーク</p> | <p>プラスチック製容器包装</p>  <p>ペットボトル</p>  <p>PET</p>  <p>アルミ缶</p>  <p>紙製容器包装</p> |

エコマークでは、各商品分野のライフステージごとに「省資源と資源循環」、「地球温暖化の防止」、「有害物質の制限とコントロール」、「生物多様性の保全」の評価項目で環境への影響を総合的に判断して認定基準を策定しています。この認定基準にクリアしたもののだけにエコマークはつけられます。



エコマークなどの環境ラベルを知って、環境にやさしい製品を使いましょう。



参考資料：エコマーク事務局

海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっている中、平成 30 年の夏に、鎌倉市由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。

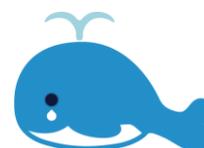
SDGs^{*}未来都市である神奈川県は、同年 9 月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表し、2030 年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラごみゼロを目指すこととしました。



※持続可能な開発目標

(SDGs : Sustainable Development Goals)

：2015 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標です。2030 年を年限とする 17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。



● 「かながわプラごみゼロ宣言」に基づき進めている取組

県は、令和 2 年 3 月に「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」を策定し、取組を進めてきましたが、令和 5 年 3 月、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、新たに「プラスチック資源循環推進等計画」を策定しました。次の 3 つの重点方策により取組を進めています。

1 プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

プラスチックごみの排出抑制のため、ワンウェイプラスチックなど過剰なプラスチック使用製品の使用削減、環境に配慮した製品の選択、なるべく長期間利用するといった、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。

2 プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図ったうえで今後も発生するプラスチックごみは、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルによる再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

3 クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、ポイ捨て防止やごみ集積所からのプラごみの散乱など非意図的な環境への排出防止の取組み、不法投棄対策を推進する。

【3つの重点方策による取組を効果的に推進するための普及啓発も行っています】

・LINE 公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」

プラごみ削減に関するイベント情報やクイズ、コラム、クリーン活動の情報などを発信しています。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html



• メッセージ動画の配信

「かながわプラごみゼロ宣言」を象徴する動画を配信しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#keihatsu>



ぜひご覧ください！
LINE公式アカウントへの友だち
追加もお願いします。



• 学習教材動画の配信

主に小学生を対象としたプラスチックごみ問題に関する学習教材動画とワークシートを配信しています。動画は5部構成です。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/index.html#keihatsu>



• さかなクンのギョギョっとびっくり！プラごみゼロ教室

「かながわ SDGs スマイル大使」であるさかなクンが、プラスチックごみによる海やお魚への影響についてお話する講演イベントを開催しました。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/sdgs/sakanakun_digest.html



• 県内で開催される各種イベントへの出展

主に環境系のイベントに出展し、かながわプラごみゼロ宣言の取組をPRしています。



参考事項

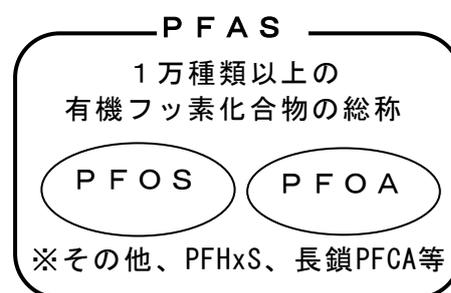
有機フッ素化合物（PFAS）について

1 PFASとは

有機フッ素化合物とは、炭素とフッ素の結合をもつ有機化合物であり、うち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼びます。このPFASは、1万種類以上の物質があるとされています。

PFASには、撥水・撥油性、熱・化学的安定性などの優れた特性を有するものがあり、特に、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）（以下「PFOS等」という。）は、幅広い用途で使用されてきました。一方、PFOS等には、難分解性、高蓄積性、長距離移動性などの性質があるため、いったん環境中に排出されると、地球規模で拡散し、環境や食物連鎖を通じて動植物の生息・生育に影響を及ぼす可能性が指摘されています。

また、PFOS等は、動物実験において、肝臓の機能や仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されています。人においても、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見はありません。



2 国内の動向等

PFOS等は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、製造・輸入等が原則禁止されています（PFOSは2010年、PFOAは2021年）。しかし、国内で規制される前に製造されたPFOS等を含む泡消火薬剤は、急な代替が難しいことから、いまだに多くの駐車場等で保管され、火災時の使用が認められています。

厚生労働省は令和2年4月、PFOS等を、水道水質基準に準じた位置づけである「水質管理目標設定項目」に位置づけ、その目標値を50ng/L（PFOSとPFOAの合算値）に設定しました。この目標値は、体重50kgの人が毎日2リットルの水を一生涯にわたって飲用したとしても、健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されています。水道事業者は、供給する水道水が暫定目標値を下回るよう、水源の状況に応じて検査を実施し、水質の安全性を確認しています。

環境省も同年5月、PFOS等を、水質汚濁に係る環境基準に準じた位置づけである「要監視項目」に指定し、公共用水域と地下水に係る指針値（暫定）を50ng/L（PFOSとPFOAの合算値）に設定しています。都道府県及び水質汚濁防止法政令市は、実状に応じて水質測定を実施し、環境中における存在実態の把握を進めています。

令和5年2月には、PFOS等が水質汚濁防止法の「指定物質」に追加されました。施設の破損等に伴い、PFOS等が河川等に流出又は地下に浸透した際には、「水質事故」と扱い、施設の設置者は、さらなる流出を防ぐための応急措置を講じ、その結果を知事等に報告する義務があります。

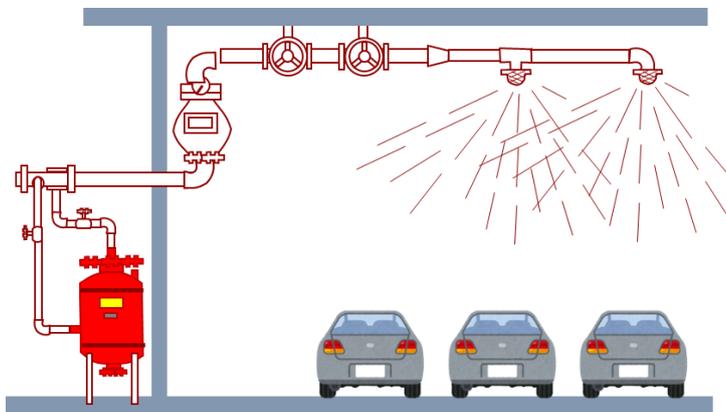
こうした動きの中、環境省は令和7年6月、水質基準に関する省令の一部を改正する省令を公布し、PFOS等について、現在の「水質管理目標設定項目」から令和8年4月に「水質基準項目」に格上げするとともに、公共用水域及び地下水におけるPFOS等の「指針値（暫定）」を「指針値」としました（値の変更はなし）。

3 本県の取組

(1) PFOS等を含む泡消火薬剤の早期代替

環境省が令和6年9月に発表した「PFOS含有泡消火薬剤全国在庫量調査」によると、PFOSを含む泡消火薬剤が全国の駐車場等で約96万リットル（神奈川県内には約14万リットル）保管されていることが分かっています。しかし、その所在等の詳細は把握されていないのが現状です。

県では、泡消火薬剤の放出に伴う新たな環境汚染を防ぐため、PFOS等を含む泡消火薬剤の実態把握を進めるとともに、施設設置者に対し、PFOS等を含まない泡消火薬剤に早期に代替していただけるよう、働きかけています。



(2) 環境モニタリング

県では、水質測定計画に基づき、国及び水質汚濁防止法政令市と連携して河川、地下水等におけるPFOS等の実態把握を進めています。2024年度は、公共用水域26地点（河川22地点、湖沼1地点、海域3地点）及び地下水67地点で水質を調査しました。

これまでの調査において、河川では引地川水系と鳩川水系から、地下水では川崎市、相模原市、秦野市、座間市及び綾瀬市において、指針値を超過するPFOS等が検出されています。指針値を超過した地点においては「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き（第2版）」（令和6年11月、環境省）に基づき、周辺住民等への注意喚起、継続的な監視調査、追加調査（周辺調査）等を実施しています。

表 PFOS等の指針値適合地点数の推移

（公共用水域）

| 項目 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 測定地点数 | 20 | 23 | 26 |
| 適合地点数 | 18 | 21 | 20 |
| 適合率 | 90.0% | 91.3% | 76.9% |

（地下水）

| 項目 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 測定地点数 | 19 | 18 | 67 |
| 適合地点数 | 18 | 18 | 62 |
| 適合率 | 94.7% | 100% | 92.5% |

(3) 情報発信

有害性が懸念されるPFOS等が身近な環境から検出されることに、県民の皆様から、飲み水の安全性や健康に関する不安の声が寄せられています。県では、国及び水質汚濁防止法政令市と連携し、河川、地下水等の水質測定結果を逐次公表するとともに、PFASに関する最新の情報を収集し、Q & Aとして県のホームページに掲載しています。

神奈川県ホームページ 「有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/youkihusso.html>



マイクロプラスチック問題について

1 マイクロプラスチックと生態系への影響

マイクロプラスチックとは、5 mm未満の微小なプラスチックのことを言います。

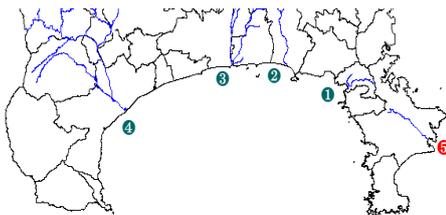
私たちの身の周りには使い捨て容器や日用雑貨をはじめ、たくさんのプラスチックが使われています。これらが様々な原因により、海洋中へごみとして放出され、紫外線や波浪などの影響により自然環境中で破碎・細分化されることでマイクロプラスチックとなります。マイクロプラスチックは、極めて小さいサイズであることから、海の生き物が餌などと一緒に飲み込んでしまいます。また、マイクロプラスチックは、海洋中などにごく低濃度で含まれる有害な化学物質をその表面に吸着しやすい性質を持っているため、吸着した化学物質やプラスチック自体に含有している化学物質により、食物連鎖を通じて生態系に影響を及ぼすことが懸念されています。



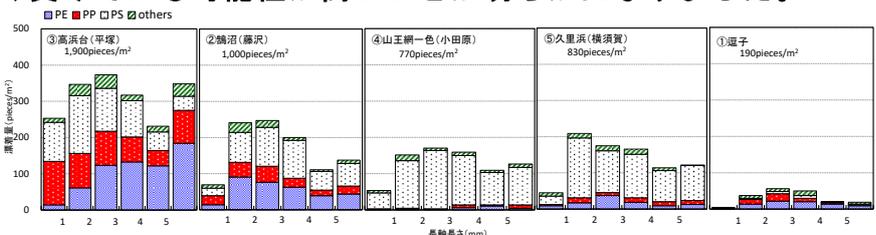
2 相模湾沿岸における漂着状況

県では、相模湾沿岸における漂着状況など、マイクロプラスチックの現状を把握するために、平成29年度から神奈川県環境科学センターにおいて調査を行っています。

調査は、相模湾の海岸4ヶ所、比較のため東京湾の海岸1ヶ所を選定し、マイクロプラスチックの漂着量等を調べました。その結果、海岸によって漂着しているマイクロプラスチックの種類（材質）に違いがあることが分かりました。さらに、相模湾では、外洋から運ばれてくるマイクロプラスチックより、内陸から河川を通じて湾内に流れ出すマイクロプラスチックの影響を強く受けている可能性が高いことが明らかになりました。



調査地点図



非常定漂着を除外した春期の漂着状況(2017-18の2年平均)

PE: ポリエチレン、PP: ポリプロピレン、PS: 発泡ポリスチレン

図中数値は総漂着数

3 河川を流下するマイクロプラスチックの調査

以上の結果を受けて、実際の河川でどのくらいマイクロプラスチックが流れているか、またその排出元は何かを少しでも明らかにするため、現在河川を流れているマイクロプラスチックの調査を実施しています。写真にあるような、プランクトンネット（目合い300 μ m、口径30cm）を改良した採取器具を使って河川水を採取し、河川ごとの違いや特徴的なマイクロプラスチックの確認などを行っています。これまでのところ、河川ごとの特徴が確認されており、私たちの身近なところからマイクロプラスチックが発生していることもわかりました。



○ もっと知りたいときには

1 関連情報のリンク集

(1) 化学物質に関する情報

● 化学物質ファクトシート [環境省]

専門的で分かりにくい化学物質の情報を分かりやすく整理して、専門家以外の方にも理解できるようにまとめたものです。インターネット上で見ることができます。2021年の化管法改正に対応しています。

<https://www.prtr.env.go.jp/factsheet/factsheet.html>

● かんたん化学物質ガイドシリーズ [環境省]

「かんたん化学物質ガイド」シリーズは、私たちの毎日の暮らしに役立っている化学物質と環境リスクについて、楽しく学べるパンフレットです。

◇ これまでに発行されたパンフレット

- わたしたちの生活と化学物質
- 乗り物と化学物質
- 洗剤と化学物質
- 殺虫剤と化学物質
- 塗料・接着剤と化学物質

◇ ホームページ

各パンフレットのPDF版をダウンロードできます。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/guide/index.html>

● 化学物質アドバイザー制度 [環境省]

化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々（化学物質アドバイザー）が、リスクコミュニケーションの場や、事業者の内部研修会などに講師として参加し、化学に関する知識が少ない市民や化学物質の専門家でない事業者を、知識の面から支援する仕組みです。

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/index.html>

● 化学物質データベース (Webk i s - P l u s) [国立研究開発法人 国立環境研究所]

以前公開していた化学物質データベース (旧Webk i s - P l u s) と環境測定法データベース (旧E n v M e t h o d) を統合し、化学物質を正しく管理・利用するために必要な情報を入手できるよう整備されたデータベースです。

<https://www.nies.go.jp/kisplus/>

● 化学物質総合情報提供システム (CHR I P) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構]

化学物質の安全管理の一環として構築しているデータベースです。

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrp/chrp_search/systemTop

リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート
この文書は印刷されず、PDF形式で提供されます。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

別名 : LAS
PRTR政令番号:11-30 (旧政令番号:11-24)
CAS番号 :1322-98-1(デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム, C=10)
27636-75-5 (ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム, C=11)
25155-90-0(ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム, C=12)
26248-24-6 (トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム, C=13)
28348-61-0 (テトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム, C=14)など
構造式 :直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム

$$\text{CH}_3-(\text{CH}_2)_j-\text{CH}_2-\text{C}_6\text{H}_4-\text{SO}_3\text{Na}$$

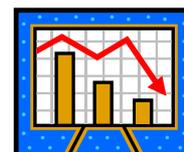
j+k=7~11

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、一般にはLASとして知られており、合成洗剤の主成分などとして使われています。
2010年度のPRTRデータでは、環境中への排出量は約15,000トンでした。多くは家庭から排出されたもので、ほとんどが河川や海などへ排出されました。



(2) PRTRデータ

- 集計結果の概要（PRTRインフォメーション広場）〔環境省〕
国が行った集計結果の概要を公表しています。
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>
- グラフでデータを見る（PRTRインフォメーション広場）〔環境省〕
PRTR制度によって得られたデータを集計し、表やグラフで公表するサイトです。
ホームページ上でグラフや地図を表示することができます。
<https://www.prtr.env.go.jp/prtrinfo/index.html>
- PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック
化学物質による環境リスクを減らすために
～令和5年度集計結果から～〔環境省〕
<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guidebook.html>
- 令和5年度神奈川県PRTRデータの概要〔神奈川県〕
国が行った集計結果から、神奈川県の方を取りまとめ公表しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/tyousei/kagaku/prtr5.html>
- PRTRデータ提供サイト〔独立行政法人 製品評価技術基盤機構〕
国の集計結果や届出排出量の過去との比較の結果などを公表しているほか、PRTR
データから推定した大気中濃度や発生源分布を地図上で表示することができます。
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/index.html>
- 使いやすいPRTR情報〔エコケミストリー研究会〕
国が推計した都道府県別の届出外排出量を独自に市町村別に推計しているほか、化学物
質の毒性を考慮した排出量データの提供を行っています。
<http://www.ecochemi.jp/PRTR.html>
- PRTR個別事業所データ〔独立行政法人 製品評価技術基盤機構〕
国が発表した「個別事業所ごと」の排出量及び移動量の情報を掲載しています。
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr-kaizi.html>



(3) ダイオキシン類に関する情報

- **ダイオキシン類対策のページ [神奈川県]**
ダイオキシン類についてのこれまでの環境調査の結果やパンフレット、ダイオキシン法に基づく自主測定結果などを掲載しています。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/dioxine1.html>
- **食品からのダイオキシン類一日摂取量調査等の調査報告 [厚生労働省]**
厚生労働省では標準的な食事から摂取されるダイオキシン類の調査を実施し、結果を公表しています。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dioxin/>
- **ダイオキシン類対策 [環境省]**
国及び全国の地方公共団体が実施したダイオキシン類の環境調査の結果を公表しているほか、ダイオキシン法やその他関連法令、ダイオキシン類受注資格審査についてなど情報を提供しています。
<https://www.env.go.jp/air/dioxin/dioxin.html>
- **ダイオキシン法政令市の情報**
政令市のダイオキシン類についてのこれまでの環境調査（大気、水質、底質及び土壌）の結果等を公表しています。

[横浜市]

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ki-seishido/kagaku/dioki-naibunpi.html>

[川崎市]

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-4-2-0-0-0-0.html>

[相模原市]

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/kankyo/1026503/jyokyo/1008127.html>

[横須賀市]

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4120/sokuteiindex.html>

2 「かながわ環境出前講座」について

県では、化学物質問題をはじめとする環境問題と、それに対する県の取組や施策などを広く県民の皆様に紹介し、環境問題への理解と関心を深めていただくとともに、一人一人の行動に結びつくよう、「かながわ環境出前講座」を実施しています。

かながわ環境出前講座

● 講座の内容

県の環境の現状とそれに対する取組のような総合的な話から、「化学物質」はもちろん、「地球環境」や「廃棄物・リサイクル」についての講座もあります。また、メニューにないテーマでもご相談に応じます。

※ メニューは、ホームページに掲載しています。

● 日時及び場所

- ・ 日時：原則として平日の9時から17時までのうち、1～2時間程度です。

※ 土・日・祝日の場合もご相談に応じます。

- ・ 場所：原則として県内であればどこでも可能です。

※ 県の施設で行う講座もあります。

※ オンラインでも実施しています。

● 費用

無料です。ただし、会場費用などの諸費用については受講者側の負担となります。

● 申し込み方法

以下のホームページより、電子申請・届出サービスから申込手续をお願いします。

※原則、電子申請・届出サービスで受け付けていますが、申込票の郵送やFAXによる申請も可能です。

なお、業務上の都合によりご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。

【ホームページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2d/cnt/f7371/>

【問合せ先】

神奈川県環境農政局総務室

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話：045-210-4023

FAX：045-210-8844



地域の皆様で化学物質対策に取り組もうとするときには、この冊子や環境出前講座を、是非活用してください。

■ 県の窓口

全般について／環境課 ☎(045) 210-4107
 廃棄物について／資源循環推進課 ☎(045) 210-4147
 プラごみゼロ宣言について／資源循環推進課 ☎(045) 210-4147
 測定分析の技術について／環境科学センター ☎(0463) 24-3311

各種許認可について／

横須賀三浦地域県政総合センター環境部 ☎(046) 823-0210
 県央地域県政総合センター環境部 ☎(046) 224-1111
 湘南地域県政総合センター環境部 ☎(0463) 45-3150
 県西地域県政総合センター環境部 ☎(0465) 32-8000

■ 市町村の窓口

横浜市 みどり環境局環境保全部環境管理課 ☎(045) 671-2487
 川崎市 環境局環境対策部環境対策推進課 ☎(044) 200-2517
 環境保全課 ☎(044) 200-2516
 相模原市 環境経済局環境部環境保全課 ☎(042) 769-8241
 津久井地域環境課 ☎(042) 780-1404
 横須賀市 環境部環境保全課 ☎(046) 822-8329
 平塚市 環境部環境保全課 ☎(0463) 21-9764
 鎌倉市 環境部環境保全課 ☎(0467) 61-3443
 藤沢市 環境部環境保全課 ☎(0466) 50-3519
 小田原市 環境部環境保護課 ☎(0465) 33-1483

茅ヶ崎市 環境部環境保全課 ☎(0467) 81-7177
 逗子市 環境都市部資源循環課 ☎(046) 873-1111
 三浦市 都市環境部環境課 ☎(046) 882-1111
 秦野市 環境産業部生活環境課 ☎(0463) 86-6037
 厚木市 環境農政部生活環境課 ☎(046) 225-2752
 大和市 環境共生部環境・公害対策課 ☎(046) 260-5106
 伊勢原市 経済環境部環境対策課 ☎(0463) 94-4735
 海老名市 経済環境部環境政策課 ☎(046) 235-4912
 座間市 くらし安全部生活安全課 ☎(046) 252-8214
 南足柄市 環境経済部環境課 ☎(0465) 73-8006
 綾瀬市 市民環境部環境保全課 ☎(0467) 70-5619
 葉山町 環境部環境課 ☎(046) 876-1111
 寒川町 環境経済部環境課 ☎(0467) 74-1111
 大磯町 産業環境部環境課 ☎(0463) 72-4438
 二宮町 町民部生活環境課 ☎(0463) 72-3738
 中井町 産業環境課 ☎(0465) 81-1115
 大井町 生活環境課 ☎(0465) 85-5010
 松田町 環境上下水道課 ☎(0465) 83-1227
 山北町 環境課 ☎(0465) 75-3656
 開成町 環境課 ☎(0465) 84-0314
 箱根町 環境整備部環境課 ☎(0460) 85-9565
 真鶴町 税務町民課 ☎(0465) 68-1131
 湯河原町 環境課 ☎(0465) 63-2111
 愛川町 環境経済部環境課 ☎(046) 285-6947
 清川村 環境上下水道課 ☎(046) 288-3862



皆様からの御意見・御感想をお待ちしています！

今後とも、皆様からの御意見等を反映し、より分かりやすいパンフレットを作っていきたいと考えておりますので、御意見、御感想、また、御質問などがございましたら、ぜひお聞かせください。お手数ですが、ファクシミリまたはインターネットで次のあて先までお送りください。

あて先（環境課環境計画グループ）

 ファクシミリ：045 - 210 - 8846

 インターネット：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/index.html>

※ このページの、「環境農政局 環境部 環境課へのお問い合わせフォーム」からお送りください。



神奈川県

環境農政局環境部環境課 横浜市中区日本大通 1 〒231-8588
 電話 (045)210-4107 (直通) F A X (045)210-8846